辰野町景観計画

日本のど真ん中で未来へつなぐ辰野町の風景

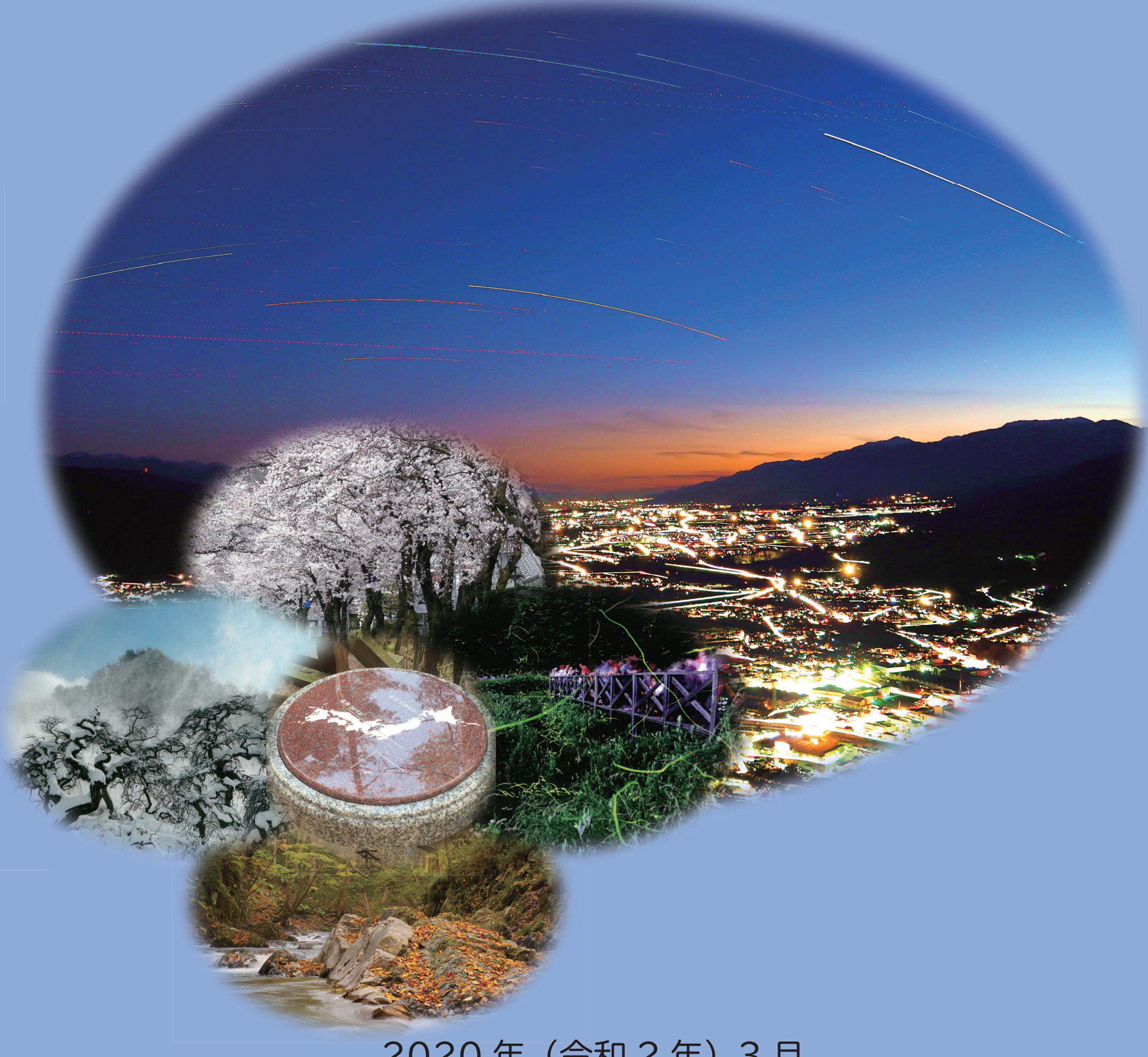

2020 年（令和２年）３月

辰野町

景観形成基本理念

　辰野町には固有の自然や歴史・文化があり「辰野町らしい」美しい景観※をつくり出し、今日まで多くの人達に大切に守られてきました。

　町の中には、“高台からの山の眺め”、“桜や紅葉などの四季の移ろい”、“田園※の中を走る電車”など、私たちが子どもの頃に見た「あの日の風景」を思い起こさせる美しい景観が、今も変わらずあり続けています。

　美しい景観は、町の魅力を高め住みやすさを築きあげるだけではなく、町に関わる多くの人達にとって“ふるさと”を感じる町をつくります。

　私たちには、辰野町にしかないこの美しい景観を守り育て、未来の子ども達も眺めることができるよう次世代へ継承していく責任があります。

　そのために、景観づくりを通して集える場所をつくり、交流することで「住み続けたい　帰りたい　住んでみたいまち　たつの」をつくることを目指し、次の景観形成基本理念を定めます。

景観形成基本理念

世界につながる　日本のど真ん中　“ふるさと”辰野

多くの人たちによって守り育てられてきた

この美しい「あの日の風景」に　未来の子ども達が出会えるよう

立場を超えて　ともにつないでいきます

　また私たちは、景観形成基本理念の実現に向けて次の事項に取り組みます。

- 町内にある景観を大切な資源としてその魅力を再認識し、保全・育成・復元・創出します
- 個人・地域・事業者・行政それぞれの立場で景観に対する取組や人づくりを行い、お互いに協力します
- 県や近隣の市町村とも連携し、景観形成に取り組みます

町長あいさつ

日本の“ど真ん中”で伝えていく景観

私たちの町、辰野町は、伊那谷の北の玄関口であると同時に、まちのシンボルである大城山に「日本の中心の中心ゼロポイント」を有する、日本のど真ん中町です。

その大城山からは伊那谷を見通せますし、荒神山からは町内を見回すことができるなど、辰野町には優れたビューポイントが町民の身近にあります。また、古い宿場のまちなみや各地の寺社は深い歴史を、谷の里山や肥沃な田園は豊かな自然を、工業地帯やまちなか地域は人々の暮らしを、それぞれ感じさせ、それらが共存する辰野町ならではの景観は私たちの心を惹きつけて止みません。

町では、私たちが愛するこの景観を、未来の町民や、これから辰野町を訪れる人たちも愛してくれることを願い、「辰野町景観計画」を策定しました。

今後は、この計画に沿って、町民、事業者、行政が一体となり、まちの景観形成により一層努めてまいりたいと思います。

本計画の策定にあたり、議論と検討を重ねていただいた景観計画策定委員会及び景観審議会の皆さまをはじめ、地区別懇談会やアンケートで貴重なご意見をいただいた町民の皆さま及び関係各位のご尽力に心から感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和２年３月

辰野町長　武居保男

辰野町景観計画　目次

景観形成基本理念

町長あいさつ

序章　辰野町らしい景観形成に向けて

第１章　計画の主旨 …… 1

1. 計画策定の背景と意義 …… 1
2. 計画策定の経緯 …… 2
3. 計画の位置づけ …… 3
4. 辰野町の景観形成 …… 4
5. 景観形成の制度と進め方 …… 5

第２章　景観の様相と景観計画区域 …… 9

1. 景観の様相 …… 9
2. 景観計画区域 …… 17
3. 地区区分の考え方 …… 17
4. 景観計画区域の地区区分 …… 17

第３章　良好な景観形成に関する方針 …… 20

1. 景観形成方針 …… 20

第４章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 …… 36

1. 届出対象行為 …… 36
2. 景観形成基準 …… 38

第５章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針 …………… 48

1. 共通事項……………………………………………………………… 48

2. 景観重要建造物の対象………………………………………………… 48

3. 景観重要樹木の対象…………………………………………………… 49

第６章　良好な景観の形成に関するその他の事項 ……………………… 50

1. 屋外広告物の表示等に関する事項（景観法第８条第２項第４号イ）…………50

2. 公共施設の整備に関する事項………………………………………… 52

別表 ……………………………………………………………… 54

別表１　色彩に係る基準について　…………………………………… 54

別表２　公共施設事業指針　…………………………………………… 56

資料編 …………………………………………………………… 62

1. アンケート調査結果 …………………………………………………… 62

2. 町民との協働による調査検討（地区別懇談会）　…………………… 72

3. 策定経過等 …………………………………………………………… 86

4. 屋外広告物の表示等について ………………………………………… 88

5. 用語解説 ……………………………………………………………… 88

計画本文中に「※」印のついている用語については、「資料編　5. 用語解説」に説明をしてあります。複数出てくる場合は、最初のもののみ、「※」印をつけています。

序章　辰野町らしい景観形成に向けて

写真　大城山からの眺め

荒神山や城前線などの桜、目にまぶしい山々の緑、乱舞するほたるの群れ、四季を通して清らかな横川渓谷の流れ、山々を彩る紅葉、静寂の中で雪をかぶったしだれ栗など四季折々の美しい自然。

長い間、地域の人達によって大切に守られてきた道祖神や神社・寺などの歴史を物語る建造物、古い家並みを残す小野宿などの街道、地域で受け継がれてきた年中行事やお祭といった歴史的・文化的な景観。

そうした自然や歴史的・文化的景観と調和した、農業・林業・商業・工業、またそこで営まれる毎日の暮らしを映し出す山里※や田園、街場の中にある生活の景観。

町内各地にある町固有の様々な景観は「辰野町らしさ」の一つであり、私たちに安らぎや感動を与えてくれます。また、子どもの頃からの見慣れた「あの日の風景」ともいえる景観は懐かしさを感じさせ、その土地を愛する気持ちを育みます。

そうした気持ちを町に住む人達だけではなく、町を訪れた人達、町を離れて暮らしている人達、そして未来の子ども達にも感じてもらいたいと願っています。

そのために「辰野町景観計画」を効果的に用いて、美しく良好な辰野町らしい景観の形成を図り、未来へとつないでいきます。

第１章　計画の主旨

1. 計画策定の背景と意義

地域の良好な景観を守り育てていくため、また身の回りの無秩序な開発を防ぐために、国によって平成16年に「景観法※」が公布（平成16年６月18日　法律第110号：平成17年全面施行）され、景観形成について各地方自治体に合った計画をつくることが可能となりました。

長野県においても、景観法の施行に先立ち、県内の景観をより良くしていくために「長野県景観条例※」が平成４年に施行（平成17年全面改正）されています。

町ではこの「長野県景観条例」及び「長野県景観計画」に基づき景観形成を進めてきましたが、上伊那各地で市町村独自の景観計画が施行される中、辰野町独自の地形や自然などの景観、地域ごとに大切にされてきた歴史・文化的な景観、毎日の暮らしの中で形成されてきた身の回りの景観などに配慮する必要が出てきました。

さらに近年は、インバウンド※による外国人旅行者の増加や都市のスポンジ化※などへの対応として、地域の資源や景観を改めて見直す動きが出てきています。

そこで、町では景観法に基づき、良好な景観形成を実現するためのルールをつくり、自分たちの手で自分たちの景観を守り育てていくことのできる「景観行政団体」へ移行し、町の景観の目指す姿について考え、町固有の特性を反映した景観形成の計画を策定することとしました。

計画の根拠法である景観法では、その目的を「美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り」、その結果として「国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与すること」としています。

本計画も、町の良好な景観を形成するだけでなく、そこに暮らすわたしたちの生活を快適なものにしたり、町や地域を発展させたりすることにより、より良いまちづくりを目指していくものです。

2. 計画策定の経緯

本計画策定の経緯は、下記のとおりです。

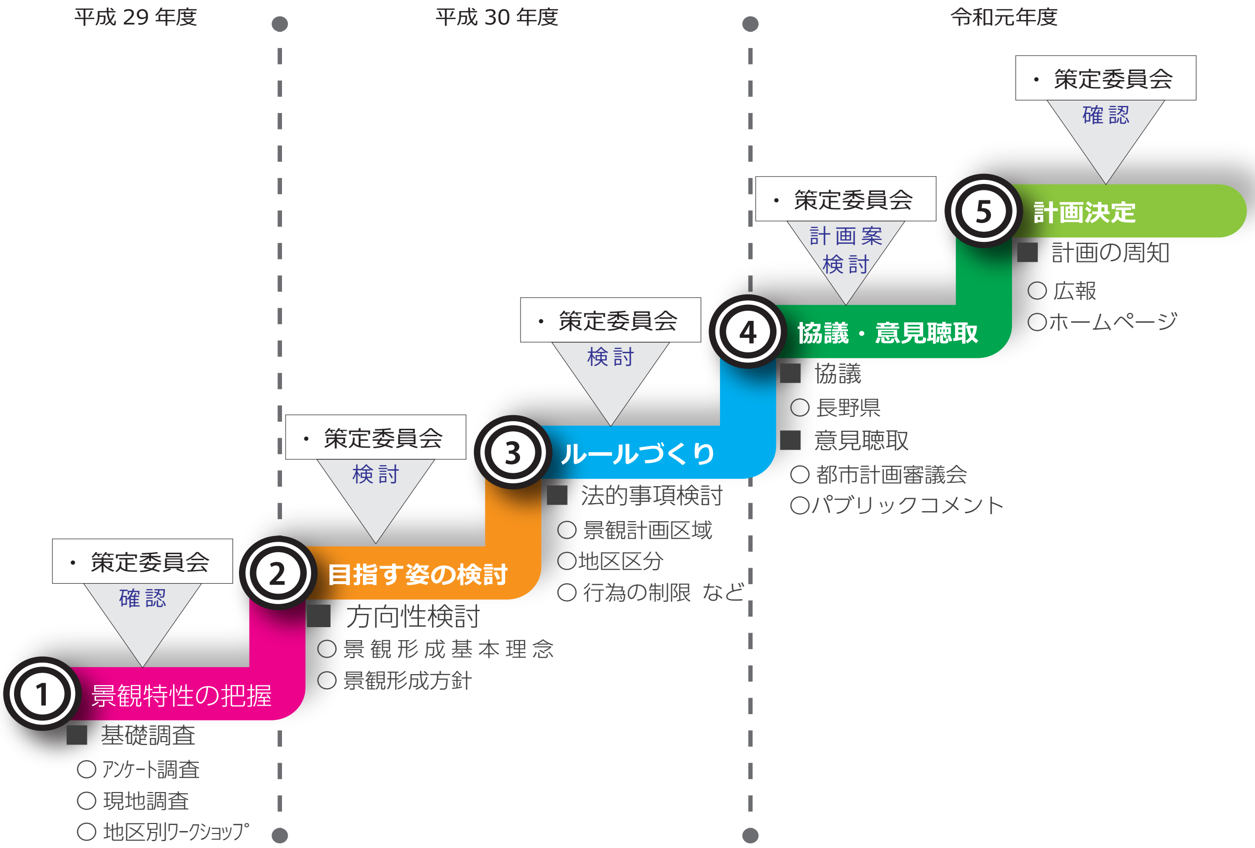

図　策定の経緯

写真　2017 年度（平成 29 年度）第 2 回
策定委員会の状況

写真　2018 年度（平成 30 年度）第 2 回
策定委員会の状況

写真　2018 年度（平成 30 年度）第 4 回
策定委員会の状況

写真　2018 年度（平成 30 年度）第 9 回
策定委員会の状況

3. 計画の位置づけ

本計画は景観によるまちづくりを進めるために、景観法第８条に基づく「景観計画」として定めるものです。

まちづくりには様々な分野がありますが、景観形成は各分野の施策と横断的に連携をしたり、調整を図ったりする特徴的な性格を有しています。

そのため、本計画はまちづくりの整備方針の分野別計画と位置づけ、関連計画と整合するものとします。

本計画により、上位計画である辰野町第五次総合計画や関連計画との整合を図りながら、良好な景観形成を進め、景観形成基本理念を実現するとともに、辰野町第五次総合計画で将来像として掲げられている「ひとも　まちも　自然も輝く」町の実現をめざします。

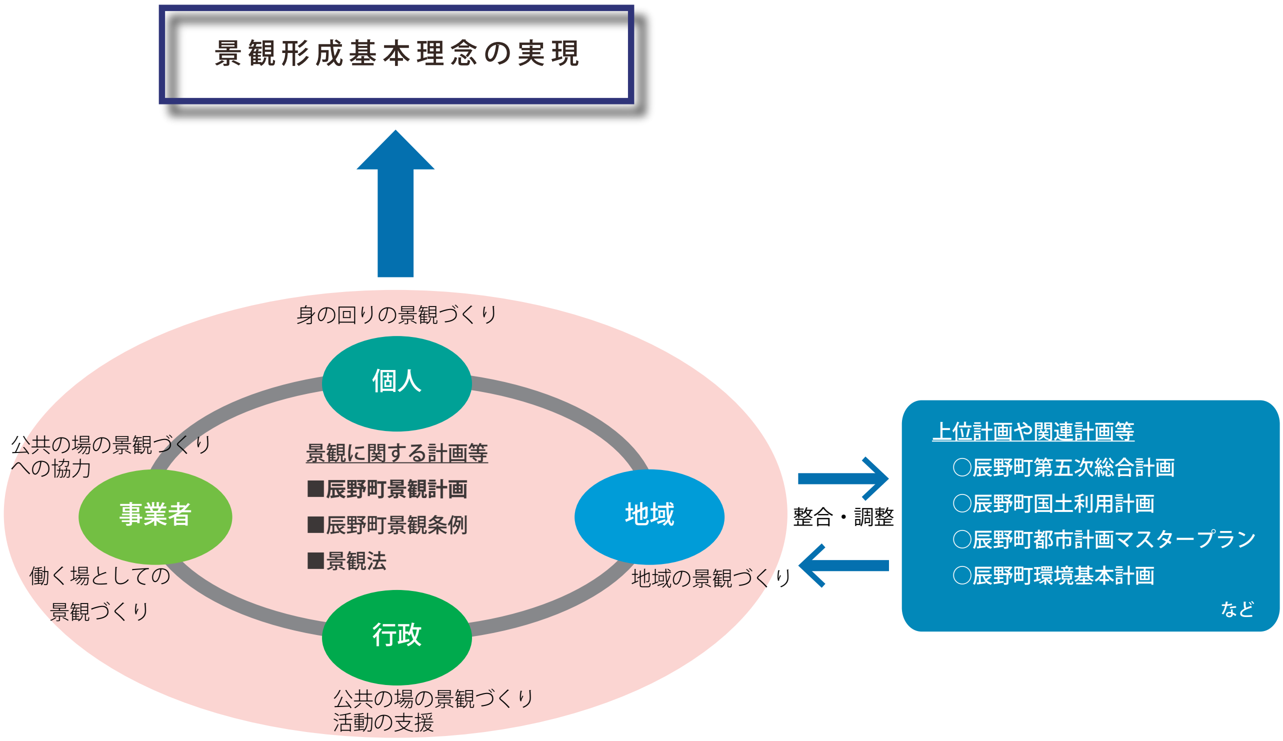

図　計画の位置づけ

4. 辰野町の景観形成

（1） 景観形成の担い手

辰野町の景観を守り、育てていくために、本計画では町の景観形成にかかわる主体として、個人、地域、事業者、行政の四者を設定しました。

四者はそれぞれの立場で景観形成に関わりますが、立場ごとにできることが異なります。この四者がそれぞれに、又は連携して「できることをやる」ことによって、町の景観形成を進め、景観形成基本理念の実現を目指します。

立場	できること	活動の事例
個人	身の回りの景観づくり	庭の手入れ、清掃活動への参加など
地域	組織的な活動による地域の景観づくり	地域にある資源の保存や活用
事業者	働く場としての景観づくり 公共の場の景観づくりへの協力	敷地内の手入れ、景観に配慮した事業活動
行政	公共の場の景観づくり 活動の支援	景観に配慮した公共事業、活動の支援、景観に関する啓発

コラム

辰野町の景観の特徴について

辰野町の景観計画を考える時、この町の成り立ちが重要な指針となります。かつて伊那富村を中心に朝日村、小野村、川島村の四村が合併し今の辰野町が誕生しました。夫々の村は景観軸（主要道路、河川）に沿って村が形作られて来たごく平凡な地域です、その中で唯一旧中山道の宿場「小野宿」跡が当時の街並みを残しており独自の景観を醸し出しております。

辰野町の景観を軸（主な道路､河川）から見ると､辰野町は南北に流れる一級河川　天竜川､横川川、小野川があります。道路では西側に国道 153 号、東側に主要地方道下諏訪辰野線、伊那辰野線が南北に走っております。この軸を中心に住居地、農地、商店街、工業地が点在し夫々が生計を営み、軸の先には町を代表する景勝地や観光地等が有ります。又主な軸からは東西に深い谷が有り、特徴ある山里が形成されています。これも辰野町の特徴かと思います。

こんな特徴を生かし景観を大切に守りながら、時代の流れに沿った景観行政が行われる事を願うものです。

辰野町景観計画策定委員会会長　松澤考資

5. 景観形成の制度と進め方

辰野町では、本計画の景観形成基本理念を実現するために、景観法による様々な制度を利用しながら、それぞれの立場による景観形成活動を活性化し、協働による景観形成を進め、住みよいまちづくりを進めていきます。

また、景観法に関連する制度や取組についても景観形成を進めるための重要な事項として本計画で取り扱います。

（1） 景観法による様々な制度

- 景観形成方針
- 届出制度
- 景観形成基準
- 景観重要建造物及び樹木の指定
- 景観協議会

① 景観形成方針

景観形成方針は、法第 8 条第 3 項に定める「良好な景観の形成に関する方針」です。町ではこの方針を基に辰野町らしい景観形成を進めていきます。

② 届出制度

一定規模以上の建設行為等については、町に届出を行っていただきます。届出の規模は「第４章 1．届出対象行為」で定めるとおりで「辰野町景観条例」を根拠としています。

また、届出については、第 4 章で定める「2．景観形成基準」を見据えたものとしています。

③ 景観形成基準

建築物等を建てる際、景観形成の方針を具体化するためのルールをまとめたものが景観形成基準です。「②届出制度」で届出されたものに対して基準に適合しているかが判断されます。

景観形成基準は、景観の様相ごとに分類された「地区区分」ごとにそれぞれ定めます。

④ 景観重要建造物及び樹木の指定

町内にある、景観的に重要な建造物及び樹木のうち、特に保全が必要なものについては、景観重要建造物及び樹木の指定について検討を行います。

本計画では指定の方針について定めるものとします。

⑤ 景観協議会

町のよりよい景観形成を進めるため、景観形成活動をしている個人、団体、事業者などが集まって必要な協議を行うことのできる組織を景観協議会として組織することを検討します。

これは、法第 15 条に定められる景観協議会によるものです。景観協議会は景観形成活動を行う団体が情報の交換や連絡の場として相互に連携できる組織です。

コラム

辰野町のホタルについて

東日本随一と言われ、毎年 6 月の中～下旬に多くの観光客を集めている「辰野のほたる」は平成 29 年に発生尾数がついに 20 万 3 千尾余で、平成 13 年以降のデータでは最高を記録した。その大量発生に至った歴史を遡ると、以下の通りである。

明治初年頃までは天竜川上流の川岸（現岡谷市）あたりがほたるの名所として知られていた。ところがこの川岸ほたるも岡谷の製紙工場の発達によって川が汚染され、発生地がだんだんと下流へ移動し、明治末年ごろには上平出辺がほたる発生の本場になった。

その頃、下辰野へは、ほたるの時季に大勢の見物人が集まるようになり、平出では臨時の屋台店や桟敷まで作られて大変な賑わいであったという。しかし、その頃は地元の人々をはじめ見物客も蛍は採り放題で、しかも他所から商売の為に取りに来るものも多かったので、大正の頃になるとほたるは急激に減少して「ほたる合戦」とか「ほたるが玉になって群がる」などという事は全くの昔話となってしまった。

朝日尋常高等小学校の小口珍彦訓導は、このありさまを憂えて他の職員の協力を得て「蛍の話」という小冊を作り、児童を通じて村内各戸に配り蛍の保護を呼びかけた。これは大正 10 年夏の事であったが、この運動は平出青年団を動かし、更に辰野青年団や伊那富尋常高等小学校も協力して蛍愛護の地域運動となって一段と効を奏し、大正 14 年にはついに県の天然記念物に指定されるに至った。辰野青年団では翌 15 年にこれを記念し、更に蛍保護を続けるために石臼原の地に「ほたるの名所」の碑を建てた。

そして辰野や平出は蛍の名所として有名になったが、やがて戦争は長く続き、世は蛍どころではなかった。

戦後の経済復興と共に、蛍の名所を復活して自然を守り蛍を愛護する声が再び起こってきた。平成元年からは松尾峡一帯を「辰野ほたる童謡公園」として整備に着手し、それに伴いこの地に「ほたるの名所」の碑を移転した。

「天竜川河畔のほたる」は長い歴史の中で、何回もの絶滅の危機に直面しながら、生息環境を保全して水質を守ってきた地元住民や、保護・繁殖を試みた多くの先人たちの、努力や苦労をしのびながら、この景観が保たれ、環境共生が未来に続くことを願ってやまない。

辰野町景観計画策定委員会委員　赤羽正春

（2）　景観法に関連する制度や取組

- 景観審議会※
- 住民協定
- 景観形成活動団体の登録
- 公共施設事業指針
- 空地等に対する対応

① 景観審議会

町の景観形成に関する重要事項を調査・審議するため町長の諮問機関として設置するものです。

審議員は有識者を始め、公募町民や関係団体代表者などにより構成されます。

審議会では、計画の改訂や更新、届出対象行為への助言・指導など景観形成に関する重要事項について審議を行います。

② 住民協定

良好な景観の形成を目的として住民協定が締結されている、あるいはされる地区を、辰野町景観形成住民協定地区として認定することを検討し、地域住民の方々による景観形成を推進します。

③ 景観形成住民団体の登録

町内における、ゴミ拾いや花の植栽などの活動や景観形成の普及・啓発など景観形成活動を進める団体を町の景観形成住民団体として登録を行い、町民が主体となった景観形成を促す取組を進めていきます。

④ 公共施設事業指針

公共事業として行う建設行為については、景観形成の方針と基準の内容を踏まえて本計画の「第６章 2. 公共施設の整備に関する事項」で扱い、「公共施設事業指針」を定め（本計画　別表 2)、その内容に沿った景観形成を進めていきます。

⑤ 空地等に対する対応

良好な景観形成を図るため、景観を著しく阻害している空地等（空地、建築物又は工作物）については、上位・関連計画と連携し、有効活用や適正な管理等の取組について検討を進めます。

コラム

住民が大切にしたい辰野町の景観について

町では、計画策定に先立ち、2017 年（平成 29 年）に町にお住いの皆さんに辰野町の景観についてのアンケート調査を行いました。

町にお住いの皆さんが大切にしたい景観とはどのようなものなのでしょうか。調査結果の詳細は「資料編 1．アンケート調査結果」の通りですが、ここでは住民の方が考える町の大切にしたい景観、景観形成に望む方向性について記載します。

大切にしたい景観で最も多かった回答は、「高台から眺める遠くの山々や、市街地・田園地帯の景観」でした。これは、優れた景観資源※が町から眺められるだけでなく、町の中に良好な視点場※が数多くあることも示しています。

その他に多かった回答としては「身近な森林」、「緑豊かな山岳・森林景観」、「緑に囲まれた農村景観」という緑についての指摘が多く、さらに「古くからある通りや城跡などの歴史・文化を感じさせる景観」といった、町に住む人たちに大切に守られてきた歴史的文化的な景観についても多くの回答がありました。

景観形成に必要なルールとして最も多かった回答は、「緑を取り入れ、気持ちの良い景観を創出」というものでした。次いで、「通り沿いの建物などの壁をそろえたり、歩行空間に余裕を持たせる」という回答となりました。

また、景観形成の目指す方向性としては、「町民にとっての快適な環境づくりの一環として推進」と回答した方が一番多い結果となりました。

町では、アンケート調査結果や地区別懇談会（「資料編 2．町民との協働による調査検討）でのワークショップ※の結果を参考に、町の景観形成の方向性などについて検討を行いました。

さらに、こうした調査の結果を受けて、視点場の一つである荒神山公園の展望台の改修等も行ってきています。

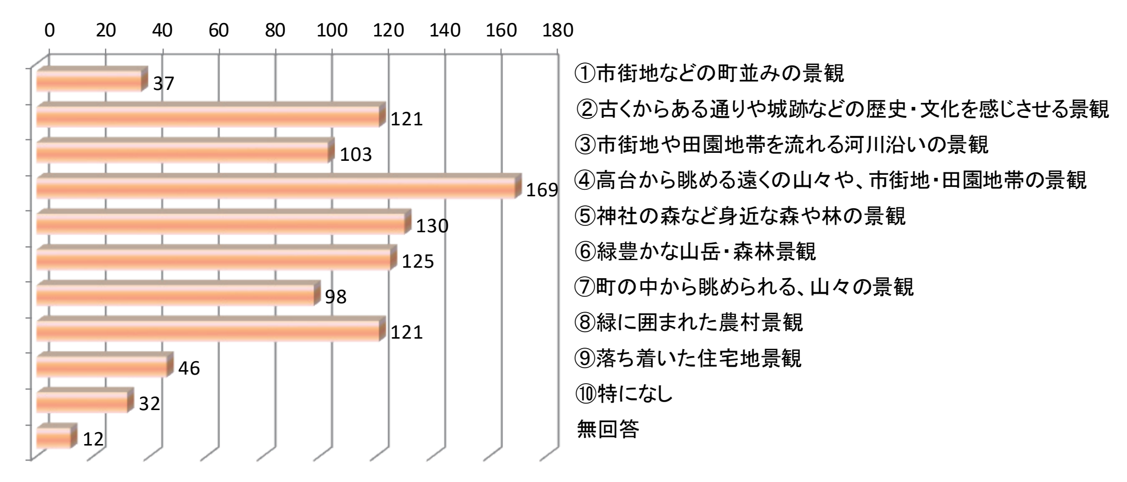

図　特に好きな景観・大切にしたい景観

本計画では、「町並み」、「まち並み」とふたつの「まちなみ」が出てきますが、基本的には同じ意味で使用しています。計画策定より前に行われたアンケートやコラムでは一部「町並み」という表現になっています。

第 2 章　景観の様相と景観計画区域

1. 景観の様相

　景観計画の理念を実現するためには、辰野町の景観の現況を把握した上で景観の様相ごとに区分を行い、それぞれの区分に適した方針を決めることが重要です。

　本計画では、町の中を一定以上の広がりを持った『面の景観※』として、「山地・森林景観」、「山里・田園景観」、「住居地景観」、「まちなか景観」、「工業地景観」の 5 つに区分し、面と面をつなぐ、あるいは貫く骨格的な『軸の景観※』として、「河川景観」、「沿道景観」の２つに区分します。

（1）　山地・森林景観

　伊那山地（伊那山脈）※北部と木曽山脈（中央アルプス）※最北部の二つの山地があります。竜東※の山地は沢底川を境に南北に分かれ、北部は標高 800 m～ 1,000 mのなだらかな山地で北東の諏訪側へ向かって標高が高くなる丘陵状の地形です。竜西※の山地は町面積の４分の３以上の広さを占め、標高 800m から 2,296m の経ヶ岳を擁しており、経ヶ岳山塊※から北東に伸びる三つの尾根をはじめいくつかの山地が形成されています。また、中心街の北側に位置する大城山は景観の要の一つで、山頂から伊那谷※を一望できる眺めもすばらしく、古くから地元の人達を始め、訪れた人達に親しまれています。

写真　山地・森林の景観

写真　荒神山から眺める大城山

写真　山地・森林の景観

写真　山地・森林の景観

(2) 山里・田園景観

横川川、小野川、沢底川など各支川沿いには、豊かな里山に囲まれた田園風景が広がっています。谷の中に里山、川、農地、集落が一体となった「山里」とも呼べる景観がいくつもあるのは同じ上伊那北部にあって辰野町の大きな特徴です。

四季折々の表情を見せる田畑や農作業の風景とともに、道端には道祖神※や庚申塔※などがひっそりと並び、歴史ある寺院や鎮守の森※がたたずみ、ゆったりとした暮らしの景観を織りなしています。

天竜川西側の西部地域は、西天竜幹線水路と天竜川の水利を活かした水田地帯が広がっています。澄んだ青空になだらかな山並みのりょう線※と美しい水田が調和した大らかな田園の景観は、心をほっとくつろがせてくれます。また、果樹栽培がさかんな地域では秋の実りの季節には、黄金のじゅうたんに豊かな彩りを添えてくれます。

写真　山里の景観

写真　山里の景観

写真　田園の景観

写真　田園の景観

（3） 住居地景観

アクセスの良い伊北インターチェンジ西の国道 153 号沿い、小野区の国道 153 号沿い、県道伊那辰野停車場線沿い両側には面的に住宅地が広がっています。

これらの住宅地は山並みを背景に田畑などに囲まれた緑豊かな環境で、古い石垣や木の板壁の残る民家や土蔵、屋敷林※や手入れの行き届いた生垣、さまざまな庭木が趣を添え、雰囲気の良い住居地の景観をつくりだしています。

また、古くからある住宅地内に建てられた新しい住宅や、周辺部に造成された住宅地では、色彩や素材など景観に配慮された建物も多く、庭先に植えられた季節の花々などが美しく咲き、自然豊かな暮らしを楽しんでいる様子がうかがえるとともに、趣のある住居地の景観をつくりだしています。

写真　住居地の景観

写真　住居地の景観

写真　住居地の景観

写真　住居地の景観

(4) まちなか景観

ＪＲ辰野駅や宮木駅を中心に辰野町の特徴的なまちなか景観が広がっています。辰野駅周辺の商業地域は近年衰退が著しいものの、沿道には店舗用の建物などが立ち並び、かつての賑わいを垣間見ることができます。近年では、空き店舗等をリノベーション※する例などがあることから、今後は通り沿いの景観をどのように形成していくかが大きな課題となっています。

この地区には役場、学校、町立病院などの公共施設や銀行、郵便局、工場、商店などが集まり、それらが住宅や農地などと混在していて、独特の景観をつくりだしています。

またその周辺部では、神社のお祭りや行事など四季折々の伝統文化を垣間見ることができるのも魅力のひとつです。さらには、国道 153 号の西側の高台にある長野県辰野高等学校の北方には、整備された湯舟団地が連なって、独特の景観をつくっています。

写真　まちなかの景観

写真　まちなかの景観

写真　まちなかの景観

写真　まちなかの景観

（5） 工業地景観

天竜川の西側の伊北インターチェンジに隣接する北沢工業団地は、流通の利便性が良く、広く平坦な土地が確保できるため、町の産業集積の基盤となっていて、景観的にも工業地の特有な景観となっています。北沢工業団地付近から東を眺めると山のりょう線がくっきり見え、気持ちの良い景観が広がっています。西側山麓の緑豊かな山林の中のおよそ 10 万㎡の敷地には新町工業団地が立ち、赤石山脈（南アルプス）※を望める工業団地として特有の景観になっています。

また、羽場駅の北及び伊那新町駅東側の天竜川沿い、小野区の一部に工業地があり、周囲とは異なった工業地の景観をつくりだしています。

写真　工業地の景観

写真　工業地の景観

写真　工業地の景観

写真　工業地の景観

（6） 河川景観

町の中を蛇行して南流する天竜川や、各支川沿いは、「シーケンス※」と呼ばれる連続的な景観となっています。

天竜川沿いではその両岸に形成された平坦面に水田などの農地を始めとして、住宅、店舗、工場等様々な景観的な要素が連続していて、背後にある景色と相まって独特の景観をつくりだしています。

また、天竜川の支川沿いは、平坦地が形成されているものの両側に山地が迫り、谷の中の田園と河川が一体となった固有の景観（山里景観）をつくりだしています。

写真 河川の景観

写真 河川の景観

写真 河川の景観

写真 河川の景観

(7)　沿道景観

国道 153 号は町の南北を縦断し、集落や河川、農地が連なり交通量も多く、町を印象付ける沿道となっています。特に宿場町の面影のある小野宿は、旧小野家住宅（長野県宝）をはじめ記念館や造り酒屋など古い建物が残り、江戸時代の風情を色濃く残しています。

県道沿いは、山里や田園、まちなか、居住地などの連続した景観があり、軸の景観として国道や町道とともに重要な景観の一つとなっています。

町道は町内の様々な地域を通っているため、それぞれの地域の特徴的な景観をつくりだしています。特に、町道 1 号線（城前線）は、町民の方に行ったアンケート調査の結果でも町の優れた景観資源として挙げられた『城前線の桜並木』があり、春にはおよそ 400m のソメイヨシノが花のトンネルをつくり、心を和ませてくれます。また高台を走る町道 7 号線沿いは見晴らしが良く、神戸地区の西天竜水路沿いには 10 万本もの水仙が清らかに咲き、訪れる人達の目を楽しませてくれます。

写真　沿道の景観

写真　沿道の景観

写真　沿道の景観

写真　沿道の景観

コラム

城前線の桜について

辰野町の町道 1 号線（通称：城前線）には、街路樹としてソメイヨシノが植えられています。この城前線の桜並木は町内外の多くの人々から愛され、町の観光名所の 1 つとなっています。60 本の桜が咲き乱れる光景、春の風に吹かれて花びらが吹雪のように舞い散る姿。その景色はたとえようもないほど美しく、人々の心を和ませてくれます。

辰野町景観計画策定委員会委員　小口ゆうり

■「景観形成重点地区」への推奨地区について

町や住民の意向により、景観形成重点地区の指定への期待が高い、または意欲的な地区を推奨地区とし、指定への検討を行います。

宿場町の面影のある歴史的建造物の連なる小野宿及び矢彦神社付近は、歴史・文化等の色濃く残る地域であり、景観形成重点地区推奨地区とします。

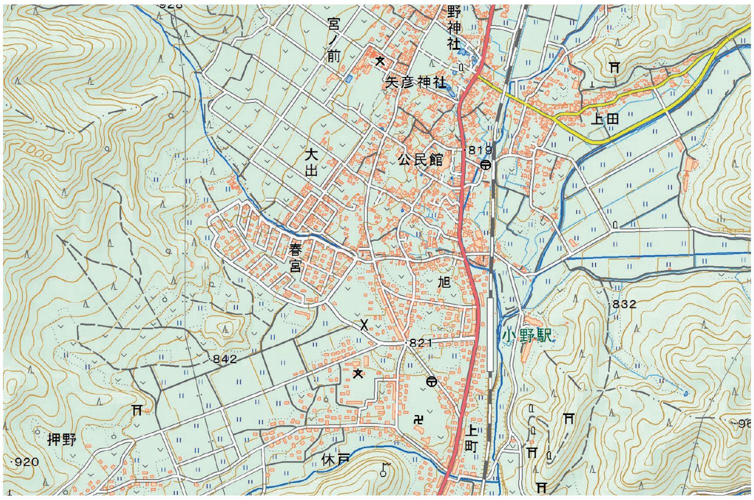

図　小野宿及び矢彦神社付近（国土地理院地図より）

写真　小野宿の景観

写真　小野宿の景観

コラム

小野宿について

小野宿は大久保長安により整備された中山道（初期中山道 1601 ～ 1614 年）の宿場として 1601 年に開かれ、現在も小野宿問屋をはじめその当時を偲ぶ町並みがしっかり残っています。この旧宿場の町並みの景観もさることながら、小野宿の景観を考慮する時、単に宿場の建物だけでなく、小野峠～小野宿～牛首峠と続く初期中山道の様々な景観（しだれ栗・田園風景等）や遺跡（58･59･60 里の一里塚･石碑等）を総合的に考える必要があります。人々の 400 年以上に亘る生活の中で造られてきた素朴な田園風景としだれ栗の異景、宿場の重厚な家並みは、一体となってこそその価値が出るものであると強く感じています。

辰野町景観計画策定委員会委員　小野能正

2. 景観計画区域

辰野町の景観特性を活かし、辰野町らしい景観を将来に引き継いでいくために、辰野町全体を景観計画区域に指定します。

3. 地区区分の考え方

本計画では辰野町全域を「面」として捉え、土地利用の状況によって、地区を山地・森林地区、山里・田園地区、住居地区、まちなか地区、工業地区の五つに分類します。この他に、それぞれの「面」を結ぶ景観地区として河川、沿道を二つの軸とし、上記五つの地区に加えて分類します。

4. 景観計画区域の地区区分

地区区分の概要

景観計画区域の地区区分は以下の通りです。

面の景観地区

地区区分名	地区の概要
山地・森林地区	広範囲に樹木が密に生育している地域
山里・田園地区	【山里】天竜川支川のおもに農地の地域で、住宅が点在している地域 【田園】山里地区以外のおもに農地の地域。点在する住宅地も含んだ地域
住居地区	おもに住宅地の地域と今後住宅の増加が見込める地域
まちなか地区	都市計画法により、住居系・商業系・工業系区域に指定されている範囲で住宅地・商業地・工業地が混在して立地している。
工業地区	おもに工場のみが立地している地域で用途地域外も含む

軸の景観地区

地区区分名	設定の基準	地区の範囲
河川地区	水面を含む河川沿いに帯状に形成され、景観の形成が必要な河川	河川の両側 18m の地域
沿道地区	一般国道、県道、町道のうち良好な景観形成が必要なもの	道路の両側 30m の地域

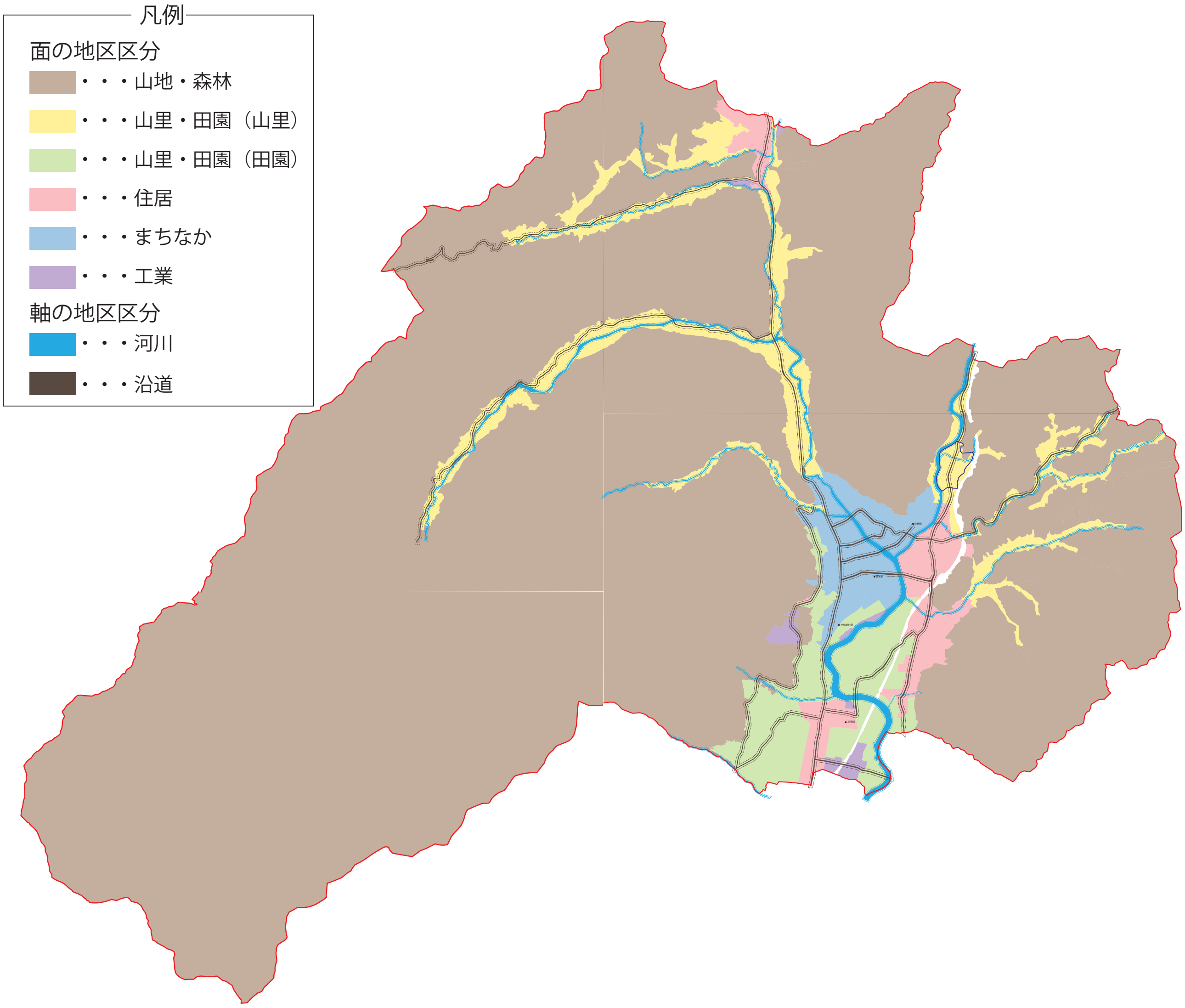

図　景観計画の地区区分図

河川（軸）として指定する河川

河川名
天竜川、小野川、駒沢川、飯沼川、横川川、小横川川、北の沢川、桑沢川、前沢川、上野川、鴻の田川、沢底川、樋の沢川

沿道（軸）として指定する道路

分類	道路名
国道	一般国道 153 号
県道	主要地方道下諏訪辰野線、主要地方道伊那辰野停車場線（竜東線）、主要地方道諏訪辰野線、一般県道伊那富辰野停車場線、一般県道川上唐木沢線、一般県道与地辰野線、一般県道楢川岡谷線
町道	町道 1 号線、町道 7 号線、町道 12 号線、町道 16 号線、町道 17 号線

コラム

たつの海について

荒神山スポーツ公園内にある 1969 年に完成した温水のため池で、「日本ため池 100 選」にも選定されています。面積 27,000 ㎡、周囲 700m、水深 4 ～ 5m で貯水量は 30,000 ㌧です。600m 下流の沢底川からポンプアップし、33ha の水田のかんがい用水※となっています。

写真　たつの海（桜咲く穏やかな朝）

写真　たつの海（冬の花火）

コラム

たのめの里めぐり　伊那街道※と小野宿

伊那谷を縦貫した伊那街道は、中山道の脇往還として、また生活物資を運ぶ中馬の道として、鉄道の開通まで多くの人や物資が行きかいました。塩尻宿より南へ二里の距離にあった小野宿は、伊那街道最初の宿場町としてにぎわいました。宿場の町割がされたのは慶長 6 年（1601）の初期中山道の開かれた時にまでさかのぼります。

現在残る町家は、安政 6 年（1859）の大火後に再建されたものです。軒の高さが揃う宿場町特有の町並が曲線を描きながら続きます。中ほどには、「問屋」、「酒屋」、「油屋」の屋号を持つ三棟の本棟造りが向かい合って建ち、永い時間をかけて培ってきた小野宿独特の豪壮な景観を見せています。

辰野町景観計画策定委員会副会長　三浦孝美

写真　小野宿

写真　小野宿

第３章　良好な景観形成に関する方針

1. 景観形成方針

（1）　山地・森林地区

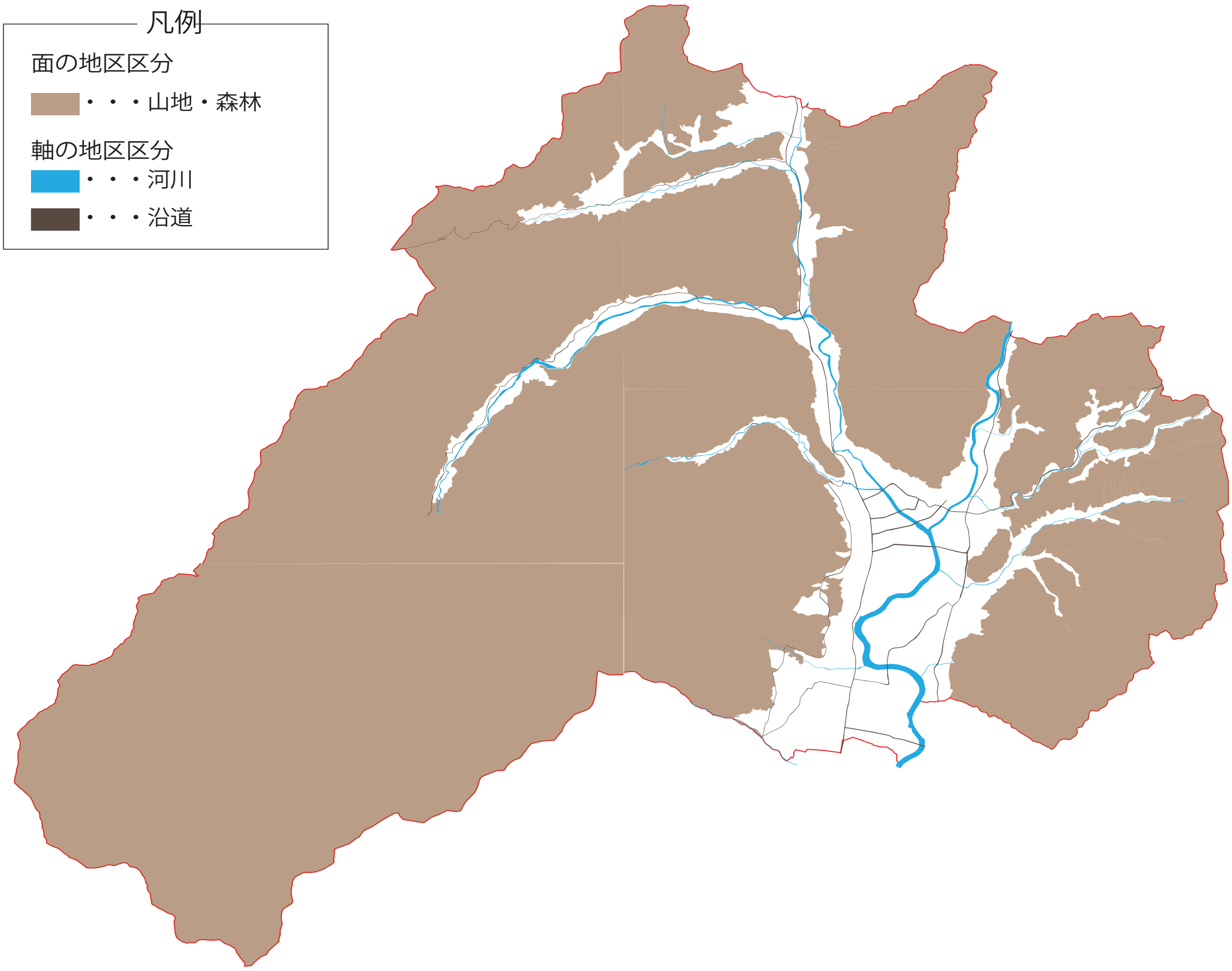

■ 景観形成方針

町の共有の財産として、将来へ受け継いでいけるよう、豊かな自然を育む山地・森林景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

● 山地・森林景観保全・育成のため、地域の山林整備活動などへ積極的に参加をします。

□ 事業者の役割

● 森林のもつ公益的機能※を理解し、事業活動を行うことで山地・森林景観の保全育成に協力します。

□ 地域の役割

● 森林の公益的機能の維持と山地・森林景観の保全育成のため、地域の山林整備活動などを実施します。

□ 町の役割

●「森林整備計画」に基づいた整備の実施により、森林の公益的機能（地球環境保全、土砂災害防止、水源かん養、保健・レクリエーションなど）の保全や山地・森林の美的景観の維持に取り組みます。

● 山地・森林は町の大切な資源として、良好な景観形成を行うとともに、町民が山地・森林に親しめるよう、地域の森林保全活動などを支援します。

● 訪れた人達が眺望景観を楽しめるよう、高台にある良好な視点場について段階的に整備を進めます。

● 良好な景観形成に向けて、山地・森林景観のあり方について国や県などの関係機関と情報を共有します。

コラム

たのめの里めぐり　矢彦神社と社叢

矢彦神社は、国道 153 号沿いにある大きな森に塩尻市北小野の小野神社と並んで鎮座しています。両神社はともに信濃二ノ宮と称され、社叢の森は「たのめの森」と呼ばれます。森はこの地方の平地林の古相を良く残し、また豊富な種類の植物が見られることから、県の天然記念物に指定されています。

広がる小野の平を「たのめの里」と呼んでいます。

矢彦神社の社殿は、正面に神楽殿、次に勅使殿、一番奥に回廊付きの拝殿と直線上に配置されています。拝殿と両脇の回廊は天明２年（1783）諏訪の立川流宮大工初代富棟の作、神楽殿は天保 13 年（1842）二代富昌の作で、立川流の代表作とされています。

矢彦・小野の両神社では、諏訪御柱翌年の卯・酉年に式年造営御柱祭が行われ、たのめの森は大いに賑わいます。

辰野町景観計画策定委員会副会長　三浦孝美

（2） 山里・田園地区

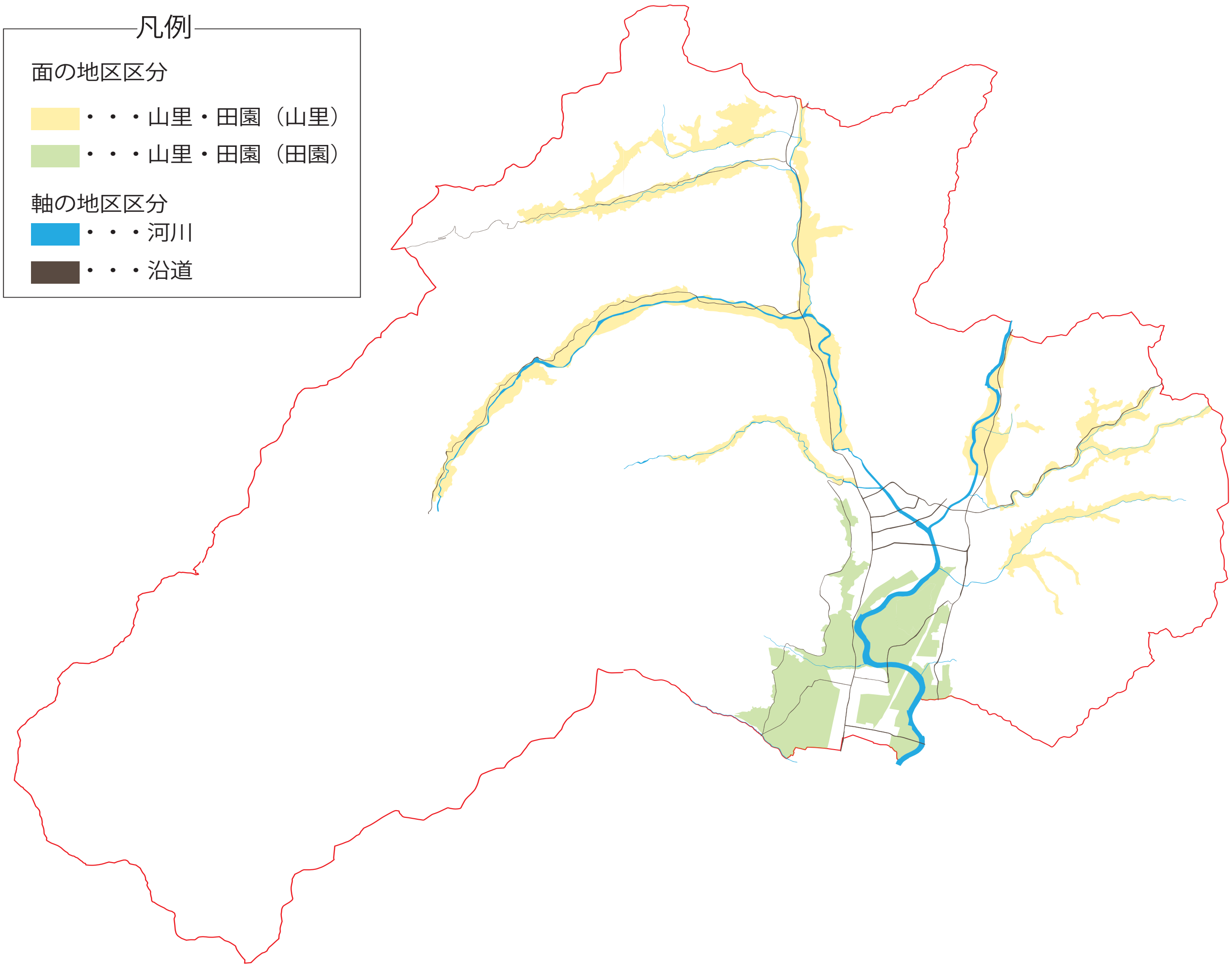

■ 景観形成方針

周辺の自然景観と調和した景観形成により「ふるさと」を感じる山里・田園景観を目指します。

山里については、特に町固有の特徴的な景観として、周辺の山地・森林景観や河川景観と調和した景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

- 山里・田園の景観は毎日の暮らしの中で形成されてきたことを意識します。
- 道路から見える庭や周辺の手入れ、地域の美化活動への参加などで景観形成に協力します。
- 住宅の建築などについては、周辺の景観と調和したものとなるよう、配慮します。

□ 事業者の役割

- 事業地周辺の景観と調和した事業活動に努めます。
- 顧客に対して景観配慮の提案などにより、景観形成に協力します。

□ 地域の役割

- 地域の景観特性をよく把握し、地域内で共有します。
- 町と協力し、持続可能な農地や里山のあり方について検討を進めます。

□ 町の役割

- 事業を行う際には、上位・関連計画と整合を図り、周辺の景観との調和に配慮します。
- 地域と協力し、持続可能な農地や里山のあり方について検討を進めます。
- 訪れた人達が眺望景観を楽しめるよう、高台にある良好な視点場について段階的に整備を進めます。

コラム

山里景観について

辰野町の山里には国の天然記念物である横川の蛇石や小野のシダレグリ自生地、日本最多の発生数を誇る松尾峡のゲンジボタル、荒神山公園に乱舞する絶滅危惧種の蝶・ミヤマシジミなど、全国的に見ても貴重な自然景観が数多く残されています。但しこれらの自然は放置されれば意外と壊れやすいもので、その保全、育成に多くの人々が関わり、それぞれの持ち場で長年にわたり努力を重ねていることも忘れてはなりません。

横川渓谷の蛇石は恐竜全盛期の中生代ジュラ紀（約２～１億年前）に形成された地層を基に、その後の地殻変動を経て造られたもので、ダイナミックな地球のエネルギーや悠久の時の流れを感じさせてくれる奇観です。横川川を泳ぐ二匹の大蛇そっくりの巨岩を取り巻く景観も四季さまざまに美しいのですが、特に真夏のシーズンがお勧めです。猛暑の日でもここは別天地、木漏れ日の渓谷を吹き渡る涼風と手が切れるような清流が暑さを忘れさせ、至福のひと時を味わうことができます。

辰野町景観計画策定委員会委員　土田秀実

（3） 住居地区

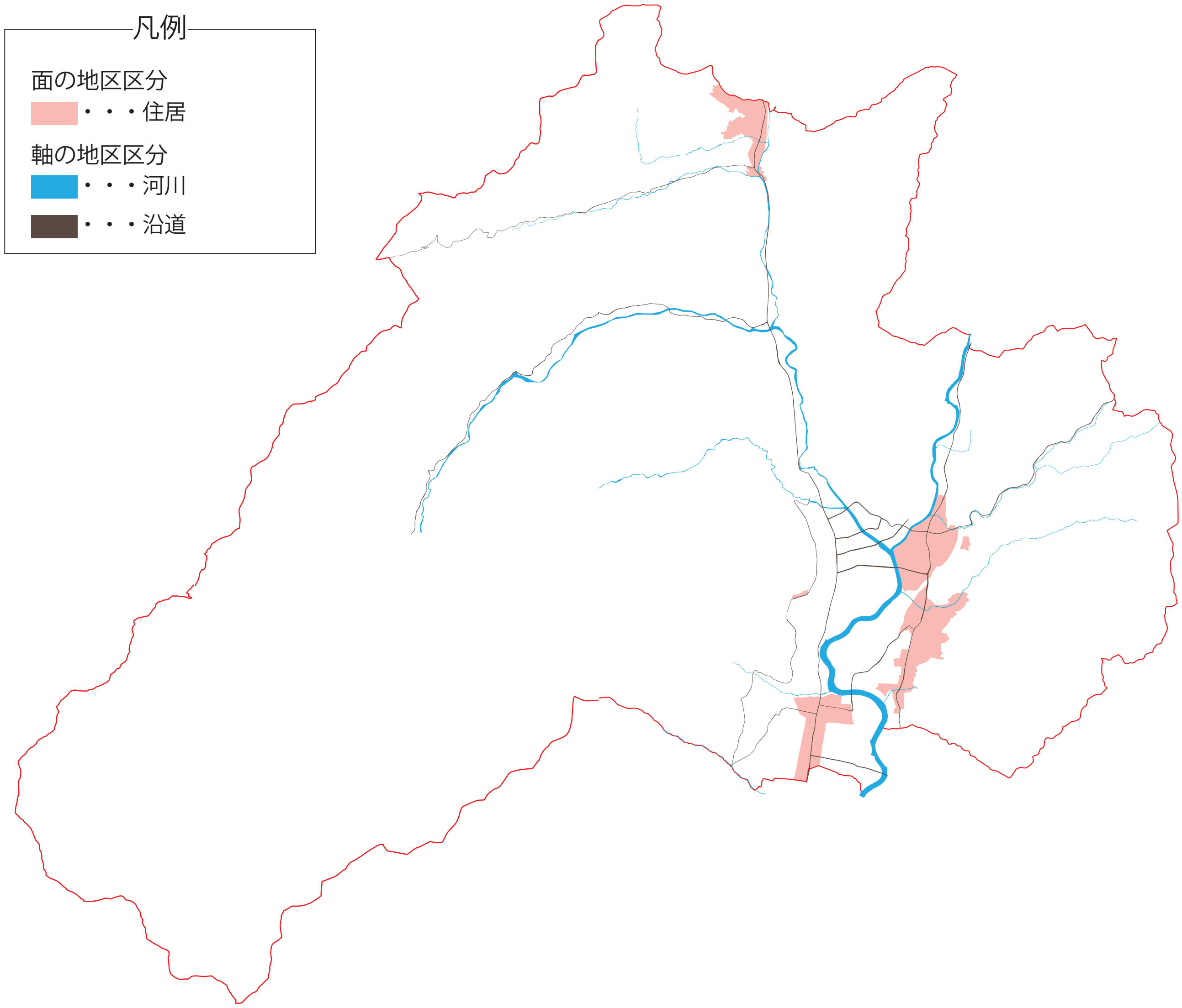

■ 景観形成方針

周辺の自然景観や歴史的・文化的景観と調和した景観形成により、住み心地の良い住宅地景観を目指します。

小野区の旧街道周辺は、これまで受け継がれてきた歴史的・文化的景観を維持することを目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

- 通り沿いの緑化に努め、落ち着きのある住宅地景観を創出します。
- 周辺の景観との調和に配慮した住宅の建築などにより、良好な住宅地景観の形成に努めます。
- 小野区の旧街道周辺では、歴史的な背景などを意識し、周辺と調和した景観形成に努めます。

□ 事業者の役割

- 事業地周辺の景観と調和した事業活動を行うとともに、顧客に対しての景観配慮の提案などにより、景観形成に協力します。
- 小野区の旧街道周辺では、特に周辺景観との調和に配慮した事業活動を行います。

□ 地域の役割

- 地域の景観特性を把握して地域内で共有し、快適な住居地景観の形成に努めます。
- 小野区の旧街道周辺では、宿場町の面影を残す特徴的な景観について共有し、地域にふさわしい景観形成に努めます。

□ 町の役割

- 道路等の公共施設については「公共施設事業指針」に即した整備を行います。
- 景観形成上重要な箇所については、緑化など良好な景観の形成に努めます。
- 訪れた人達が眺望景観を楽しめるよう、高台にある良好な視点場について段階的に整備を進めます。
- 小野区の旧街道周辺では、地域の景観形成活動に対して協力します。

写真　緑化された住居地区

（4）　まちなか地区

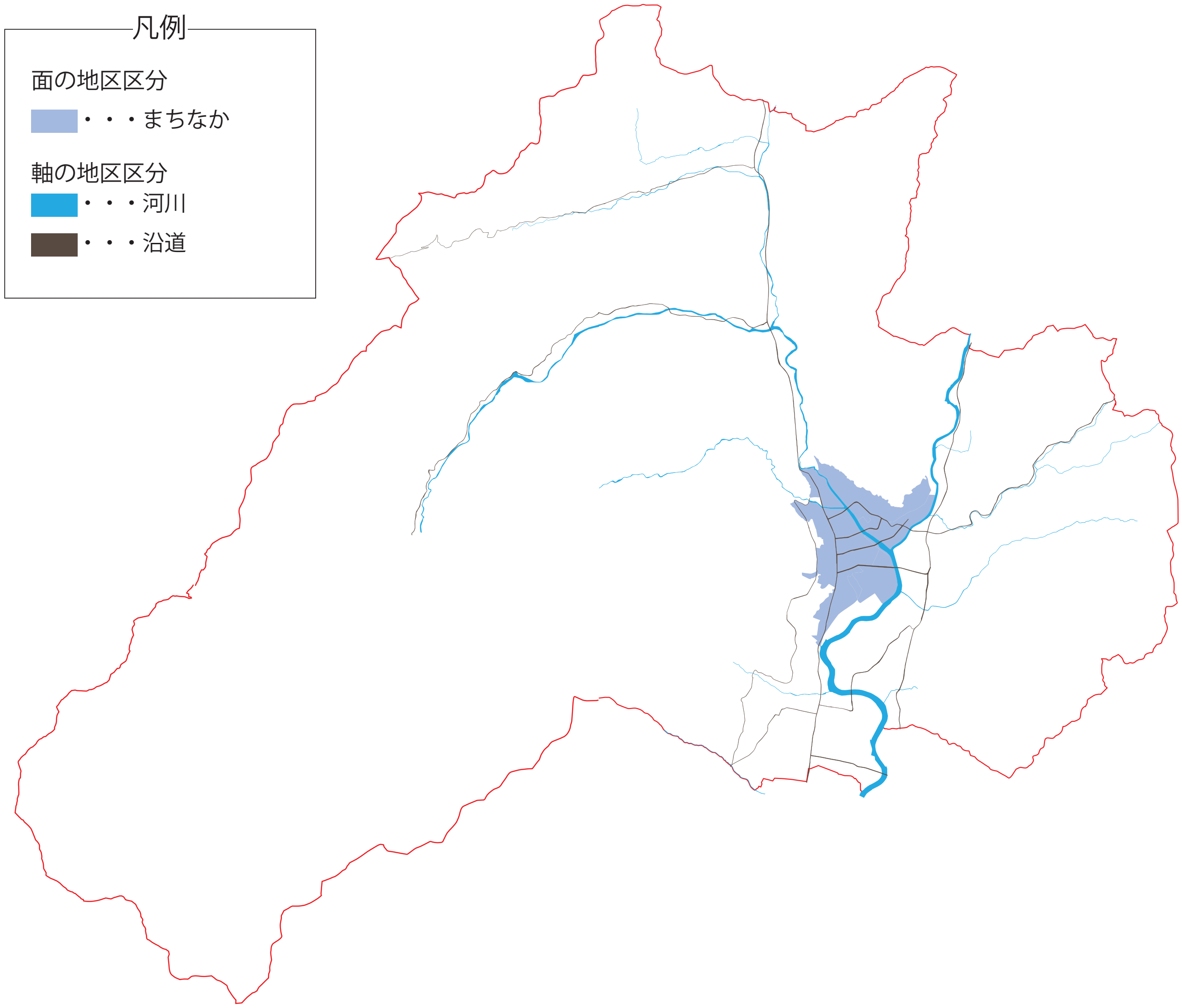

■ 景観形成方針

活力のある市街地づくりに向けて、快適で魅力あるまちなか景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

- 通り沿いの緑化などにより、まちなかの景観形成に協力します。
- 建物の建築などについては、周辺の景観との調和に配慮します。

□ 事業者の役割

- 事業活動を行う際には、まち並みなど周辺の景観との調和に配慮します。
- 顧客に対して景観配慮の提案などにより、景観形成に協力します。

□ 地域の役割

- 地域にある多様な景観資源の魅力を再認識して地域内で共有し、その保全・育成の在り方について検討します。

□ 町の役割

- 関連計画や上位計画と整合を図り、まちなかの景観整備を行います。
- 空き地や空き家の有効活用を検討し、良好なまちなか景観の形成に努めます。
- 訪れた人達が眺望景観を楽しめるよう、高台にある良好な視点場について段階的に整備を進めます。

写真　まちなか地区にある建築物

（5） 工業地区

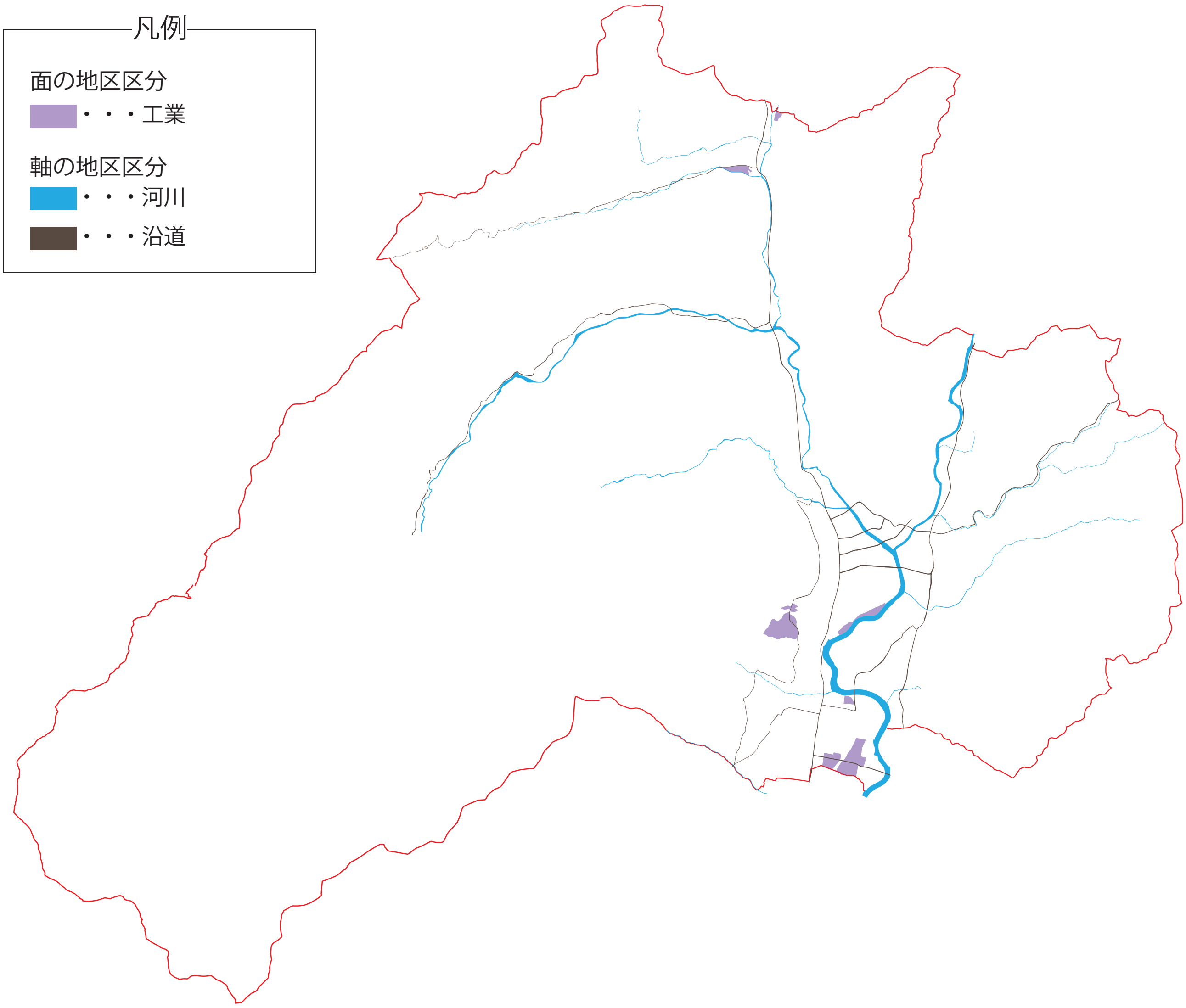

■ 景観形成方針

自然や市街地など周辺の景観と調和し、活力ある工業地景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 事業者の役割

- 公共の場からの見え方に留意し、周辺の景観と調和した景観形成に努めます。
- 活力ある工業地景観の形成に取り組みます。

□ 町の役割

- 上位・関連計画と整合を図りながら、事業者と協力して良好な工業地景観の形成に努めます。

写真　工業地区に植栽された桜

（6）　河川地区

■ 景観形成方針

周辺の景観との調和や景観の連続性に配慮した、安全で親しみのある河川景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

● 地域の環境美化活動等に積極的に参加し、河川景観の育成に協力します。

□ 事業者の役割

● 事業を行う際には、河川景観の連続性や眺望に配慮して事業に努めます。

□ 地域の役割

● 環境美化活動などにより、地域の良好な河川景観の形成に取り組みます。

□ 町の役割

● 関係機関などと連携して、安全で親しみのある河川の整備に努めます。

● 自然景観に配慮した良好な河川景観の形成に努めます。

写真　河川と桜

写真　河川沿いの秋

（7）　沿道地区

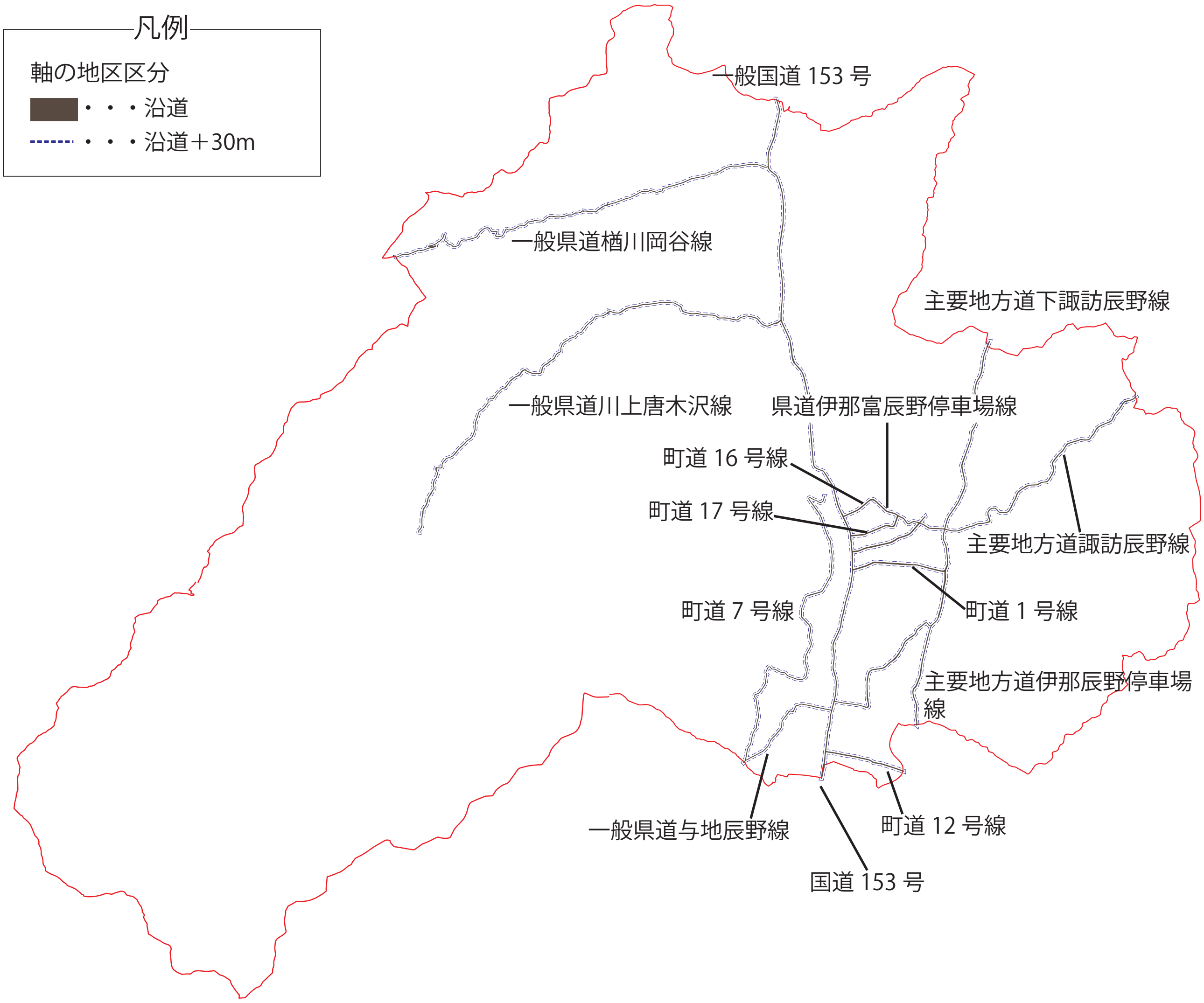

■ 景観形成方針

利用者が安心して利用でき、快適で魅力的な沿道景観を目指します。

■ 実現に向けて

□ 町民の役割

● 敷地内の緑化など、できる範囲での景観形成に努め、良好な沿道景観の創出に取り組みます。

□ 事業者の役割

● 町と協力し、公共施設事業指針に基づいた事業を行うとともに、沿道景観の連続性に留意し、周囲と調和の取れた景観形成に取り組みます。

□ 地域の役割

● 景観特性を把握して地域内で共有し、魅力的な沿道景観の創出に取り組みます。

● 宿場町など、歴史的･文化的な景観は地域で保全に努め、沿道の歴史的建造物などの維持･活用について検討します。

□ 町の役割

● 利用者の安全性を最優先に維持管理のしやすい道路整備を行うとともに公共施設事業指針に基づいた良好な沿道景観の形成に努めます。

● 歴史的・文化的沿道景観の保全や環境美化活動などの良好な景観の形成については、地域での取組を支援します。

コラム

たのめの里めぐり　初期中山道の道筋

関が原合戦の翌年、慶長６年（1601）に家康の命によって下諏訪宿から小野を経て木曽へ通じる街道が中山道として開かれました。その道筋は、岡谷から小野峠（三沢峠）を越え、楡沢の谷、小野宿、飯沼の谷、牛首峠を越えて桜沢へ至るもので、小野峠から牛首峠まではほぼ一直線です。牛首峠に立って楡沢方面を望めば、その道筋を手にとるようにたどることができます。初期中山道と呼ばれるこの街道は峠を二つも越す難路であったため、わずか 10 年ほどで廃止されてしまいましたが、当時築かれたまま残る楡沢の一里塚や街道沿いの石造物に街道の景観を偲ぶことができます。

また、小野峠を少し下った街道沿いの天狗原一帯は国の天然記念物「小野のシダレグリ自生地」で、屈曲した幹に傘状の枝を垂れたシダレグリの古木が群生します。その奇観は古くから旅人の目を惹いたものとみえ、江戸時代の地誌『千曲之真砂』や『信濃奇勝録』にも記されています。

辰野町景観計画策定委員会副会長　三浦孝美

（8） 太陽光発電設備等について

自然エネルギー※の活用が推進されつつある昨今において、町内でも太陽光発電設備等のうち、特にソーラーパネルの設置がされるようになり、町への届出も増えてきました。

地球温暖化対策としては有効なものの一つではありますが、“景観との調和”という観点では田園景観や自然景観などには調和しないという意見も多くあります。

町の最上位計画である「辰野町第五次総合計画」において、将来目標の一つとして「豊かな自然を守るまち（自然・環境保全）」が挙げられ、そのための施策として「豊かな自然環境と田園風景の保全」が記載されています。

本計画は、「辰野町第五次総合計画」と整合を図る必要があることから、また一定規模以上の太陽光発電設備等は景観への影響があると考えることから、その設置行為に対して届出の基準を設けることとしました。

届出の基準については、「第４章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項　１．届出対象行為」の中で詳細を記載します。

しかしながら、景観の面だけではなく、自然エネルギーの活用の面からも太陽光発電設備等についてはどのように取り扱うか、その方向性を十分に検討する必要があります。

そのためここでは、今後の方向性を探る一つの材料として２つの特徴的なコラムを紹介します。

コラム

辰野町の自然や農地について

昭和の初期には農地も多く、自然との調和が保たれていました。中央道の開通に依り田園風景のバランスが悪くなりました。平成に入ってからは農地内に新しい住宅が出来る様になり、デザインや形状多様になっている太陽光発電設備等が出来始め、景観が一段と調和が悪くなって来ました。今工事が進んでいる春日街道の工事の進み具合によっては農地が置きざりになる可能性が大きくなろうと思います。早急に対策を取っていただきたいと思います。

神社仏閣の周辺の景観を大事にしていければと思います。

辰野町景観計画策定委員会委員　有賀勝英

写真　自然に囲まれた田園

写真　農地からの眺め

コラム

耕作放棄地の再生

農村部の高齢化や人口減少に伴い、耕作放棄地が増えている。農地面積は最大だった昭和 36 年から 26 % も減少し、耕作放棄地もここ 40 年で約 3.2 倍に増えてきている。ここで耕作放棄地の問題点を整理すると、以下の 4 項目となる。

１． 周辺農地への被害

雑草が繁茂し、農薬の影響を受けずに発生する病虫害の温床となって近隣の農地に被害を与える。また農地の作物を荒らす鳥獣類が棲みついてしまう可能性がある。

２． 環境問題

粗大ゴミを含むゴミの不法投棄地となりやすく、また景観も悪くなる。

３． 災害を引き起こしやすくなる

農地には保水力があるが、耕作が放棄されると、雨水が表流水となって河川に流れ込み洪水のリスクが高まる。

４． 食糧自給問題

農地が減少して農産物の生産が減り、食糧自給率に影響がでる。

従って、耕作放棄地の再生対策として、農業を継続しながら太陽光発電を行い、周囲の景観とマッチングするソーラーシェアリング※が有効と思われます。

「転用型」として太陽光発電を利用するだけでなく、「営農型」として規制により転用が困難な為、ほったらかしになっている耕作放棄地も含め、農業従事者の人達を増やして農地を再生するという面でも効果的です。

また、エネルギー確保の面でも有効であり、農業にとっても売電による安定した副収入が得られるというメリットもあります。そして、将来は再生可能エネルギー源による発電を促進し、インバランス※リスクを制御した電力の地産地消により、災害に強い、活力有る地域となることを目指したいと思います。

辰野町景観計画策定委員会委員　檀原隆宣

第 4 章　良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

1. 届出対象行為

景観計画区域内において、景観に影響を与える一定規模以上の行為は、景観法に基づき、行為に着手する 30 日前までに届出をするものとします。

届出をされた行為については、基準に適合するか審査を行い、適合すると認められた場合は、適合通知を行うものとします。

届出対象行為

行為		届出の対象となる基準
建築物	(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ 13 mを超えるもの又は 床面積の合計が 30㎡を超えるもの
	(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替又は色彩の変更	変更に係る面積が 100㎡を超えるもの
工作物	(3) プラント類、自動車車庫 (建築物とならない機械式駐車設備等)、貯蔵施設類、処理施設類[注1]	高さ 10 mを超えるもの又は 築造面積 100㎡を超えるもの
	(4) 電気供給施設等[注2] のうち、太陽光発電設備等[注3]を除くもの	高さ 15 mを超えるもの
	(5) 太陽光発電設備等	パネルの面積の合計が 100㎡を超えるもの又は発電容量が 10kW を超えるもの
	(6) 上記（3）～（5）を除くその他の工作物	高さ 10m を超えるもの又は 築造面積 1,000㎡を超えるもの
(7) 土地の形質の変更[注4] （土石の採取又は鉱物の掘採を除く）		面積 1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 2 mを超えるものかつ幅 20 mを超えるもの
(8) 土石の採取又は鉱物の掘採		面積 1,000㎡を超えるもの又は 法面・擁壁の高さ 2 mを超えるものかつ幅 10 mを超えるもの
(9) 屋外における物件の堆積		面積 300㎡を超えるもの又は 堆積の高さ 3 mを超えるもの
(10) (1) から (6) までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠[注5]		面積 10㎡を超えるもの

注 1　プラント類：コンクリートプラント※、クラッシャープラント※その他これらに類するもの
　　　貯蔵施設類：飼料、肥料、石油、ガス等を貯蔵する施設
　　　処理施設類：汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

注 2　電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第 16 号に規定する「電気事業」のための施設、同項第 18 号に規定する「電気工作物」又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する「電気通信」のための施設

注 3　一定の土地にまとまって自立して設置されるもの及び建築物の屋根、屋上等に設置するもので太陽熱発電設備も含む

注 4　都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為及び景観法施行令第 4 条第 1 号に規定する土地の形質の変更

注 5　公衆の関心を引く形態又は色彩その他の意匠（営利を目的としないもの及び表示期間が 30 日以下のものを除く）

■ 届出対象行為に関する手続きの流れ

届出対象行為に関する手続きの流れは以下の通りです。

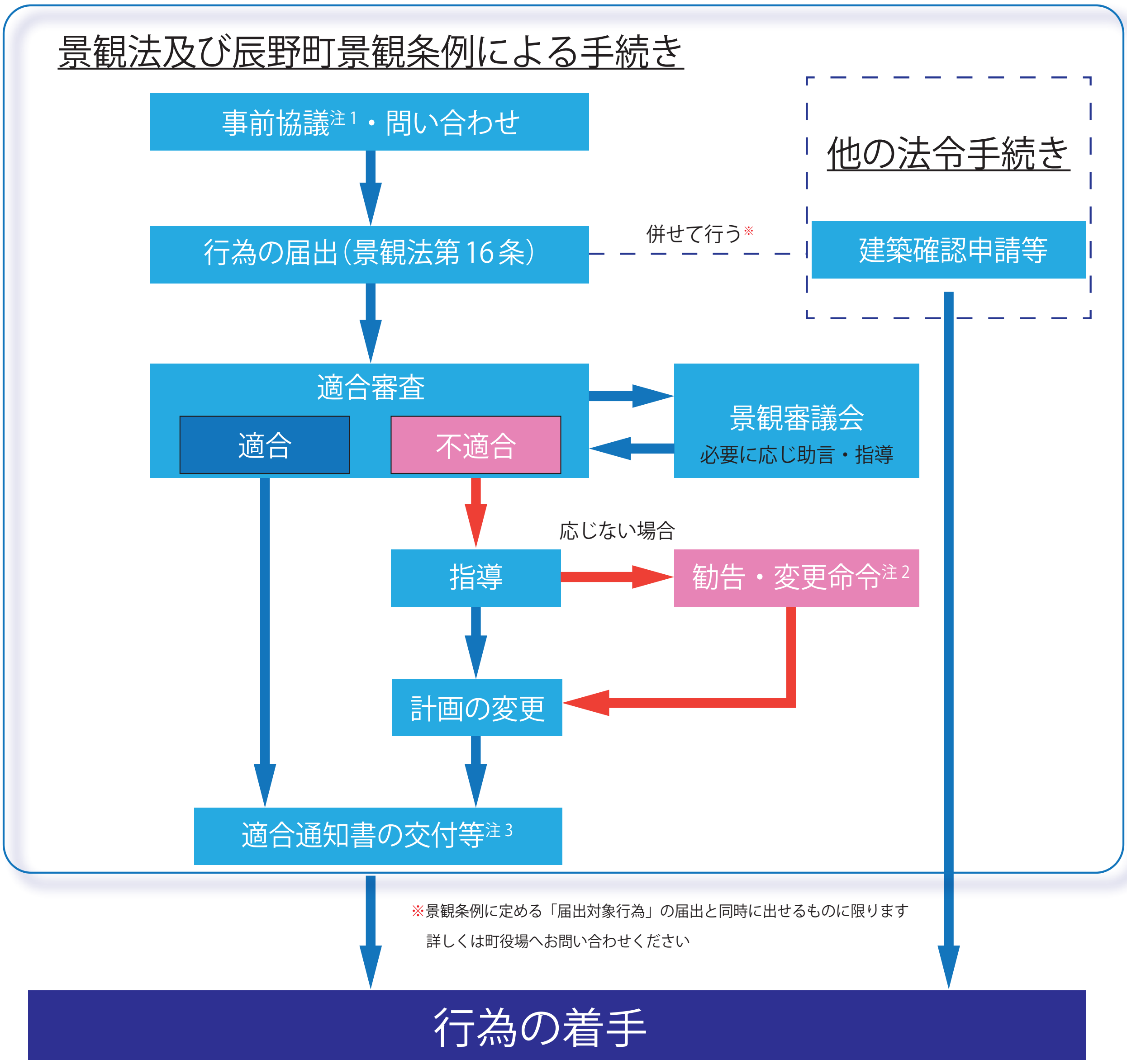

注1 辰野町景観条例第21条に基づき、大規模行為については通常の届出の30日前までに「大規模行為事前協議書」による事前協議が必要になります。大規模行為は同条例第2条第1項第4号に定めるもの（延床面積・築造面積1,500㎡以上）をいいます。

注2 適正な届出を行わなかった場合や変更命令に従わない場合などは、景観法に基づく罰則があります。

- ・届出違反に対する罰則：30 万円以下の罰金
- ・変更命令に従わなかった場合の罰則：50 万円以下の罰金、原状回復命令
- ・原状回復命令に従わなかった場合の罰則：1 年以下の懲役、又は、50 万円以下の罰金

注3 届出書を受理した日から 30 日間経過した後でなければ、届出に係る行為に着手することができません。ただし、届出が景観形成基準に適合すると認められた場合は適合通知書が交付され、適合通知日以降であれば着工が可能です。特定届出対象行為 (町が条例で定めるもの）※4 に関しては、審査の期間が最大 90 日間まで延長される場合があります。

注4 特定届出対象行為は、届出を要する建築物及び工作物に関する行為のうち、特に良好な景観形成を誘導したい行為を景観行政団体が条例で定めるものです。特定届出対象行為は、法第17条第1項により、変更命令の対象となります。町では、辰野町景観条例により、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げるものを特定届出対象行為とします。

2. 景観形成基準

　届出対象行為については、地区区分ごとの景観形成方針を踏まえたものを景観形成基準として定め、景観づくりを行います。

　面の地区区分と軸の地区区分が重なっている地域では、両方の景観形成基準をあわせたものが適用されます。

（1）建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

<table>
<tr><th>種類</th><th>山地・森林地区</th><th>山里・田園地区</th><th>住居地区</th></tr>
<tr><td rowspan="7">配置</td><td colspan="3">隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</td></tr>
<tr><td>道路側に既存林を残せるように 10 メートル以上後退するよう努めるとともに、緑化の空間を設けるなど自然景観に配慮すること。</td><td colspan="2">道路からできるだけ後退し、道路側に空地や緑化を行う空間を確保するよう努めること。</td></tr>
<tr><td>地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょう線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。</td><td colspan="2">山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">敷地内の電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置するよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物等の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー※等の工夫をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【沿道】
・大規模行為[注1]にあっては、特に支障になる場合を除いて、道路から 5m 以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。
・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）をできるだけ設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">規模</td><td colspan="3">山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとすること。</td></tr>
<tr><td>高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめ、やむを得ない場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。</td><td>個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の山里・田園景観との調和に努めること。</td><td>個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周囲との連続性や統一感に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">建築物の高さは、原則として 15m 以下とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感等を生じないよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。</td></tr>
</table>

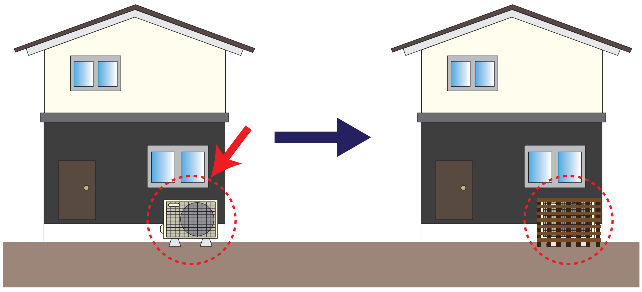

付帯設備の配慮

【配慮事例】配置

エアコンの室外機などは道路から直接見えない場所へ配置するのが理想ですが、やむを得ず道路側へ配置する場合は、前面へ格子等を設置するなどにより、直接的に見えなくするのも配慮の一つの方法です。

<table>
<tr><th>種類</th><th>まちなか地区</th><th>工業地区</th></tr>
<tr><td rowspan="7">配置</td><td colspan="2">隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周囲からの見え方を考慮した配置とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">敷地内の電柱、鉄塔類はできるだけ目立たない位置へ設置するよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の屋根及び屋上を除く場所に太陽光発電設備等を設置する場合は、道路から望見できる場所に設置しないよう努め、やむを得ず設置する場合は、植栽や格子・ルーバー等の工夫をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【沿道】
・大規模行為※1 にあっては、特に支障になる場合を除いて、道路から 5m 以上後退し、眺望を確保するとともに、広がりのある道路空間の形成に努めること。
・道路側には付帯設備等（配管や室外機等）をできるだけ設置しないよう努め、やむを得ない場合は、道路から直接見えなくするなどの配慮を行うこと。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">規模</td><td colspan="2">山並みなどへの眺望を極力阻害しないよう、周辺からの見え方に配慮した規模・高さとすること。</td></tr>
<tr><td>高さは周辺の建築物等に合わせるなどして、まち並みの連続性に配慮すること。</td><td>個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の景観との調和に努めること。</td></tr>
<tr><td>建築物の高さは、原則として 15m 以下とすること。</td><td>建築物の高さは、原則として 31m 以下とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【沿道】高層となる場合でも道路上からの眺望に十分配慮し、空地を広くとり圧迫感等を生じないよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【河川】連続した河川空間の見通しの良さを妨げないよう、規模・高さに配慮すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種類</th><th>山地・森林地区</th><th>山里・田園地区</th><th>住居地区</th></tr>
<tr><td rowspan="10">形態・意匠[注2]</td><td>屋根は原則として適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は周辺のスカイライン※、周囲の山並みや樹林との調和を図ること。</td><td>屋根は適度な軒の出を有する勾配屋根に努め、勾配は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図ること。</td><td>屋根は背景のスカイライン、周辺の建築物等との調和を図り、落ち着きを感じる形態となるよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。
特に、小野区の住居地区においては周辺の家並みとの調和に配慮するよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【沿道】
道路沿いからの見え方に配慮し、上部及び通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインの工夫に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">材料</td><td colspan="3">周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</td></tr>
<tr><td>反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等により反射光の軽減に努めること。</td><td colspan="2">反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">地場産※の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材、自然素材の材料を活用するよう努めること。</td></tr>
</table>

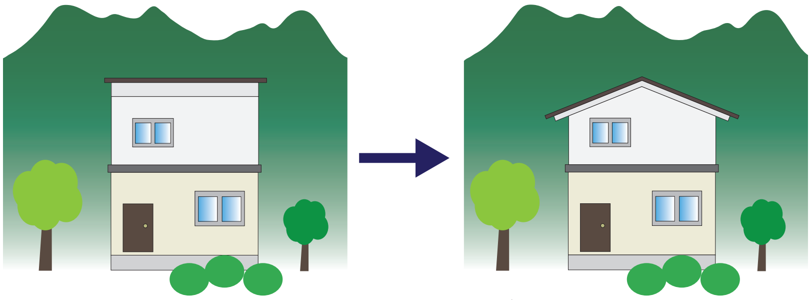

スカイラインとの調和

【配慮事例】形態・意匠

住宅などの建築物の背景が山並みになる場合は、勾配屋根を採用することにより、周辺との調和がしやすくなります。

【配慮事例】材料

住宅の壁面に反射光のある素材を使用する場合は大部分ではなく、1階のみに使用することなどで、景観への影響が小さくなります。

また、反射を抑えた材料を使用することでも景観への影響を小さくすることができます。

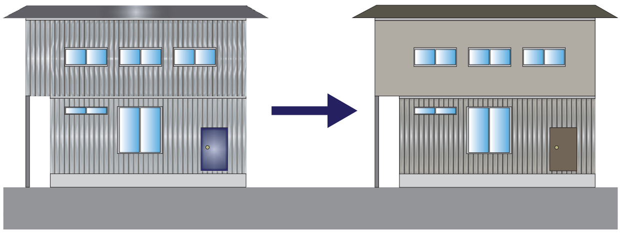

反射光のある素材の使用

<table>
<tr><th>種類</th><th>まちなか地区</th><th>工業地区</th></tr>
<tr><td rowspan="10">形態・意匠</td><td>・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成に努めること。
・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。</td><td>・道路沿いのデザインに特に留意し、魅力あるまち並みの形成や周辺景観との調和に努めること。
・高層の場合は、上部のデザインの工夫に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">伝統的な様式の建築物等が多い地域では、その様式を取り入れた意匠とするなど、周辺の基調となる家並みの景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある景観の創出に努めること。
特に、小野区の住居地区においては周辺の家並みとの調和に配慮するよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、雑然とした印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【沿道】
道路沿いからの見え方に配慮し、上部及び通りに面したデザインを工夫する等、まち並みの連続性の形成に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【河川】河川沿いからの見え方に配慮し、上部及び正面のデザインの工夫に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">材料</td><td colspan="2">周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地場産の素材や地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。</td></tr>
</table>

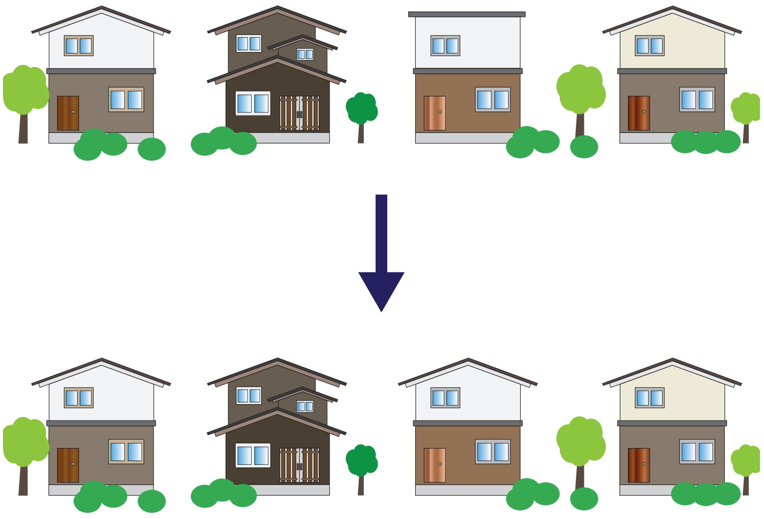

周辺の家並みとの調和

【配慮事例】形態・意匠

住宅などを建てる際、周囲の家々と形態・意匠を合わせることで、調和のとれた一体感のある景観とすることができます。周囲の家々が勾配屋根を採用している場合、同様に勾配屋根を採用したり、伝統的なデザインが用いられている場合には、同様のもしくは少しアレンジしたデザインとすることで、一体感のある景観とすることができます。

種類	山地・森林地区	山里・田園地区	住居地区
色彩等[注3.4]	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園の景観と調和した色調とすること。	けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の住宅地の景観と調和した色調とすること。
	使用する色数を少なくするよう努めること。		
	・太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネル及び枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。		
	照明を行う場合は、必要最低限の明るさとし、落ち着きや温かみを感じられるよう努めること。また、ネオンサイン、点滅照明及び光源で動きのあるものの使用はできるだけ避け、やむを得ず使用する場合は周辺景観との調和に十分配慮すること。		
	・屋根及び外壁は、マンセル値※【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 ・小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えたものとなるよう努めること。 ○赤【R】、黄赤【YR】、黄【Y】、黄緑【GY】の色相においては彩度7以下 ○その他の色相においては彩度4以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○外壁の各面の見付面積の5分の1以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩		
	【沿道】 高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。		

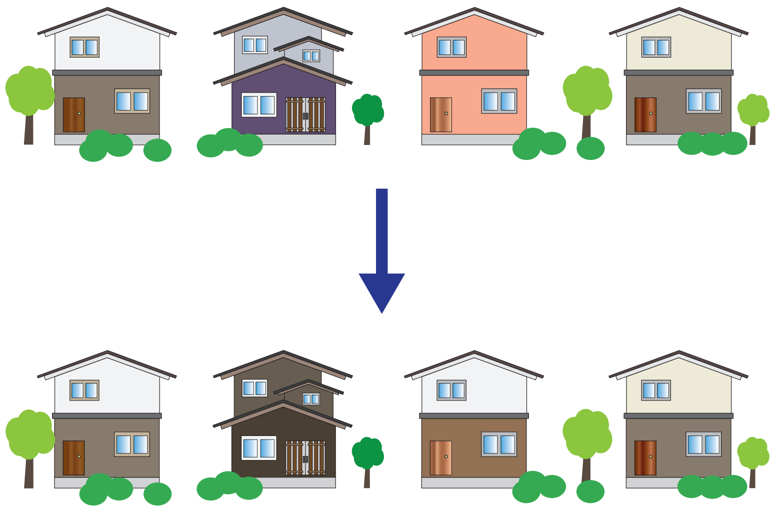

周辺の景観と調和した色調

【配慮事例】色彩等

色彩は景観に与える影響が非常に大きいものです。

本町の計画は上伊那の他市町村と合わせた色彩の基準を採用していますが、使用する色が周辺地域においてどのような影響を与えるかを考慮することも大切です。

種類	まちなか地区	工業地区
色彩等	けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。	
	多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。	
	・太陽光発電設備等を屋根及び屋上に使用又は設置する場合は、パネルの色彩を黒又は濃紺もしくは低彩度・低明度の目立たないものとすることを原則とする。また、外壁に使用又は設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。パネル及び枠の色は、黒、濃い灰色、濃紺色とするよう努める。	
	照明を行う場合は、周辺景観に配慮したうえで、魅力的な夜間景観の形成に努めること。	照明を行う場合は、周辺景観に配慮し、夜間景観の形成に努めること。
	・屋根及び外壁は、マンセル値【JIS Z 8721】による以下の色彩を基調とすること。 ・小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えたものとなるよう努めること。 ○赤【R】、黄赤【YR】、黄【Y】、黄緑【GY】の色相においては彩度７以下 ○その他の色相においては彩度４以下 ○明度は周辺景観と調和するよう努めること ・ただし、次に該当するものは、この限りではない。 ○ 外壁の各面の見付面積の５分の１以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの ○表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩 ○地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色 ○その他法令等で着色が義務づけられている色彩	
	【沿道】 高層となる場合には、背景の山並みや周囲の田園景観、住宅地景観に調和する色彩とすること。	

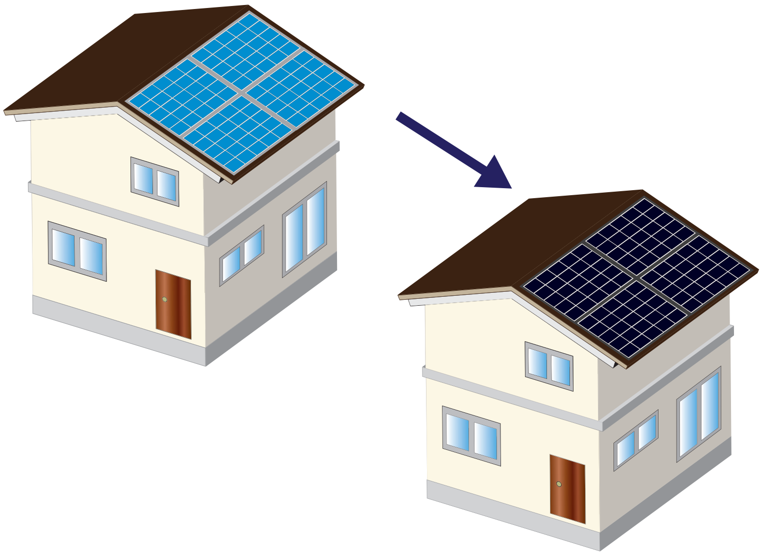

太陽光発電設備等のパネルの色

【配慮事例】色彩等

自然環境負荷の軽減などの理由から、太陽光パネルを住宅の屋根などへ設置する例が増えてきました。

例えば、住宅の屋根は間近からではわからなくても、少し離れた場所から眺めるとよく見える場合があるので、パネル自体の色や屋根の色との調和を考慮することで、周辺の景観との調和がとれたものとなります。

<table>
<tr><th>種類</th><th>山地・森林地区</th><th>山里・田園地区</th><th>住居地区</th></tr>
<tr><td rowspan="8">敷地の緑化</td><td>敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、伐採が必要な場合は、周辺の樹林と調和するよう配慮を行うこと。</td><td colspan="2">敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化に努め、良好な景観の形成を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあっては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用する樹種はできる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。</td><td>使用する樹種はできる限り在来種などの地域に根付いた樹種を基本とし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">樹林となっている段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、樹林の雰囲気を阻害しないように配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">【沿道】魅力的な通りとなるよう、緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">特定外観意匠[注5]に関する付加基準</td><td colspan="3">● 配置
道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 規模、形態・意匠
基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 材料
周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。</td></tr>
<tr><td>反射光のある素材は原則として使用を避け、やむを得ず使用する場合は、着色等により反射光の軽減に努めること。</td><td colspan="2">反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">● 色彩等</td></tr>
<tr><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の山里や田園、集落の景観と調和した色調とすること。</td><td>けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="3">使用する色数を少なくするよう努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">光源で動きのあるものは、原則として避けること。</td><td>光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>種類</th><th>まちなか地区</th><th>工業地区</th></tr>
<tr><td rowspan="9">敷地の緑化</td><td colspan="2">敷地内は草花や樹木などによる緑化に努めること。また、既存の樹木をできるだけ残すよう努め、やむを得ず伐採する場合には植栽等による緑化に努め、良好な景観の形成を図ること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">農地や道路など外部から見える敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、生け垣の活用や壁面の緑化、意匠の工夫等により周辺の景観と調和するよう配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">周辺の建築物等に比べて大規模な建築物等にあっては、建物まわりに高木や中木の連続した配置等の緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の植栽に努め、大規模な場合は、安全性に配慮した上で、場内に植栽地を設けるなどの緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲に緑がある場合はその連続性に配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">樹林となっている段丘崖の上端付近では、段丘崖側の敷地の緑化をできるだけ行い、樹林の雰囲気を阻害しないように配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【河川】河川に沿って憩いや潤いを感じる景観が続くよう、植栽や鉢植えなどの緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">【沿道】魅力的な通りとなるよう、緑化に努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">特定外観意匠に関する付加基準</td><td colspan="2">● 配置
道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">● 規模、形態・意匠
基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">● 材料
周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。
反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">● 色彩等
けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
使用する色数を少なくするよう努めること。
光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。
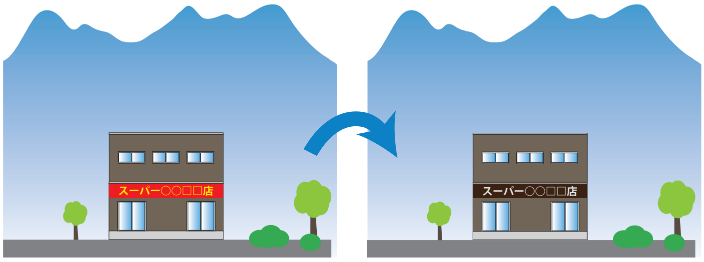

【配慮事例】特定外観意匠に関する付加基準
建築物の外壁などに色調を合わせることで調和した屋外広告物※となります。</td></tr>
</table>

（2）土地の形質の変更

種類	全地区共通
変更後の土地の形状、修景、緑化等	・大規模な法面、擁壁をできるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかな勾配とし、緑化に努めること。 ・擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。 ・敷地内にある樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

（3）土石の採取及び鉱物の掘採

種類	全地区共通
採取等の方法、採取等後の緑化等	・周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。 ・採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

（4）屋外における物件の集積又は貯蔵

種類	全地区共通
集積、貯蔵の方法及び遮蔽方法	・物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。 ・道路等から見えにくいよう遮蔽し、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

注 1　大規模行為は辰野町景観条例に定める以下の行為です。

■延べ床面積が 1,500㎡を超える建築物の建築等又は築造面積 1,500㎡を超える工作物の建設等

注 2　辰野町景観条例の第 18 条に定める「特定届出対象行為」にかかわる形態・意匠については、変更命令の対象となります。

注 3　色彩については法第 8 条第 4 項第 2 号イで形態意匠と定められているとおりですが、本計画では、便宜的に表の中で「色彩等」、「形態・意匠」に分けています。

注 4　辰野町景観条例の第 18 条に定める「特定届出対象行為」にかかわる色彩等については、変更命令の対象となります。

注 5　公衆の関心を引く目的で外観に施される形態または色彩、その他の意匠。

コラム

辰野町の景観について

これは時代劇のセットなのか。遥か江戸時代の宿場町の面影を残す小野宿に残る県宝に指定されている旧小野住宅や往時を忍ばせる造り酒屋。そして 400 メートルにわたる町道沿いのソメイヨシノが狂喜乱舞、花のトンネルを作る城前線。さらに、まさしく白と黄の絨毯（じゅうたん）、神戸地区の西天竜水路沿いに咲き乱れる 10 万本のスイセン。我が町・辰野町を再発見した次第！

辰野町景観計画策定委員会委員　宮原正利

コラム

城前線の桜並木

この桜の木は、昭和 35、36 年ごろ、辰野町に住んでいて北朝鮮へ帰る人達が、この町に住んでいた記念としてできたばかりの城前線の沿道に植えていったものだそうです。

学校帰りの辰野中学校の女子生徒が、一人の男性と出会い草に埋もれた桜の苗木のいわれを聞き、友達と二人で草取りを始めました。でもとても草は取りきれませんでした。それで、生徒会誌を通して、「あの桜の木を育てよう」と辰野中学校の生徒に呼びかけました。

その後、辰野中学校の校長先生の講話から生徒会活動に発展し、近くに住む住民の皆さんと力を合わせて大切に育てられ、みごとな大樹となり、美しい花をつけ桜のトンネルとして親しまれています。

今では町の国際交流のシンボルともなり、たくさんの人達の心をなごませています。

辰野町景観計画策定委員会委員　野澤長子

コラム

日本の中心とゼロポイントについて

2018 年（平成 30 年）、ＮＨＫの番組の特集で日本の中心は辰野町であるとされました。日本の中心だと主張している全国 28 か所の緯度・経度の平均値を割り出したところ、大城山の中となったことが理由です。また、近くには北緯 36 度、東経 138 度に緯度経度の分と秒がゼロになるゼロポイントがあることも紹介されました。

また、北緯 36 度 00'47"、東経 137 度 59'36" 、標高 1,277m の鶴ヶ峰に、地元出身の画家・中川紀元が揮毫した「日本中心の標」があります。

平成 3 年 12 月 20 日に制定された町民憲章は「辰野町は日本の真ん中」で始まります。町では、NHK の番組を機に「日本のど真ん中作戦会議」を開催し、町の PR に力を入れています。

写真　日本の中心 _ ゼロポイント

第５章　景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

辰野町内の建造物（建築物・工作物）、樹木のうち、地域の良好な景観の形成に特に重要な役割を持つものを、法に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、次の項目に該当するものの中から原則として町民等から提案のあったものについて検討します（景観法第 20 条、29 条を活用）。

指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、辰野町景観審議会で審議するとともに、保全や管理に関する事項を定めることとします。

1. 共通事項

- 広く地域住民や町民に愛され、親しまれ、またランドマーク※やアイストップ※になっているなど、地域の景観形成の核またはシンボルとなっているもの
- 道路などの公共の場所から容易に望見されるもの
- 適切な維持管理がなされる見通しのあるもの

2. 景観重要建造物の対象

- 優良なデザインにより、まち並みの雰囲気を醸し出し、造形や良好な景観の規範となっているもの
- 地域の伝統的な建築様式を継承し、地域の歴史や文化を象徴していると町民に共通認識されているもの

町内の建造物の例

写真　荒神社

写真　かやぶきの館

3. 景観重要樹木の対象

● 古木や巨樹であることまたは印象深い姿をしているなど、地域における希少性や品格・風格を備えたもの

● 社寺や公共空間にあって、その場のシンボルとなっているなど特定の場所や地域を代表しているもの

町内の樹木の例

写真　熊野諏訪神社のトチノキ

写真　樋口西部のハナモモ

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

● 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。

● 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の制限の一部を緩和することが可能です。

● 外観の変更の規制により生じた損失が補償されます。

＜適用除外について＞

文化財保護法により景観法よりも厳しい現状変更の規制が課せられる国宝、重要文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物については、景観計画に基づく景観重要建造物としての指定の実益がないことから、適用除外となっています。

ただし、長野県や辰野町が県文化財保護条例や町文化財保護条例に基づき指定するものについては、景観重要建造物や景観重要樹木に指定することができます。

第６章　良好な景観の形成に関するその他の事項

1. 屋外広告物の表示等に関する事項（景観法第８条第２項第４号イ）

（1）　屋外広告物に関する基本的な考え方

屋外広告物は建造物と同様に景観に大きな影響を与える要素の一つであるため、辰野町景観計画では、屋外広告物等について建築物等の景観に関する規制・誘導と連携した景観形成を推進します。そのために、辰野町景観計画における基本理念及び景観形成方針に基づいて、屋外広告物に関する景観形成方針を定める[注)] こととします。

また、景観計画策定後、辰野町屋外広告物条例を制定することを目指し、辰野町景観計画に示す屋外広告物等における景観形成と安全な掲出に向けた規制・誘導を図っていくこととします。

辰野町屋外広告物条例が施行されるまでの期間は、長野県屋外広告物条例並びに辰野町景観計画及び景観形成住民協定によるものとします。

（2）　屋外広告物の表示等に関する景観形成方針

辰野町の自然美や歴史・文化の品格を損なうことなく、また、経済活動に支障がないよう案内・誘導を図る優れた広告物の表示を目指し、以下の事項に取り組みます。

① 配置

- 道路等からできるだけ後退させるとともに、建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- 山地や森林のスカイラインを極力阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

② 規模

- 機能を損なうことなく、表示面積や高さ等は極力抑えるよう努めます。

③ 形態・意匠

- 基調となる周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- 建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。
- 複数の広告物はコンパクトに集約化を図るとともに、デザインの統一に努めます。

④ 材料

- 周辺景観と調和するよう、質感に配慮した素材の使用に努めます。
- 耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくい素材の使用に努めます。

⑤ 色彩

- 基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- 光源を使用する際は、必要以上の明るさとならないように配慮します。

⑥ その他

- 歴史的資源や町民に親しまれている景観資源など、景観形成上重要な施設の周辺にあっては、地域のイメージや雰囲気を損ねないよう十分配慮します。
- 放置看板は景観を損ねるばかりでなく危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

注）広告物の種類や表示面積、高さ、色彩等の具体的な基準は辰野町屋外広告物条例制定時、同条例において定めます。

写真　周囲と調和した屋外広告物（箕輪町）

写真　デザインを統一した屋外広告物（鎌倉市）

2. 公共施設の整備に関する事項

公共施設は地域の景観を構成する主要な要素の一つであることから、「公共施設事業指針」(別表 2) を定め、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となった良好な景観の形成を図るように努めます。

対象となる公共施設は以下のとおりとします。

■ 対象公共事業

- ● 道路
- ● 橋りょう
- ● 公園・緑地
- ● 河川
- ● ダム・えん堤
- ● 斜面
- ● 公共建築物
- ● 上・下水道
- ● 農地・森林

道路

橋りょう

河川

公園・緑地

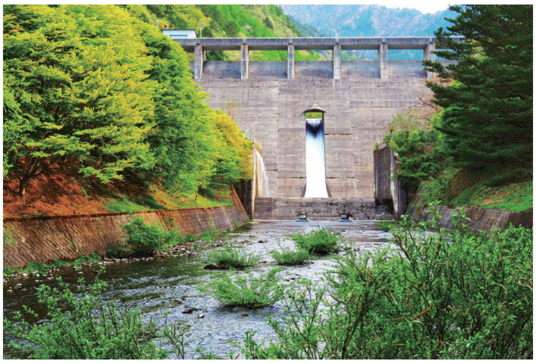

ダム・えん堤

斜面

公共建築物

上・下水道

農地・森林

別表

別表１　色彩に係る基準について

1. 景観に調和する色彩

　建築物や工作物の外壁の多くは赤、黄赤、黄の暖色系の色彩が使用されています。特に暖色系の色彩に黒を加えた茶色は自然に調和しやすく、樹皮や枯葉、土などの自然の色と共通性があり温かみを感じられます。一方でその他の緑や青、紫などの寒色系の色彩は建物の外壁として見慣れないため違和感が生じやすいものです。

　自然が作る色彩の中で鮮やかなものは、生物や花などの小さなものを除くと、樹木や草の葉があります。自然の緑は彩度３～６で、新緑や紅葉の時期には彩度７程度です。建物なども自然の色に調和するよう、それらの彩度よりも落ち着いたものが色彩基準の目安となっています。そのため色彩基準の彩度の上限に差を設けています。

　また、明度についても、背景や周囲の自然と同じ程度となるものが穏やかな景観を作ります。高明度や低明度の色彩の使用の際は、遠方からの見え方や周辺との調和に十分配慮して良好な景観の形成に努めましょう。

暖色系色（茶色）の素材を使用した例

山地の緑

2. 色彩の表し方

　辰野町景観計画では、色彩を正確に表すための尺度として、マンセル値を使用します。マンセル値とは、マンセル表色系によって決まる色の値で、色の表示方法として一般に広く利用されています。日本では、JIS Z 8721 として規格化されています。マンセル表色系では、一つの色彩を「色相」「明度」「彩度」の三つの属性の組み合わせによって表現しています。下の表にそれぞれの説明をします。

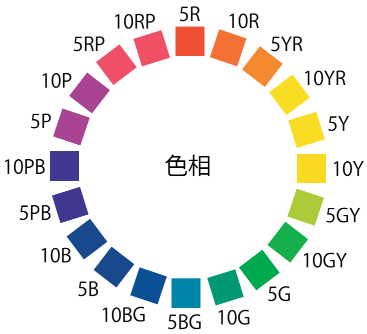

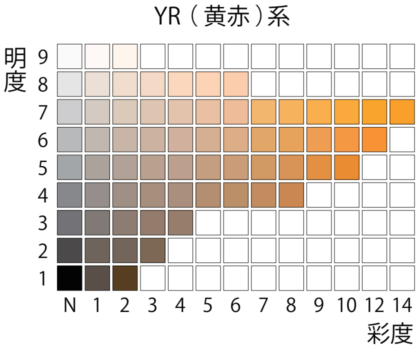

色相	色相は赤や青や黄といった色味のことです。色味を赤 (R)、黄 (Y)、緑 (G)、青 (B)、紫 (P) とその中間の黄赤 (YR)、黄緑 (GY)、青緑 (BG)、青紫 (PB)、赤紫 (RP) に分け、さらに 10 段階に区切ったものを表示方法として用います。
明度	黒を０、白を 10 として明るさの度合いを表し、色相には関係なく表します。
彩度	鮮やかさを０から 16 程度までの数値で表します。白や黒、グレーなどの色味がない色 (無彩色) を０とし、色が鮮やかになるにつれて数値が高くなります。色相・明度により彩度の上限は異なります。

じゅう ワイアール よん の に

10 YR 4.0/2

色相　明度　彩度

色の表記法は、上記のように三属性を併せて「色相 明度 / 彩度」と表記します。（無彩色は「N 明度」と記す場合もあります）

昨今の景観を構成する素材は、素材技術の発達により、自然素材から人工素材へと大きく変化し、様々な人工の色彩が見られるようになりました。色彩は、景観形成を進める上で重要な要素で、建物の規模や形などと同様に周辺の景観に大きな影響を与えます。そのため、周辺景観に与える影響が大きく、調和の難しい色彩の使用を制限し、良好な景観の形成を図るものとします。

建築物、工作物の屋根及び外壁に使用できる色彩は下記のとおりです (マンセル値による)。
なお、小野区の住居地区では、下記の色彩よりも抑えたものとなるよう努めることとします。

- 赤 (R)、黄赤 (YR)、黄 (Y)、黄緑 (GY) の色相においては彩度７以下
- その他の色相においては彩度４以下
- 明度は周辺景観と調和するよう努めること

ただし、次に該当するものはこの限りではありません。

- 外壁の各面の見付面積の５分の１以内のアクセント色として着色される部分で、景観上支障がないもの
- 表面に着色していない自然石、木材、土壁、レンガ及びガラス等の素材本来が持つ色彩
- 地域の伝統的な建築物等及びその特徴的な形態・意匠を継承するものの色彩や伝統的塗装色
- その他法令等で着色が義務づけられている色彩

色見本による色彩制限の範囲

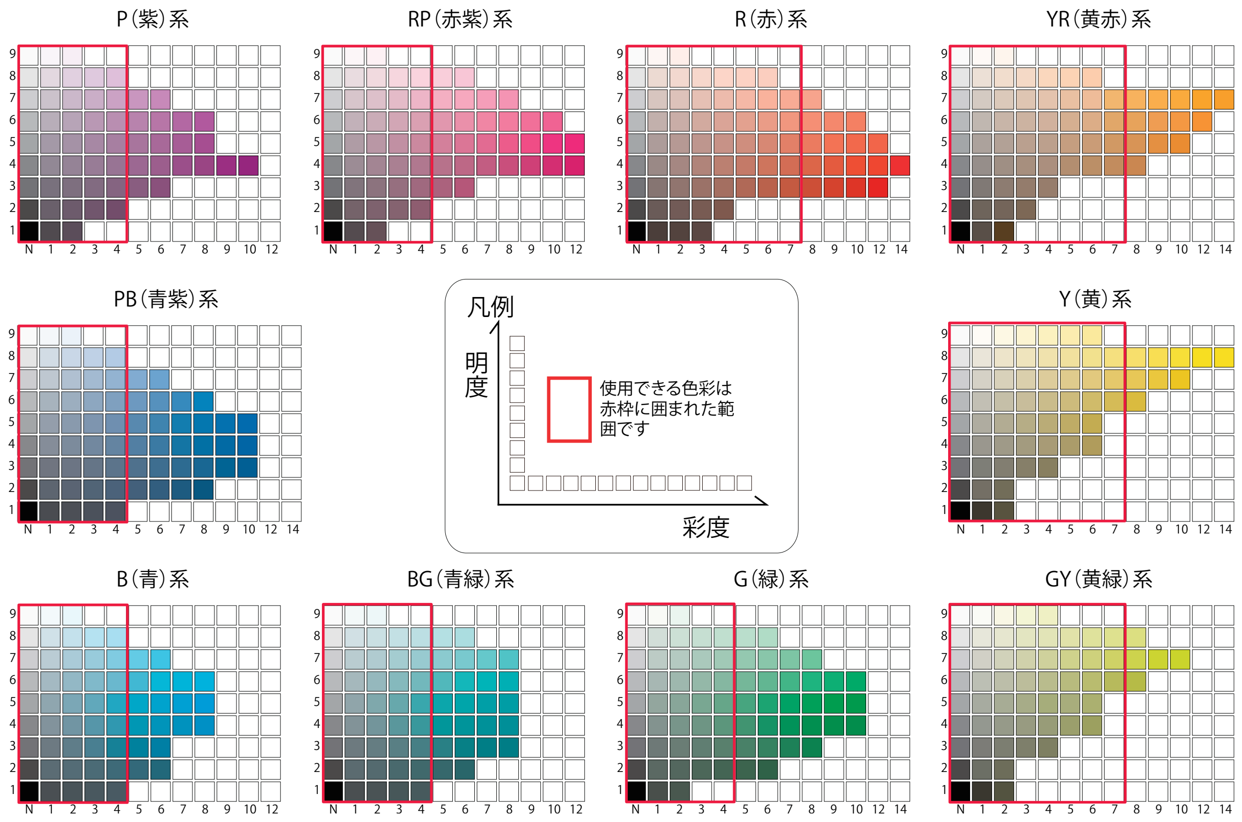

※本別表に示す色見本は実際と異なる場合があるため、JIS 規格による塗装色見本等を参考にしてください。

別表２　公共施設事業指針

1. 基本方針

- 事業の目的及び機能性、安全性、経済性に十分配慮したうえで、意匠の向上、潤いのある空間の創出に努める。
- 周囲の環境、景観との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の形成に努める。
- 辰野町の景観特性である山岳眺望景観や道路、河川の質を高めるため、次の事項に留意し、地域への導入部となる道路等からの見通しや、地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の形成に努める。

・良好な景観の形成に資する大城山等のランドマークへの眺望を阻害することのないよう努める。
・沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる良好な景観との調和に努める。
・眺望景観を構成する河川等の整備に努め、良好な眺望景観の保全・育成に努める。

- 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設のうち、良好な景観形成を図る上で特に重要な公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の形成を図るよう努める。
- 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周辺での事業の実施にあたっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮する。

2. 共通指針

(1) 法面

安全上支障のない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。

(2) 擁壁

安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とする。

(3) 附属物（標識、防護柵、照明施設等）

構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとする等、安全上支障のない範囲で、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地･森林、山里･田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。

(4) 緑化・植栽

潤いのある良好な空間創出のため、既存植生を極力生かしながら大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や生態系にも配慮し在来種などの地域に根付いた樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和するよう努める。

（5）占用工作物（電柱、広告物等）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

3. 施設別指針

（1）道路

道路は人々の往来や物流等、一般交通のための最も基本的な施設である。沿道にはまち並みや山里、田園、山並みの遠景など多くの景観が広がり、通行する人々にとって視点場となる場所が数多く存在する。

このため、その整備にあたっては、山地・森林や山里・田園のような豊かな自然環境を有する地域においては周辺の自然環境への影響に留意し、まちなか地区においては沿道のまち並みや建築物等と調和するよう配慮する。

① 路線の選定

良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。

② トンネル及びロックシェッド

トンネル及びロックシェッド※の坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。

③ 高架橋

橋台、橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

④ 交差点構造物

信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観と調和するよう配慮する。

⑤ 歩道及び自転車道

（ア）舗装は必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するように配慮する。

（イ）植樹桝、ストリートファニチャー※等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺の景観と調和するよう配慮する。

⑥ 横断歩道橋

意匠、色彩は、周辺の景観との調和に配慮する。

⑦ 地下歩道

（ア）上屋の意匠、色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮する。

（イ）地下部は、安心感と明るさを持つ空間となるよう配慮する。

⑧ 緑の保全と緑化

（ア）まちなか地区内の道路は、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・森林、山里・田園地区は、

地区の特性に応じた植樹帯を設ける。また、樹種については、長期の維持管理が可能なものを原則として選定する。

（イ）視点場となる地点は、必要に応じ小公園等として緑化修景し、憩いの空間を創出するよう配慮する。

（ウ）沿道の緑化に努めるが、周辺の景観との調和を乱さないよう、維持管理に心がける。

⑨ 照明設備

（ア）街路灯等の照明設備の設置は必要最小限とし、周辺の景観に調和した形状、色彩とするよう努める。

（イ）電気配管・配線は地中とし、器具は LED 照明とするよう努める。

⑩ 無電柱化

電柱、電線類は、地中化や裏配線等について検討し、良好な景観の形成に努める。

(2) 橋りょう

橋りょうは、人や車の通行だけでなく水辺景観の要素としての役割も大きく、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の形成上重要な施設となっている。このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する。

① 橋りょう本体

構造形式、素材、意匠及び色彩は、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

② 高欄、照明施設等

（ア）配置、意匠、色彩、素材等は、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。

（イ）必要に応じ広場等を設ける場合は、周辺の環境と調和するよう配慮する。

③ 橋詰広場

橋のたもとは、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。

(3) 公園・緑地

公園、緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いと潤いを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。このため、生活や地域コミュニティーの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する。

① 施設

材料、意匠は、安全性、機能性に支障のない範囲で周辺景観と調和するように配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。

② 緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や、既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。また、地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

(4) 河川

河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。このため、それらの整備にあたっては、治水、利水機能に支障のない範囲で自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する。

① 護岸

構造等は、周辺の景観と調和するように配慮する。

② 高水敷※

地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するように配慮する。

③ 緑の保全と緑化

（ア）堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。

（イ）水辺林等の自然は、洪水の流下に支障のない範囲において保全するよう配慮し、また、親水環境整備を図るよう努める。

(5) ダム・えん堤

ダム及びえん堤を設置する場合には、安全性等に支障のない範囲で自然景観との調和に配慮する。

① 構造物

できる限り周辺の自然環境と調和するように配慮する。

② 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

(6) 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、景観形成上からも重要な要素であるため、周辺景観との調和に配慮する。

- 斜面の表面は、安定性等を考慮したうえで、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。
- 構造物は、安全性等の条件に支障のない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。
- 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。

（7）公共建築物

学校施設、福祉施設、集会施設、公共住宅施設等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわりを持っている。このため、潤いのある親しみに満ちた開放的な施設とするとともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす。

整備にあたっては、敷地内に限定せず広く公共空間と連携させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。

また、地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないように適切に管理するよう努める。

① 建築物

■ 位置・配置

（ア）山際に配置する場合は、できる限り低い位置に設置し、りょう線を遮らないよう配慮する。

（イ）敷地の形状により、建造物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。

（ウ）道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりと潤いのある空間の創出に努める。

（エ）敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。

■ 意匠

（ア）周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とするとともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。

（イ）屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。

（ウ）壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となるよう努める。

（エ）建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。

（オ）屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。

■ 色彩

（ア）周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。

（イ）建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。

（ウ）建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するように努める。

■ 素材・材料

（ア）気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。

（イ）地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観の形成に努める。

② 敷地境界施設（門、塀等）

位置　できる限り道路から後退し、オープンスペース※の確保に努める。

意匠　建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないように努める。

色彩　建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図り、周辺の景観と調和するように努める。

素材・材料　建築物本体及び隣接する敷地境界施設との整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により周辺の景観と調和するように努める。

③ 敷地内附属施設

（ア）車庫、自転車置場等は、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。
（イ）ごみ収集場、浄化槽等は、配置の工夫や樹木での遮へい等により極力目立たないよう努める。
（ウ）駐車場等は、広範囲にわたる単調な空間とならないよう緑化等に努める。

④ 敷地内の緑化

（ア）植栽木の配置の工夫により、四季を通して潤いとやすらぎのある環境を創り出すよう努める。
（イ）植栽にあたっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。
（ウ）敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

(8) 上・下水道

上水道、下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから地域の景観を形成するうえで重要な要素となっている。

このため、施設の整備にあたっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する。

① 意匠・色彩

意匠・色彩は、地域の特性を生かし周辺の景観と調和するように配慮する。

② 配置

施設配置を考慮し、植栽等を行い周辺の景観と調和するように努める。

(9) 農地・森林

農地、森林は、自然の地形等を背景に気候風土に適した形で農林業が営まれるなかで、地域ごとに個性ある美しい景観を創り出してきた。

農地は、農産物の供給地であるとともに山里・田園景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、町全体に占める面積の割合も大きく、町の景観形成において果たす役割は大きい。

このような地域の景観を保全、育成するためには、地域の景観に配慮しつつ良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

① 農地

農業基盤の整備にあたっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、潤いのある農業景観の形成に努める。

② 森林

森林の保育事業の実施にあたっては、住民の要請にこたえられる健全で活力のある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の形成に努める。

③ 休耕田・耕作放棄地

休耕田や耕作放棄地は有効活用を図り、周辺の良好な景観を阻害しないように努める。

資料編

1. アンケート調査結果

(1)概要

町では、計画策定に活かすことを目的に、景観に対する町民の意識を把握するため、アンケート方式により調査を行いました。

概要は以下の通りです。

- 配布方法：郵送
- 配布対象：町内に居住する 15 歳～ 74 歳までの住民
- 配布票数：1,000 票
- 調査期間：平成 29 年 10 月 4 日～ 10 月 16 日
- 回収結果：340 票（回収率 34.0%）

また、アンケート調査の内容と目的は、以下の通りです。

【問 1】回答者の属性について

- 性別、年齢、居住区、居住年数、住居周辺のおもな環境等

【問 2】辰野町の景観の特徴

- 町民が好きだと感じる辰野町らしい景観、大切にしたい景観など、町民にとって、大切な景観の具体的な内容の把握
- 景観形成方針策定に資する情報

【問 3】辰野町の優れた景観資源とその理由

- 町民にとって大切な景観資源と視点場の把握
- 景観形成方針及び景観重要建造物・樹木の指定方針

【問 4】良好な景観を害している建物・工作物【策定に資する情報】

- 町民が感じる景観阻害要素の把握
- 景観形成方針及び行為の制限に関する事項

【問 5】良好な景観を守り育てるために必要なルール【策定に資する情報】

- 町民の景観形成ルールについての考え方の把握
- 行為の制限に関する事項策定に資する情報

【問 6】景観づくりを考えた場合に目指すべき方向【策定に資する情報】

- 町民が考える町としての今後の景観づくりの方向の把握
- 景観形成方針策定に資する情報

【問 7】辰野町の景観に関するその他の意見

- 町民からの景観づくり、景観計画策定に向けた提案、意見
- 計画策定全般に関する情報

（2）アンケート調査結果

■ 属性に対する回答数

属性に関する問１の結果については、下記のとおりでした。

表＿年齢別　男女回答数（人）

	男性	女性	無回答	小計
10歳代	13	11		24
20歳代	10	22		32
30歳代	26	37		63
40歳代	23	35		58
50歳代	24	23	1	48
60歳代	20	45		65
70歳以上	21	19	3	43
無回答	2	3	2	7
合計	139	195	6	340

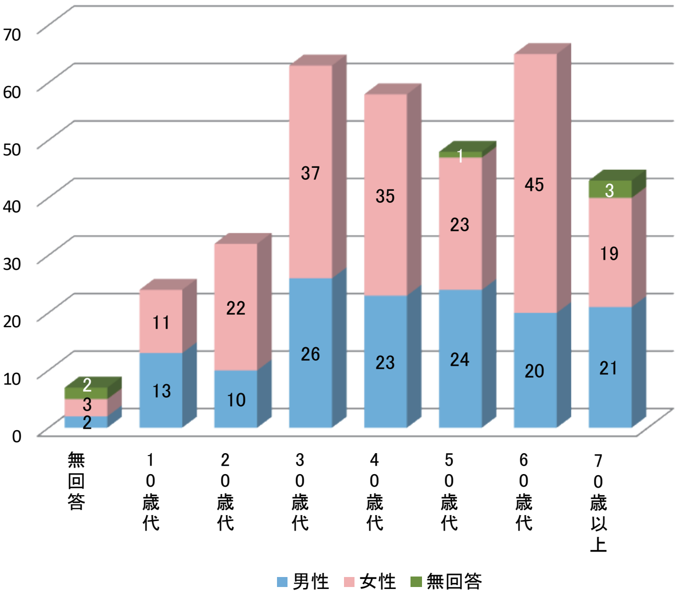

表＿地区別　男女回答数（人）

	小野	川島	上島	唐木沢	今村	宮所	小横川	宮木	新町	羽場	北大出	下辰野	上辰野	平出	沢底	赤羽	樋口	不明	無回答	小計
男性	12	9	6	6	5	6	2	16	7	5	8	8	16	15	3	7	5	1	2	139
女性	24	6	8	4	5	8	6	30	12	9	7	10	17	20	4	12	10	1	2	195
無回答						1				1	1	1					1		1	6
合計	36	15	14	10	10	15	8	46	19	15	16	19	33	35	7	19	16	2	5	340

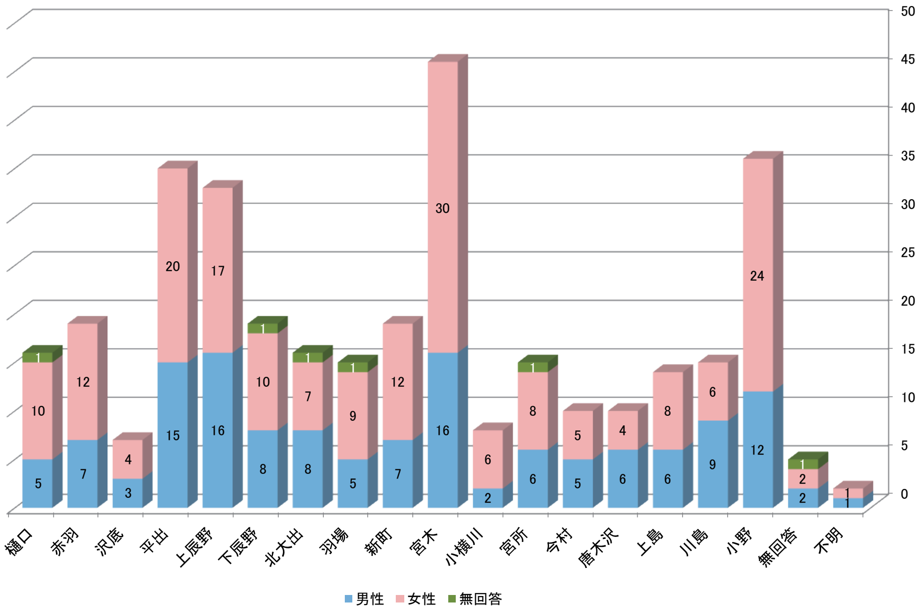

問２以降の設問ごとのアンケート調査の結果の概要については、以下のとおりです。

■ 好きな景観、大切にしたい景観【複数回答】（問 2）

□ **町の中で特に好きな景観、大切にしたい景観**

- 「④高台から眺める遠くの山々や、市街地・田園地帯の景観」が最も多く、まとまったまち並みと視点場として優れた高台のある地形が特色として表れている。
- 次に多いのは、「⑤神社の森など身近な森や林の景観」、「⑥緑豊かな山岳・森林景観」、「⑧緑に囲まれた農村景観」で、自然豊かな景観が好まれ、大切にされていることが表れている。
- また、「②古くからある通りや城跡などの歴史・文化を感じさせる景観」も多く、小野宿などの旧街道沿いの景観が大切にされているが、街道から見える「①市街地などの町並みの景観」や「⑨落ち着いた住宅地の景観」はあまり評価されていない傾向となっている。
- 男女別、年齢別では特に顕著な傾向はないものの、年齢層によって好みの傾向に多少の違いがみられる。

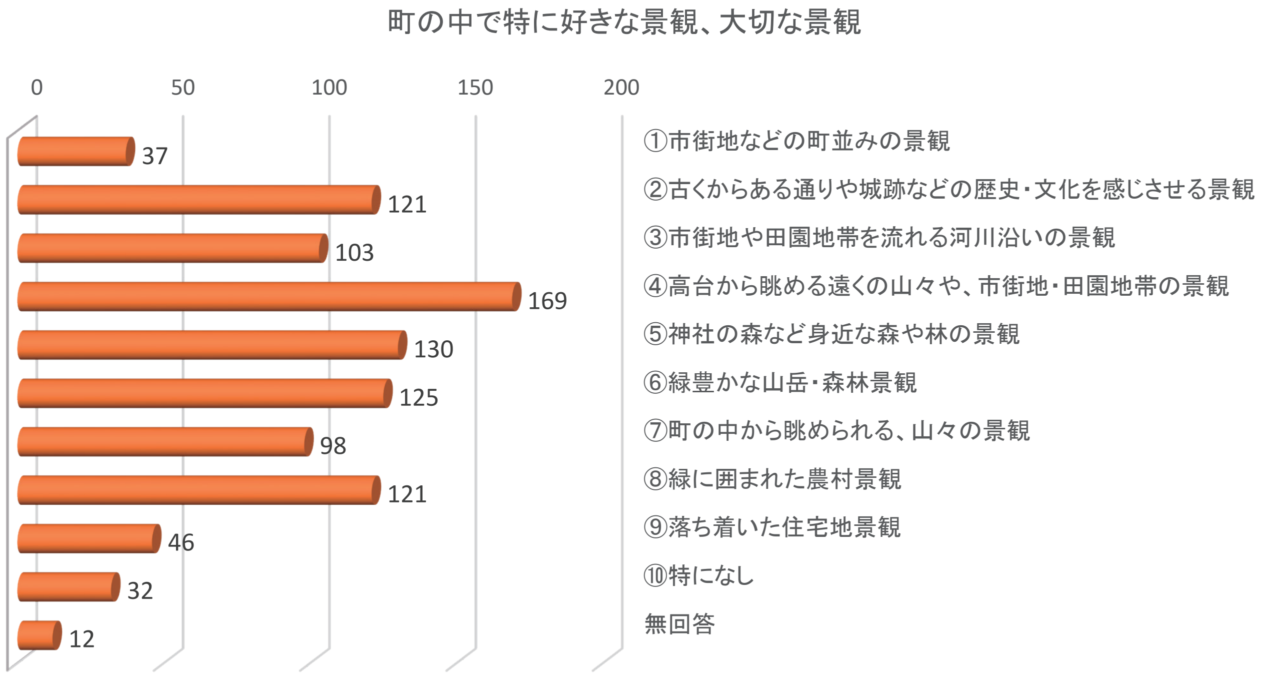

■ 特に優れた景観【複数回答】（問 3）

◇　アンケート結果から

問 3 に対するアンケート結果から、視点場について次のようなことが言えます。

- 視点場として公園をあげている方が多く、公園の中の景色を等瞰 (とうかん：通常の目線で見える景色) で捉えて楽しむ、あるいは公園の景色と一体となった感覚を楽しまれていることが表れている。
- 視点場としてあげられている公園の内訳は、荒神山スポーツ公園が最も多くサクラやツツジなどの花木を季節感とともに堪能している。また、ほたる童謡公園も次いで多く、幻想的なほたるの舞う景色に溶け込むような一体感を感じる景色が特徴である。
- 道を視点場としたシークエンス (移動する視点からの景色) の景観も多くあげられている。内訳は城前線の桜並木や小野宿などの街道の景色が町民の多くに好まれていることが表れている。
- 高台を視点場としている方が多いのも辰野町の地形的な特徴を表しており、高台からまち並みを俯瞰 (ふかん：見下ろす景色) することが身近な景色として捉えられている。
- 川を視点場とした景色では、軸として景観を捉える (上伊那地域では川を軸の景観として感じる方が比較的多い) のではなく川と一体となった田園風景を等瞰として見ている方が多い。
- 山を視点場として選択している方が多いのも辰野町の特徴で、特に大城山は町民にとって重要な場所となっていることが分かる。また､他の上伊那地域では山の景色は仰瞰 (ぎょうかん：見上げる景色) として見られていることが多いが、辰野町ではあまり重要な景色と捉えられていないと推察される。
- 駅や線路を視点場としている方も多く、特に宮木駅から見る城前線の桜並木は町民にとって重要な景観と言える。
- 水辺を視点場としている方では、たつの海や蛇石周辺の景観が多く、町民共通の大切な場所であることが表れている。

□ 視点場と視対象

視点場と視対象※の関係性については、表のとおりです。

表 _ 視点場と視対象

具体的視点場 上位 20 箇所	
視点場	数
荒神山	72
大城山	37
宮木駅	30
城前線	28
横川川	27
ほたる童謡公園	24
松尾峡	22
たつの海	22
しだれ栗森林公園	18
小野宿	14
国道 153 号	9
町中	9
川島	7
自宅	6
蛇石	6
天竜川	5
霧訪山	5
辰野高校	4
辰野中学校	4
パークホテル	3

視対象の種類	
視対象の種類	数
季節	123
自然・地形	71
まち・まち並み	68
ほたる	46
まち並みと地形、自然	30
山・山並み	26
田園	25
水辺	20
花・樹木	16
建造物	11
なし	8
公園	8
人の営み	8
神社・仏閣	4
空	3
駅・線路	2
鳥と桜	1
歴史・文化	1
全体	1
町と空	1

具体的な視対象 上位 20 対象	
視対象	数
桜・桜並木	92
ほたる	42
町・まち並み	40
紅葉	15
しだれ栗	11
伊那谷	9
田園	9
蛇石と自然	9
全体	9
天竜川	7
たつの海	7
小野宿	7
大城山	6
川	5
まち並みと山々	5
山並み	4
駒ヶ岳	4
荒神山	3
中央アルプス	3
古いまち並み	3

◇ アンケート結果から

- 大切にされている具体的な視点場は、荒神山や大城山などが多く身近な高台からの景観が特徴として表れている。
- 宮木駅、城前線など場所として特定されていることも町の特徴で、優良な視点場が町中に存在していることがうかがえる。
- 視対象としては、季節や自然・地形、まち・まち並みなど大きな風景として捉えられていることが多く、具体的な視対象では桜・桜並木が最も重要な景観と言える。
- 「ほたる」が対象となっていることは南信地域でも特徴的で、サクラや紅葉、しだれ栗などとあわせて豊かな季節感のある景色が町民にとって重要な景観であると言える。

□ 景観の感じ方

アンケート結果からわかる、住民の皆さんの景観の感じ方は表のとおりです。

表 _ 景観の感じ方

視対象の種類	景観の感じ方																
	美しい・きれい	ふるさと	自然	歴史・文化	雄大・壮大	癒し	安らぎ・和み	落ち着く	満足感	希少感	素晴らしい	幻想的・神秘的	うれしい・楽しい	清々しい	のどか	豊かさ	総計
季節	95		8			3			3	1	2		2		1		122
自然・地形	21	4	8	2	2		5	2	2	3	2		1	4	3	3	71
まち・まち並み	17	12	1	10	7		2	4			1		1	2	2	1	68
ほたる	21	3	2			1				3		7					45
まち並みと地形、自然	9	4			2	3	1	1	2	1	2		1		1		30
山・山並み	14	3			3		2	1								1	26
田園	5	10	3			1	1	3								1	25
水辺	8	2	3		2	2											20
花・樹木	6		2		1					1	1	1	1				16
建造物	3			4		1					1						11
なし	4								2								8
公園	5		1			1							1				8
人の営み	2	1		2									1				8
神社・仏閣				2										1			4
空	3																3
駅・線路				1	1												2
歴史・文化																	1
町と空	1																1
全体					1												1
鳥と桜	1																1
総計	215	39	28	21	19	12	11	11	9	9	9	8	8	7	7	6	471

※総計は回答数の少ないデータが入っていないため、表の合計とは異なる

◇ アンケート結果から

- 景観の感じ方では、「美しい・きれい」が大半を占めている。
- 「季節」「自然・地形」「ほたる」など自然環境が大切な景観要素として抽出されており、見目形の美しさが多くの町民に評価されている。
- 「美しい・きれい」に次いで「ふるさと」が多い。
- 「まち・まち並み」「田園」など日常生活の周りにある景色に「ふるさと」を感じている。
- 「歴史・文化」を感じるとしての評価も上位に入っており、重要な景観要素となり得る。
- 「癒し」「安らぎ・和み」「落ち着く」など安心感をもたらす景観も高く評価されており、生活環境の向上に景観が欠かせないことが表れている。

□ 辰野町の特に優れた景観

町民の方が感じる町外の方におすすめしたい、特に優れた景観は表のとおりです。

表 _ 辰野町の特に優れた景観

視対象の種類	おすすめしたい優れた景観
季節	• 春の宮木駅から辰野中学校あたりの桜並木の美しさ • 芽吹きのしだれ栗の美しさ • 桜の時季のたつの海周辺は県外に PR できる
自然・地形	• 大城山…" 伊那谷 " を見る事の出来る場所 • 三級の滝、大滝、蛇石、秋の紅葉自然の美しさ • ほたる童謡公園のわらべ橋から見る天竜川、大城山。ほたる水路の周りの四季折々の草花、昆虫、鳥の声、カモはふるさとを思い出す。手を加え過ぎない自然の美しさ
まち・まち並み	• 新町工業団地の高台から見る夜のまち並みの景観 • 小野の古いまち並みの景観は歴史を感じる • 辰野高校テニスコートから見える、自分の生まれた場所や土地
ほたる	• 松尾峡から見るほたるが幻想的 • 松尾峡のほたるは子どもの頃から守られて来た辰野町の大事な自然。とても美しい
まち並みと地形、自然	• 大城山からの景観…山々の景観と天竜川を挟んでのまち並みの姿は心が和む • 国道 153 号の田んぼ、天竜川、荒神山（秋の刈入れ前）田舎ののどかさ • 辰野病院の上の段からの眺めまち並み。豊南短大の建物が溶け込んだ山の景色全体が見られる
山・山並み	• 荒神山から見る西の山の景観はふるさとを感じる • 南湯舟団地の道路から見る朝の守屋山辺りの眺めは幻想的な美しさを感じる • 穴倉山より見る八ヶ岳や南アルプス、北アルプス等の眺望パノラマが美しい
田園	• 車を走らせながら見る、田んぼの風景（水が入った頃、稲穂がたれて黄色くなった頃）は季節の移ろいを感じる • 高台から眺める南方向へ向かって広がる美しい田園、豊かな清流と落ち着いた住宅景観を大切に思う。域外の人を受け入れたい • 信濃川島駅の待合室 (線路上の）から見る川の流れと田園風景５月～６月の夕方。かえるの鳴き声が自然を感じる
水辺	• 中央橋付近から上辰野方面に向かっての横川川。特に夜は美しい • 辰野パークホテル付近から見るたつの海周辺の景観。長年かけて築き上げた魅力を感じる
花・樹木	• 赤羽の田んぼのドーム菊が美しい • 宮所のフクロナデシコの花（ピンク色の絨毯）は美しい、かわいい
建造物	• 川島かやぶきの館は日本一のかやぶき。素晴らしい • 小野宿の古い建物は歴史を感じる
その他	• 小野と北小野の中にある神社の建物と樹木。神社の中の空気 (背筋がピンとする空気感) • 草刈りなど手が入っている田園 • 北大出の天狗祭り。勇壮活発な天狗の姿を見ると、日頃の辛いことも忘れ心身ともに心地がよい • ほたる祭りの時の商店街。にぎわっている様子は楽しい町だと感じる。行ってみたいと感じる

■ 好ましくない景観【複数回答】（問 4）

好ましくないと思う建物や工作物等については以下のような結果となりました。

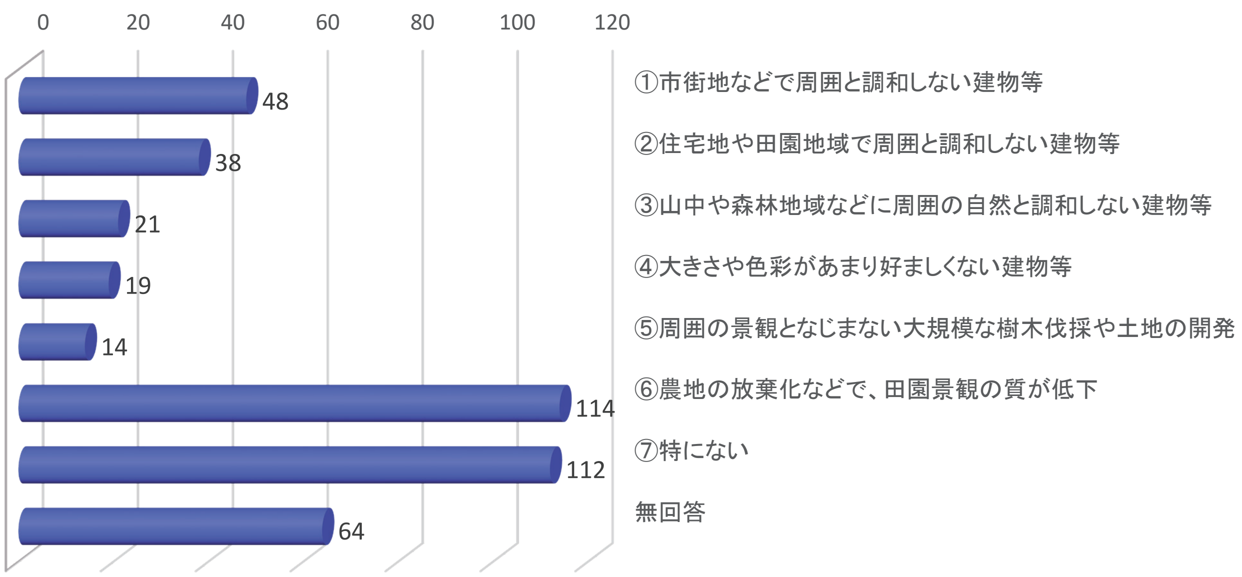

◇ **【あまり好ましくないと思う建物・工作物や場所 (自由記入・抜粋)】**

- ◇ 空き家・空き事業所、空き地
- ◇ シャッターの下りた商店街
- ◇ 怪しげな人の出入り
- ◇ ウォーターパーク、ウォーターパークのスライダー※
- ◇ 老朽化した建物
- ◇ 草木の手入れ不足
- ◇ ソーラーパネル　　など

□ アンケート結果から

- 「⑥農地の放棄化などで、田園景観の質が低下」が最も多く、手入れされていない田畑が景観を阻害している。
- 「⑦特にない」「無回答」を合わせると 176 件に及ぶが、これは景観を阻害する要因が少ないことが表れており、上伊那地域全体に共通する認識となっている。
- 「①市街地などで周囲と調和しない建物等」「②住宅地や田園地域で周囲と調和しない建物等」をあわせると86件となる。周囲との調和を無視した建築物等が増加傾向にあると推察される。
- 「空き家・空き事務所、空き地」や「シャッターの下りた商店街」「老朽化した建物」「草木の手入れ不足」など、人の温もりが感じられない建物などは景観を阻害する大きな要因となる。
- 「ウォーターパーク」は、遠くからも見える施設であるため、気にされている方も多い。
- 「ソーラーパネル」も景観上重要な要素となっている。

※ウォーターパークは地方創生拠点整備交付金を活用して、2018 年（平成 30 年）5 月に「たつの未来館　アラパ」としてリノベーションされました

■ 良好な景観を守り育てるために必要なルール【複数回答】（問 5）

良好な景観を守り育てるために必要なルール

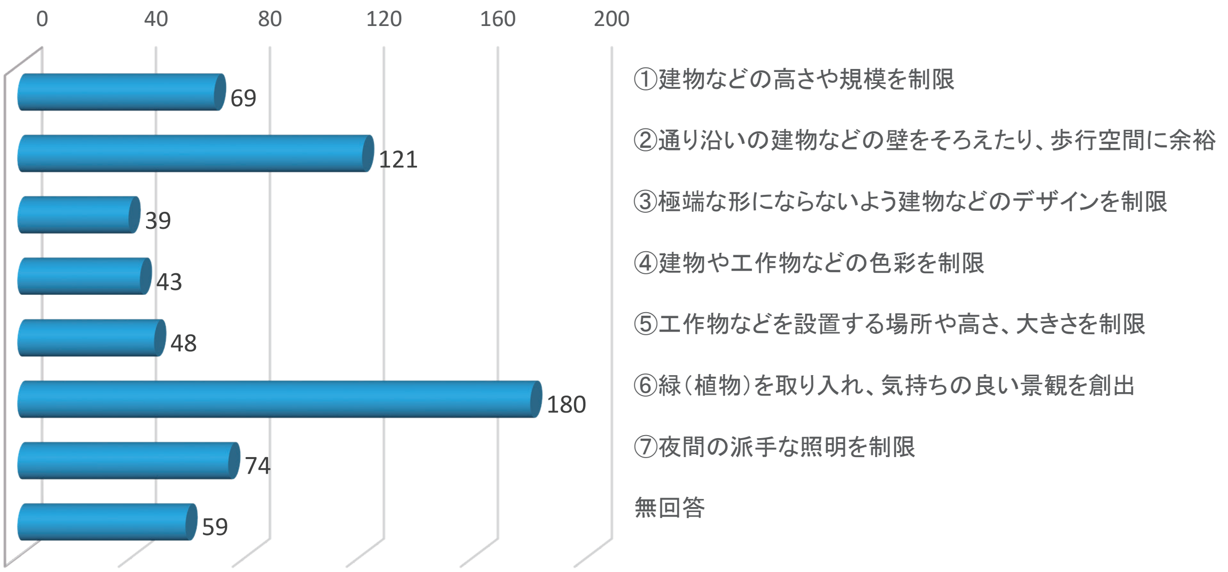

□【良好な景観を守り育てるために必要なルール (自由記入・抜粋)】

◇　新築を前提にするのではなく、町の現状からすれば老朽化した建物対策が先

◇　まずは不要物、空き家を撤去し、空き地に花を植えるなどして有効利用

◇　その町の歴史に配慮する

◇　色や形では、その場所により制限ではなく協力を要請する

◇　公共の建物のデザイン性を重視する

◇　夜間、早朝の騒音、爆音は制限する

◇　町の今後の方向付けをする中で景観を考えていきたい。工場には大きく高い建物は必要であるし、住宅地は緑豊かな落ち着きが望まれる。一口では表現できないのでは

□ アンケート結果から

- 「⑥緑 (植物) を取り入れ、気持ちの良い景観を創出」が最も多く、次いで「②通り沿いの建物などの壁をそろえたり、歩行空間に余裕」が多いことから、落ち着いて快適な生活環境の向上に関心が高いことが推察される。
- 「⑦夜間の派手な照明を制限」も 3 番目に多く、夜の暗さも住民にとっては重要であると言える。
- 現在の景観では、目立って景観を阻害しているデザインや色彩のないことが「③デザインを制限」「④色彩を制限」の回答が少ないことに表れている。
- 建物や工作物の規模は極端なケースはないが、今後に考慮すべき要因である。

■ 景観づくりの目指す方向【一つ選択】（問 6）

景観作りの目指す方向として、年齢別の結果は次の通りです。

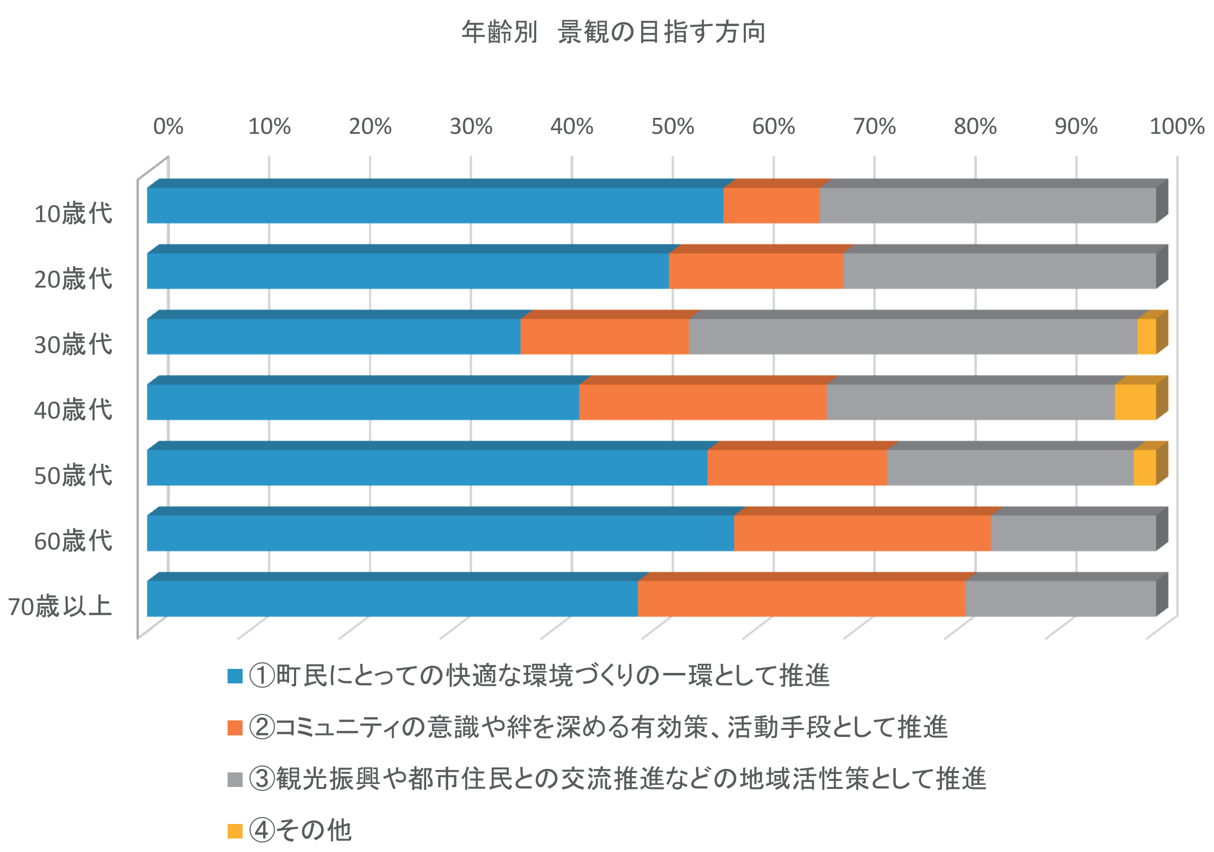

□ アンケート結果から

- 景観づくりの目指す方向では、30 歳代を除くすべての世代で「①快適な環境づくりとして推進」を求める割合が多く、生活環境の向上のために景観が重要な要素として捉えられている。
- 一方、30 歳代では「③観光振興や都市住民との交流促進などの地域活性化策として推進」が最も多く、景観資源を経済活動に活用したい意向が強い。
- 50 歳代以上の世代では観光振興や都市交流などの地域活性化策よりも町民にとっての快適な環境づくりに重点が置かれている。

2. 町民との協働による調査検討（地区別懇談会）

景観計画は「景観法」により、その策定は住民との共同作業によって行うこととされています。そこで計画の策定にあたり、小学校区ごとに地区別懇談会を開催し、ワークショップを行いました。

(1)概要

■ 地区別懇談会の目的

地区別懇談会は、町民の皆さんが町の景観をどのように捉えているか情報を得ることを目的としました。これは、事前に行ったアンケート調査を補完するためのものです。

■ 地区別懇談会の開催時期

地区別懇談会は下表の日程で行いました。

■ 地区別懇談会の地区分け

地区分けは小学校区（5 地区：西小、東小、南小、川島小、両小野小）として行いました。

■ 地区別懇談会で得たい情報

地区別懇談会で得たい情報は、地区の大切にしたい景観、地区の景観の課題、計画の方向性の基礎情報でした。

(2)開催日等

開催日等は表のとおりです。

表 _ 地区別懇談会の開催日等

開催日	開催場所	地区	参加人数
平成 30 年 2 月 13 日（火）	小野農民研修センター	小野	9
平成 30 年 2 月 16 日（金）	蛇石の里	川島	15
平成 30 年 2 月 21 日（水）	辰野町役場	上島、唐木沢、今村、宮所、小横川、宮木、新町、上辰野、下辰野	37
平成 30 年 2 月 27 日（火）	平出公民館	平出、沢底、赤羽、樋口	29
平成 30 年 2 月 28 日（水）	北大出ふれあいセンター	羽場、北大出	15
参加人数　合計			105

■ 内容

地区別懇談会の内容は下記の通りとしました。

1. ・「景観」とは何かを共有する
   ・「景観」の定義の説明により、全員で「景観」について共有する
2. ・地区の景観資源を見つける
   ・一人ずつ、地区にある地区から見える景観を挙げてもらう
3. ・地区で一番の景観は何かを確認する
   ・地区で一番大切にしたい景観は何かをグループごとに話し合う
4. ・一番大切にしたい景観はどんな景観かを確認する
   ・地区で一番大切にしたい景観はどのような特徴があるか話し合う
5. ・参加者全員で情報を共有する
   ・グループごとの発表により、全員で情報を共有する

辰野町景観計画

地域の景観についての意見交換会
ワークショッププログラム

【景観法の基本理念（景観法第２条）】

1．良好な景観は、美しく風格ある国土の形成と、潤いある豊かな生活環境に不可欠な国民共通の資産である
2．良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものである
3．良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するもので、その個性や特色を伸ばす多様な形成が必要である
4．良好な景観は、観光など地域の交流促進に大きな役割を担い、行政、事業者及び住民の一体的な取り組みが必要である
5．良好な景観の形成は、今ある景観を守るだけでなく、新たに良好な景観を創り出すことを含むものである

景観の見方　【景観のスケール】

近景・小景観
景観要素である建物や木々などの細かな様子が分かる。

中景・中景観
景観要素の集合である集落や、家の形、色などが分かる。

遠景・大景観
地形や土地利用の構成が分かり、山並みと空が一体の風景となって感じられる。

景観の見方　【「図」と「地」】

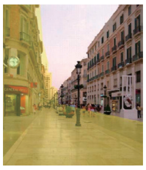

・**写真左**
左右の建物に視線が注がれると、道路部分（黄色着色部）は「地」となり、建物は「図」となります。

・**写真右**
視点を移し、右側の建物に注目すると、先ほどまで「図」であった左側の建物も「地」になります。

【ワークショップで注意すること】

ワークショップは本作業プログラムによって進行します。皆さんは以下のことに注意しながら、ワークショップを楽しんでください。

☆どんな意見でも否定しない（相手の意見も自身の意見も）

作業プログラム	時間	プログラム内容
開会	5分	開会挨拶
①ワークショップの説明	5分（計：10分）	○ 本日のワークショップの目的と内容について説明します。
②アンケートの報告	10分（計：20分）	○ 事前に行ったアンケート調査結果について概要を報告します。
③地区の景観資源を見つける	15分（計：35分）	あなたが、“好きな”又は“誇れる”**地区の景観**は何ですか？ ○ 日頃見慣れた景色ですが、この場所に住んで良かったと思える瞬間など、**地区の中にある、あるいは地区から見える**“好きな”又は“誇れる”景観を黄色の付せんに、一枚につき一つ書いてください。（お一人２つまで） ○ 逆に、普段の景色の中で少し残念に感じるものや、心配なことがありましたら青い付せんにお書きください。（なくても結構です） ※地区外から参加されている方は、本日参加の地区についてお書きください。浮かばないようでしたら、ご自分のお住まいの地区についてそれぞれのふせんにお書きください。
	10分（計：45分）	○ おひとりずつ順番に、付せんの内容をグループの皆さんに説明しながら発表し、テーブルの上の図面へ貼り付けてください。
④地区で一番の景観を確認する。	40分（計：85分）	先ほどの発表とアンケート調査結果も参考に、地区で**一番自慢したい景観**をグループごとに話し合います。 ○ 最初に、自慢したい地区の**景観の場所**を話し合い、その場所を地図上で確認します。その場所は、「どこから」、「何を見る」のか明記してください。 場所は複数あっても構いませんが、グループの方が納得する場所であることが重要です。 ○ 同時に、その場所の**自慢したい事柄**を話し合い、図面に書き込んでください。（その景観を守ったり、さらに良くするために必要なことがらがあれば皆さんで話し合って図面に書き込んでください。） ○ 時間のあるグループは、その場所に**適した名前やキャッチフレーズ**を皆さんで話し合って決めてください。 ※地区外から参加されている方は、地区の皆さんと一緒にお考えください。その際、地区外の方ならではの視点（「ここが良い」、「こうなるともっと良い」　など）を発表していただくか、「どうしてその場所が良いのか」などを質問してください。
⑤グループ発表	10分（計：95分）	○ 本日の成果について、グループごとに発表します。 グループごとに発表者を決め、地区イチオシの景観を他のグループに自慢してください。
⑥感想文記入	5分（計：100分）	○ 本日のワークショップに関する感想や疑問、言い足りなかったこと、またあなたが日頃実践している景観に関する活動などありましたら、何でも結構ですから感想用紙に記入してください。

※このプログラムは進行に応じて変更することがあります。

当日資料

（3）地区別懇談会結果

- 地区：両小野小学校区
- 開催日時：平成 30 年 2 月 13 日（火）19：00 ～
- 開催場所：小野農民研修センター
- 参加人数：9 人

写真＿地区別懇談会の様子（両小野小学校区）

写真＿地区別懇談会の様子（両小野小学校区）

■　地区の自慢したい景観＿小野 1 班

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
	○	○	小野宿 「小野宿がやっぱり良い」	古道を復旧した裏から見る宿場（違う景色） ■おすすめのポイント ・「やままる（屋号）」のモミジ ・冬のモノトーンの美しさ（建物と雪）

■　地区の自慢したい景観＿小野 2 班

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○	○	小野宿	歴史を感じる
2		○	しだれ栗	四季を通してよい
3		○	矢彦神社	神社が見事 御柱も見事（地域の方の意気込みも感じる） 拝殿の彫り物が素晴らしい 霧訪山からの湧水がある

□ 景観地区別懇談会 _ 地域の自慢したい景観

・両小野小学校区
・開催日時：平成 30 年 2 月 13 日（火）19：00 ～

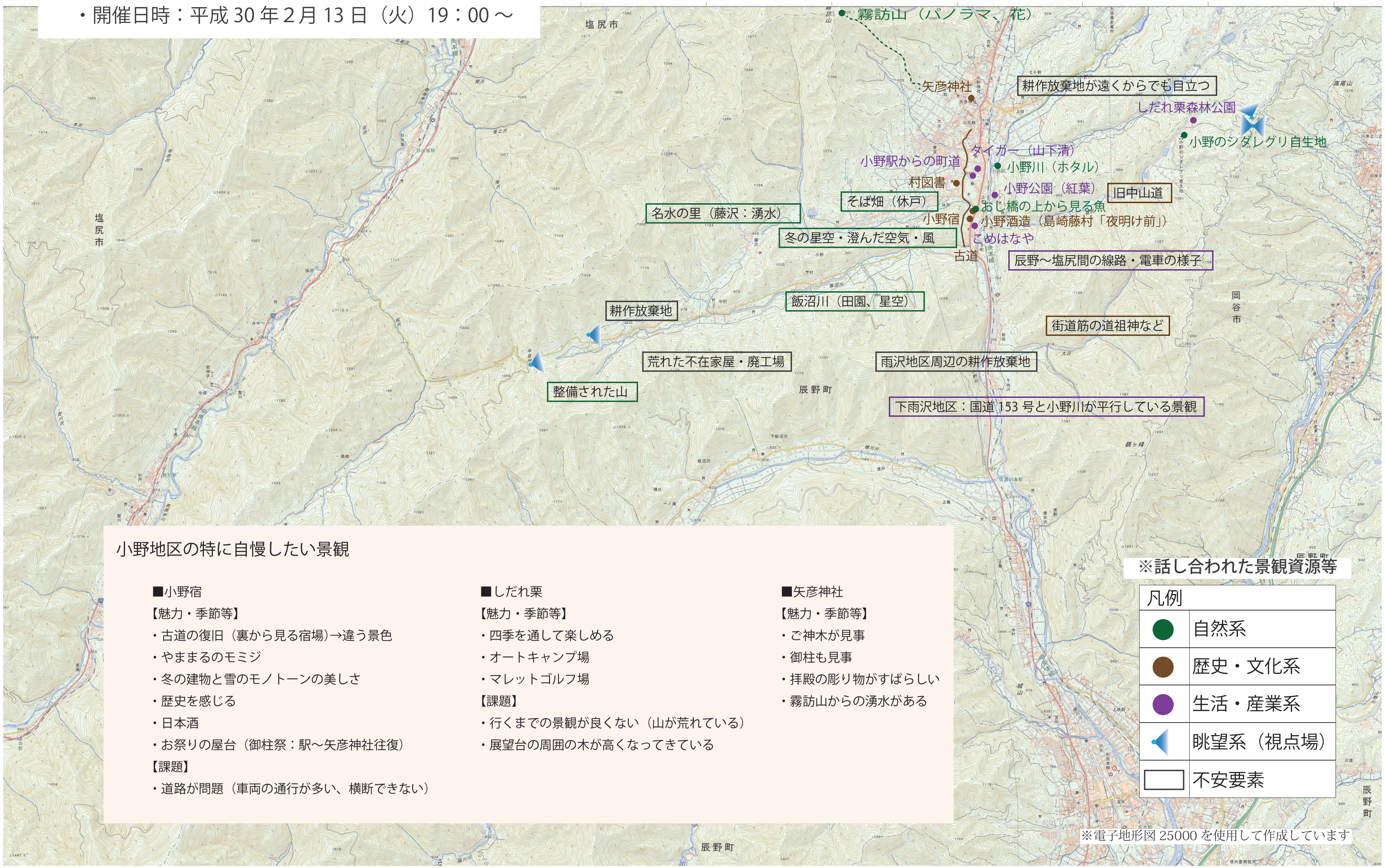

小野地区の特に自慢したい景観

■小野宿
【魅力・季節等】
・古道の復旧（裏から見る宿場）→違う景色
・やまるのモミジ
・冬の建物と雪のモノトーンの美しさ
・歴史を感じる
・日本酒
・お祭りの屋台（御柱祭：駅～矢彦神社往復）
【課題】
・道路が問題（車両の通行が多い、横断できない）

■しだれ栗
【魅力・季節等】
・四季を通して楽しめる
・オートキャンプ場
・マレットゴルフ場
【課題】
・行くまでの景観が良くない（山が荒れている）
・展望台の周囲の木が高くなってきている

■矢彦神社
【魅力・季節等】
・ご神木が見事
・御柱も見事
・拝殿の彫り物がすばらしい
・霧訪山からの湧水がある

- 地区：川島小学校区
- 開催日時：平成 30 年 2 月 16 日（金）19：00 ～
- 開催場所：蛇石の里
- 参加人数：15 人

写真 _ 地区別懇談会の様子（川島小学校区）

■ 地区の自慢したい景観 _ 川島 1 班

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		渡戸	山・河・田園・家並の総合的な景観はまさに日本のふるさと
2	○		川島駅	信濃川島駅より川島方面：春の新緑（4・5 月朝 7 時頃の山際の景色）

■ 地区の自慢したい景観 _ 川島 2 班

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
		○	地区全体	新緑…5 月中旬から 6 月の朝方
		○	地区全体	紅葉…10 月末午前 10 時
		○	地区全体	冬…曇天光がやわらかい時（モノトーン）

■ 地区の自慢したい景観 _ 川島 3 班

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
	○	○	■地区全体 山と川と田園（農地と家並みと蔵）	川島に帰ってくると（風景を見ると）時間が止まったようにゆったり感じる

□ 景観地区別懇談会 _ 地域の自慢したい景観

・川島小学校区
・開催日時：平成 30 年 2 月 16 日（金）19：00 ～

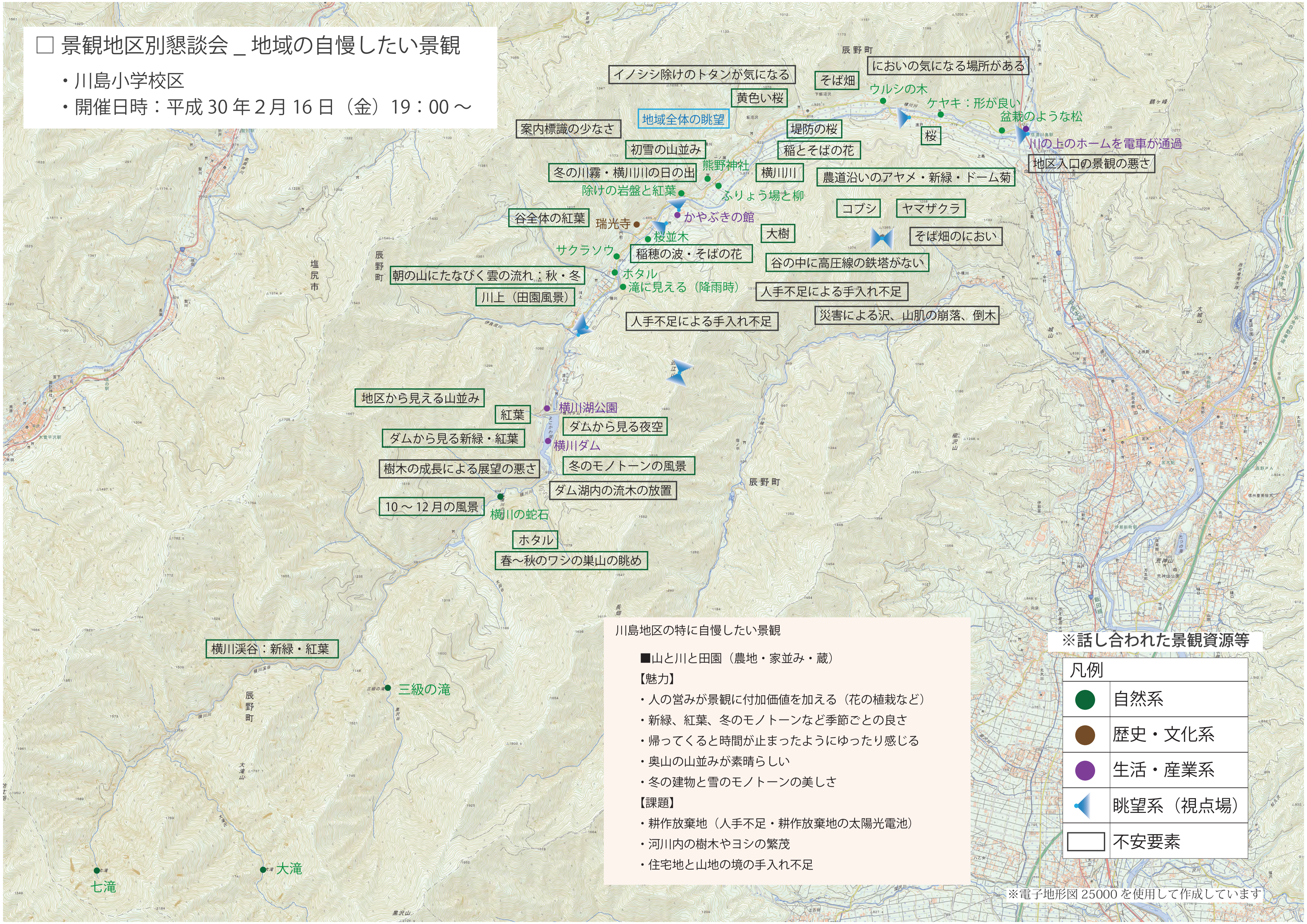

川島地区の特に自慢したい景観

■山と川と田園（農地・家並み・蔵）

【魅力】
・人の営みが景観に付加価値を加える（花の植栽など）
・新緑、紅葉、冬のモノトーンなど季節ごとの良さ
・帰ってくると時間が止まったようにゆったり感じる
・奥山の山並みが素晴らしい
・冬の建物と雪のモノトーンの美しさ

【課題】
・耕作放棄地（人手不足・耕作放棄地の太陽光電池）
・河川内の樹木やヨシの繁茂
・住宅地と山地の境の手入れ不足

- 地区：西小学校区
- 開催日時：平成 30 年 2 月 21 日（水）19：00 ～
- 開催場所：辰野町役場
- 参加人数：37 人

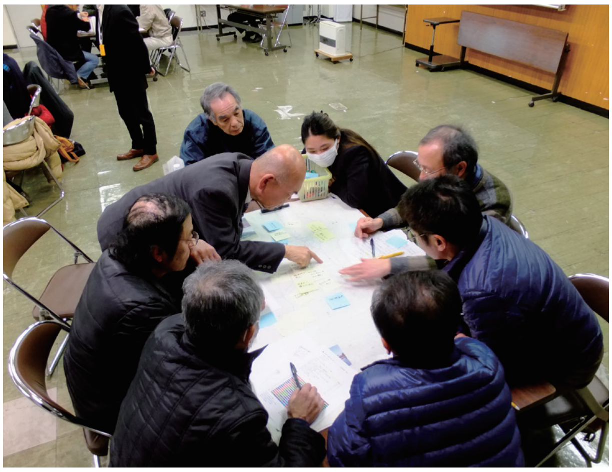

写真 _ 地区別懇談会の様子（西小学校区）

唐木沢・上島・今村班

- 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
-	○		すずはら橋	橋から見る秋の景色
-		○	かたくりの里	唐木沢側から見みる夜の景色
-		○	香住寺	秋の香住寺

宮所・小横川班

- 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		城山	通年もしくは 4 月～ 10 月：山頂から見える景色
2	○	○	穴倉山	12 月～ 1 月：穴倉山からの景観（初雪）
3		○	宮所	春～ 6 月：フクロナデシコ

上辰野・下辰野班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○	○	七蔵寺	七蔵寺の杉並木：秋の紅葉、春の若葉
2	○		大城山	伊那谷の景観・町の景観：春の新緑、初夏の風、秋の紅葉、冬の初日の出
3	○		百々橋	百々橋から南を見た景観
4	○	○	ほたる童謡公園	ホタル：6 月中旬、整備された童謡公園、ホタル用水路の景色：四季

宮木班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○	○	城前の桜並木	四季を通して・空気が澄んでいるとき・花吹雪
2		○	月丘の森	宮木諏訪神社を含む：四季を通して
3	○	○	山並み	農免道路から見る風景（山並み）・水源の上：朝日と夕陽
4	○		天狗坂	天狗坂から見る伊那谷：四季を通して

新町班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1		○	神戸西天沿い	スイセン：4 ～ 5 月（春）
2		○	鳥居沢	桜：4 ～ 5 月、ホタル：6 月
3	○	○	天竜川	カモやサギ：冬、田に水が入って水が見える間：春

□ 景観地区別懇談会 _ 地域の自慢したい景観

・西小学校区

・開催日時：平成 30 年 2 月 21 日（水）19：00 ～

唐木沢・上島・今村地区の特に自慢したい景観

■すずはら橋からの眺め

【魅力・季節等】

・すずはら橋から見る秋の横川川

■唐木沢側から見る「かたくりの里」の眺め

【魅力・季節等】

・唐木沢側から見る「かたくりの里」の夜の景色

■香住寺

【魅力・季節等】

・秋の香住寺（イチョウ）の朝

【課題】

・横川川の河川内の雑木

・耕作放棄地

・集落入口の建物

・里山の整備がされていない

新町地区の特に自慢したい景観

■天竜川

【魅力・季節等】

・春：田に水が入って水が見える間

・冬：カモやサギ

■鳥居沢

【魅力・季節等】

・4 ～ 5 月頃：桜

・6 月：ホタル

■神戸西天沿い

【魅力・季節等】

・4 ～ 5 月頃：スイセン

宮所・小横川地区の特に自慢したい景観

■城山

【魅力・季節等】

・通年（特に 4 ～ 10 月）

■穴倉山からの眺め

【魅力・季節等】

・12 ～ 1 月の初雪

■フクロナデシコ

【魅力・季節等】

・6 月頃

上辰野・下辰野地区の特に自慢したい景観

■大城山からの眺める伊那谷や町の景観

【魅力・季節等】

・春の新緑、初夏の風、秋の紅葉、冬の初日の出

■七蔵寺の杉並木

【魅力・季節等】

・春の若葉、秋の紅葉

■百々橋からの眺め

【魅力・季節等】

・百々橋からの眺め南側の景観が良い

■ほたる童謡公園のホタル用水路の景観

【魅力・季節等】

・6 月中旬のホタル

・四季を通しての用水路の景色

宮木地区の特に自慢したい景観

■城前桜並木の景観

【魅力・季節等】

・四季を通して

・空気が澄んでいるとき

・花吹雪

■月丘の森

【魅力・季節等】

・四季を通して

・宮木諏訪神社を含む眺め

■農免道路から見る風景

【魅力・季節等】

・水源地の上からの山並みの眺め

・朝日と夕日

■天狗坂から見る景観

【魅力・季節等】

・四季を通して

・伊那谷の眺め

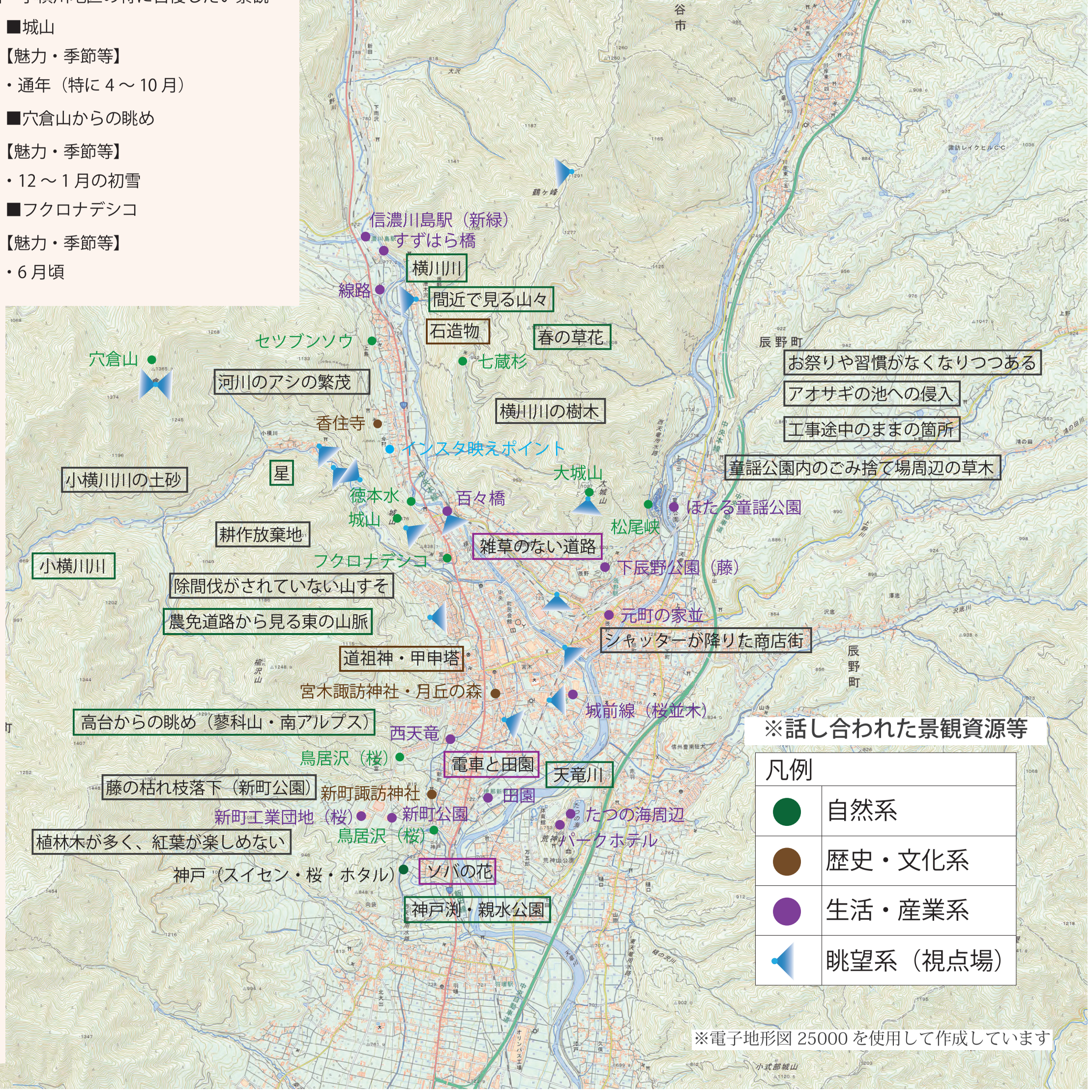

※電子地形図 25000 を使用して作成しています

- 地区：東小学校区
- 開催日時：平成 30 年 2 月 27 日（火）19：00 ～
- 開催場所：平出公民館
- 参加人数：29 人

写真 6-5_ 地区別懇談会の様子（東小学校区）

赤羽・沢底 1 班

■ 地区の自慢したい景観（赤羽）

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		たつの海周辺	年間：春…桜、夏…緑、秋…紅葉、冬…雪景色
2	○		八嶋公園	春…桜
3		○	田園地帯の菊の花	秋

赤羽・沢底 2 班

■ 地区の自慢したい景観（沢底）

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		山寺	山寺から見る駒ケ岳：初冬の雨の日の朝
2		○	福寿草	2 月下旬
3	○		青山	青山から見る田園風景：秋・黄金色のじゅうたん

樋口班

■ 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		おんまわし	おんまわしから見る風景（北から南）：お祭りの幟が良く見える、山並みや伊那谷の様子も、あぜがきれいに管理
2		○	荒神山	荒神山公園の桜：荒神社
3	○		矢沢原	矢沢原から見る伊那谷と荒神山と辰野町

平出 1 班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		ほたる童謡公園	3 月スイセン・福寿草、4 月桜、6 月ホタル、8 月ヒマワリ、年間通して
2	○		上平出公園	伊那谷の眺め、井出の清水 （諏訪湖とつながっているという伝説）
3		○	法性神社	法性神社の森一帯

平出 2 班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1		○	大城山	辰野町のシンボル：春・夏の緑、夜（ホタル装飾）、秋、冬（雪）
2		○	法性神社	平出のシンボル：初夏の芽吹き、ケヤキ大木、戦艦大和艦長の碑
3	○		三順園（みよりえん）	景観最高！

平出 3 班

■　地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○	○	城前・豊南・荒神山	春：桜・つつじ
2	○	○	童謡公園＋身近な全域	夏：ホタル
3	○	○	平出	秋：黄金の田（稲穂）大石平から見た平出
4	○	○	全域	冬：雪と青空（夜は星空）

□ 景観地区別懇談会 _ 地域の自慢したい景観

・東小学校区
・開催日時：平成 30 年 2 月 27 日（火）19：00 ～

沢底・赤羽地区の特に自慢したい景観

沢底

■山寺から見る駒ケ岳
【魅力・季節等】
・初冬の雨の日の朝

■福寿草
【魅力・季節等】
・2 月下旬

■青山から見る田園風景
【魅力・季節等】
・秋
・黄金色のじゅうたん

沢底・赤羽地区の特に自慢したい景観

赤羽

■たつの海周辺
【魅力・季節等】
・年間（春：桜、夏：緑、秋：紅葉、冬：雪景色）

■八嶋公園
【魅力・季節等】
・春（桜）

■田園地帯の菊の花
【魅力・季節等】
・秋

樋口地区の特に自慢したい景観

■おんまわしから見る風景
【魅力・季節等】
・北から南を見た伊那谷の景観
・秋祭り（幟が 4 箇所見える）
・冬～春（西駒の雪景色）

■荒神山公園の桜
【魅力・季節等】
・荒神社
・階段を上った社殿

■矢沢原から見る景観
【魅力・季節等】
・伊那谷、荒神山、町が見える
・中央アルプスの景観

平出地区の特に自慢したい景観

■ほたる童謡公園の景観
【魅力・季節等】
・年間を通して
（特に 3 月：スイセン・フクジュソウ、4 月：桜、6 月ホタル、8 月ヒマワリ）

■上平出公園から見る景観
【魅力・季節等】
・伊那谷の眺め

■法性神社の景観
【魅力・季節等】
・神社の森一帯
・平出のシンボル
・初夏の芽吹き
・ケヤキの大木
・戦艦大和艦長の碑

■大城山の景観
【魅力・季節等】
・町のシンボル
・春夏秋冬
・緑、夜（ホタルの電飾）、冬の雪景色

■三順園（みよりえん）から見る景観
【魅力・季節等】
・景観最高！

■春の景観
【魅力・季節等】
・桜、つつじ：城前線、豊南短大、荒神山

■夏の景観
【魅力・季節等】
ホタル：ほたる童謡公園、身近な全域

■秋の景観
【魅力・季節等】
・黄金の田（稲穂）：大石平から見た平出

■冬の景観
・雪と青空（夜は星空）：全域

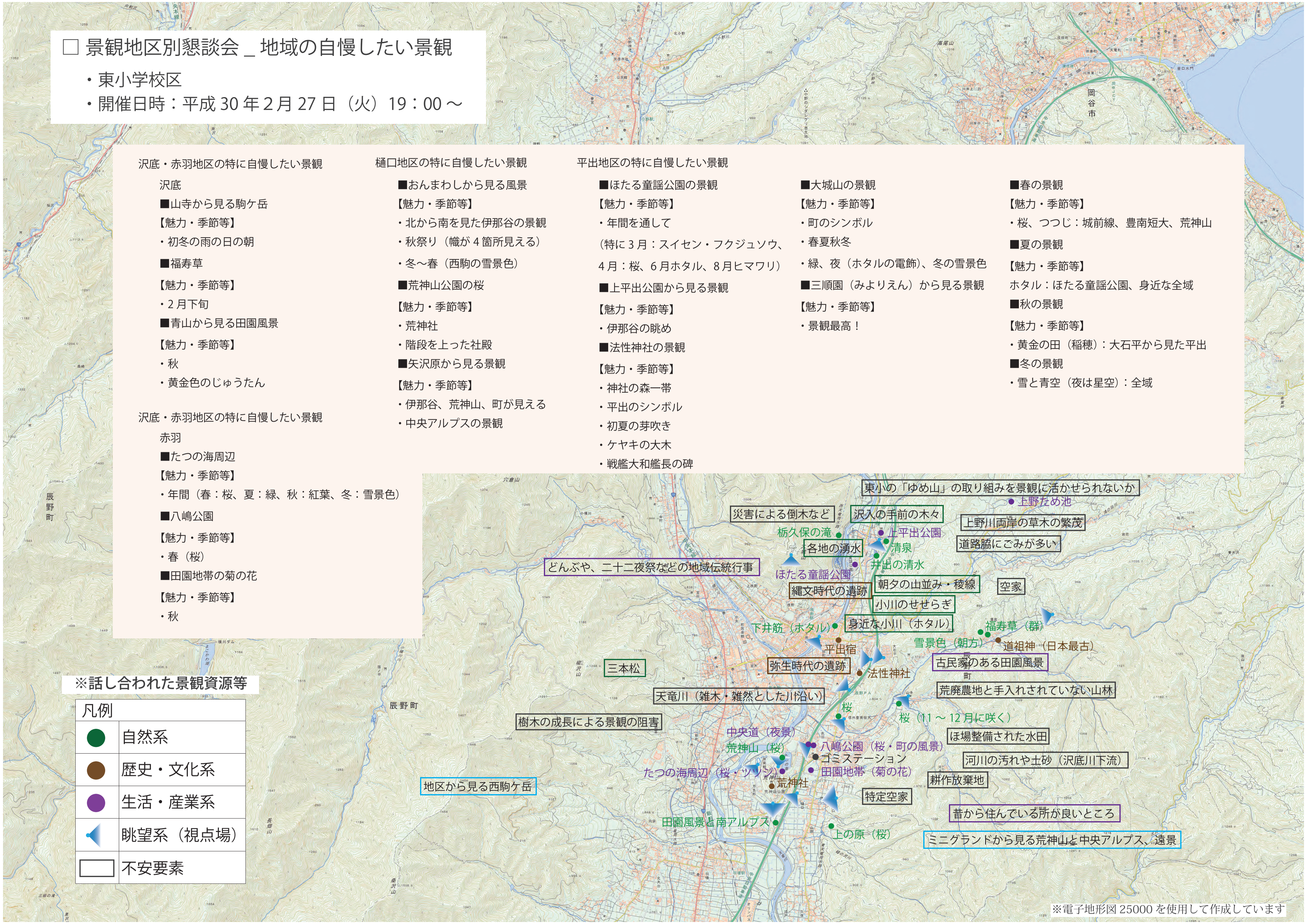

※話し合われた景観資源等

凡例	
●	自然系
●	歴史・文化系
●	生活・産業系
◀	眺望系（視点場）
□	不安要素

※電子地形図 25000 を使用して作成しています

■ 地区：南小学校区
■ 開催日時：平成 30 年 2 月 28 日（水）19：00 ～
■ 開催場所：北大出ふれあいセンター
■ 参加人数：15 人

羽場班

■ 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1		○	田園	どこから見ても美しい田園風景：田植えの季節から稲刈りの時期まで
2		○	手長神社	下田踏切から見た手長神社の桜の風景
3		○	国道 153 号沿い	羽場郵便局から見た美しくなった国道 153 号沿いの景観：平成の羽場街道

北大出 1 班

■ 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○	○	神明神社	神明神社の階段：桜の時期・雪の時期が特に最高！、明光寺の桜、中央アルプスの眺め（アルプスが青く見えて感動した）
2	○		高台からの眺め	高台からの遠くの山々や伊那谷の景観：秋の澄み切った青空と山の景色、南アルプスにたなびく雲が幻想的
3	○		中央線	東西線から見た中央アルプス、駒ヶ岳の眺め、アルプスの初冠雪・残雪、雲がかかる様子（山の中腹）

北大出 2 班

■ 地区の自慢したい景観

順位	視点場	視対象	場所	自慢したいポイントや季節・時間など
1	○		高台	高台からの朝日：伊那谷全域が見える
2		○	神明神社	神明神社の階段：風情
3	○		桑沢山	桑沢山からの伊那谷：山頂からの景色
4	○		南原	南原からの中央・南アルプス

写真 _ 地区別懇談会の様子（南小学校区）

□ 景観地区別懇談会 _ 地域の自慢したい景観

・南小学校区
・開催日時：平成 30 年 2 月 28 日（水）19：00 ～

羽場地区の特に自慢したい景観

■田園風景
【魅力・季節等】
・田植えの時期～稲刈りの時期まで
・どこから見ても美しい
・耕作放棄地が少ない

■手長神社の景観
【魅力・季節等】
・下田踏切から見た手長神社の桜の風景

■国道 153 号沿いの景観
【魅力・季節等】
・羽場郵便局から見た、美しくなった国道沿い

北大出地区の特に自慢したい景観

■神明神社の階段の景観
【魅力・季節等】
・桜の時期、雪の時期が特に最高
・明光寺の桜
・アルプスの眺め
・風情がある

■高台からの景観
【魅力・季節等】
・遠くの山々や伊那谷の景観
・秋の澄み切った青空と山
・南アルプスにたなびく雲が幻想的
・伊那谷全域が見える
・朝日の景観

■東西線からの景観
【魅力・季節等】
・中央アルプスの眺め
・アルプスの初雪、残雪
・雲がかかった山の中腹

■桑沢山からの伊那谷の景観
【魅力・季節等】
・山頂からの景色

■南原からの景観
【魅力・季節等】
・中央、南アルプスが見える

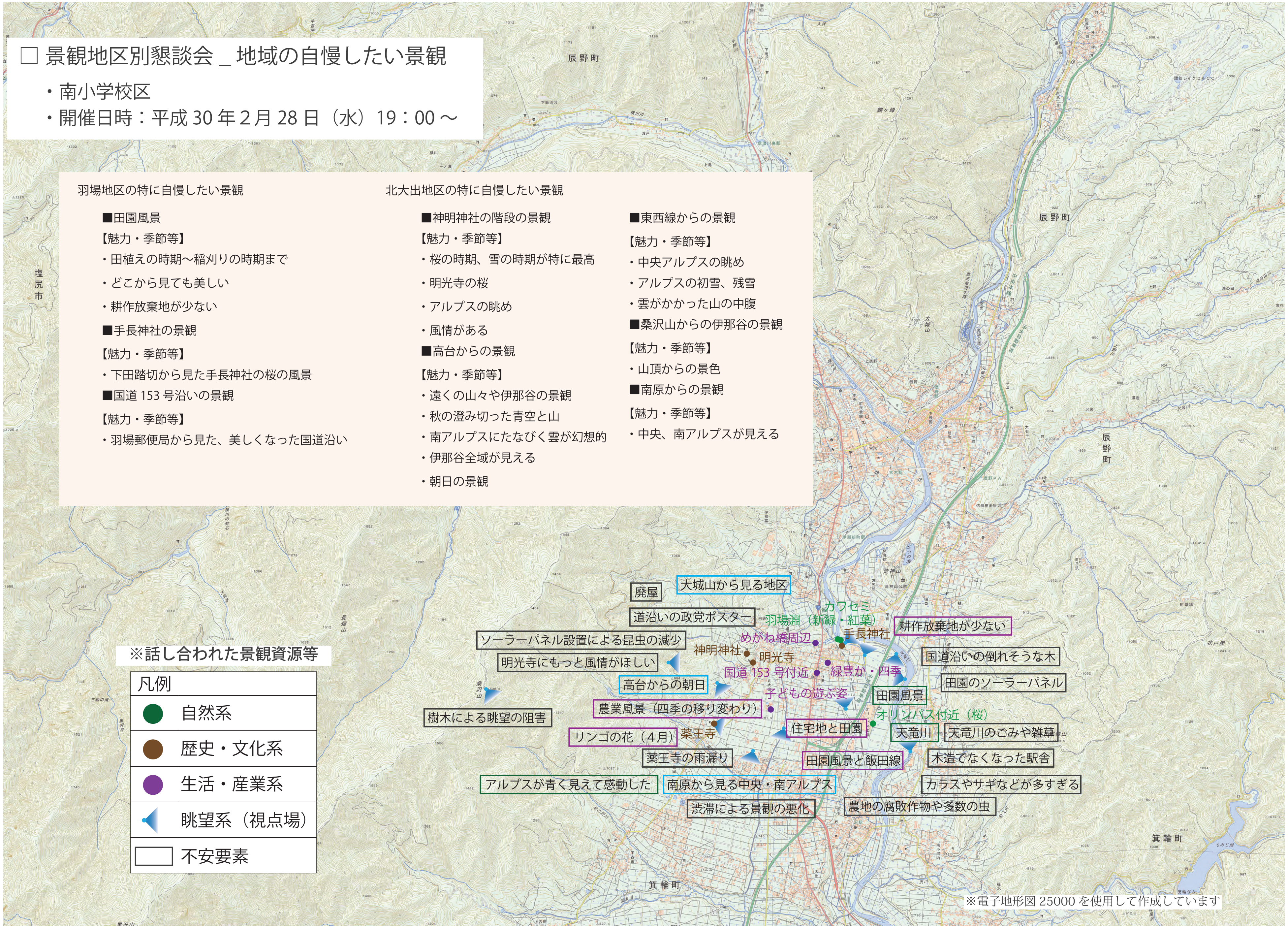

※電子地形図 25000 を使用して作成しています

3. 策定経過等

辰野町景観計画策定委員会名簿

氏名	所属等	備考
松澤　考資	長野県建築士会上伊那支部	会長
三浦　孝美	辰野町文化財審議会	副会長
有賀　勝英	辰野町農業委員会	2019 年（平成 31 年）3 月まで
福島　正一郎	辰野町農業委員会	2019 年（平成 31 年）4 月から
土屋　由美子	辰野町女性団体連絡協議会	2018 年（平成 30 年）3 月まで
野澤　長子	辰野町女性団体連絡協議会	2018 年（平成 30 年）4 月から
千田　邦郎	辰野町商工会　推薦	2018 年（平成 30 年）7 月まで
宮原　正利	合同会社ロイヤルペイント	
檀原　隆宣	辰野町建設協会　辰野町商工会	
小澤　俊郎	株式会社 IHI 回転機械エンジニアリング	2017 年（平成 29 年）10 月まで
小松　昌浩	株式会社 IHI 回転機械エンジニアリング	2017 年（平成 29 年）11 月から
土田　秀実	地域住民	
赤羽　正春	地域住民	
小野　能正	地域住民	
小口　ゆうり	地域学生	
上原　三知	信州大学　農学部	アドバイザー

事務局

氏名	所属	備考
西原　功	建設水道課	建設水道課長 平成 31 年 3 月まで
宮原　利明	建設水道課	建設水道課長 平成 31 年 4 月から 建設水道課長補佐兼都市計画係長 平成 31 年 3 月まで
三浦　秀治	建設水道課	建設水道課長補佐兼都市計画係長 平成 31 年年 4 月から
塚間　裕太	建設水道課	都市計画係

策定経過

年月日	項目	主な内容
2017 年（平成 29 年） 10 月 4 日～ 10 月 16 日	住民意識調査	アンケート調査
2017 年（平成 29 年）11 月 11 日	平成 29 年度 第 1 回 景観計画策定委員会	景観の見え方 町内の景観について
2017 年（平成 29 年）12 月 7 日	平成 29 年度 第 2 回 景観計画策定委員会	アンケート調査結果報告
2018 年（平成 30 年） 2 月 13 日～ 2 月 28 日	住民意識調査	地区別懇談会（ワークショップ）
2018 年（平成 30 年）6 月 4 日	平成 30 年度 第 1 回 景観計画策定委員会	景観計画区域について 景観形成基本理念について
2018 年（平成 30 年）7 月 18 日	平成 30 年度 第 2 回 景観計画策定委員会	景観形成基本理念について 地区区分について
2018 年（平成 30 年）8 月 29 日	平成 30 年度 第 3 回 景観計画策定委員会	地区区分について 景観形成方針について
2018 年（平成 30 年）9 月 27 日	平成 30 年度 第 4 回 景観計画策定委員会	景観形成基本理念について 景観形成方針について
2018 年（平成 30 年）10 月 24 日	平成 30 年度 第 5 回 景観計画策定委員会	景観形成方針について
2018 年（平成 30 年）11 月 28 日	平成 30 年度 第 6 回 景観計画策定委員会	届出対象行為について 景観形成基準について
2019 年（平成 31 年）1 月 17 日	平成 30 年度 第 7 回 景観計画策定委員会	景観形成基準について その他の必要な事項について
2019 年（平成 31 年）2 月 20 日	平成 30 年度 第 8 回 景観計画策定委員会	計画素案協議
2019 年（平成 31 年）3 月 26 日	平成 30 年度 第 9 回 景観計画策定委員会	計画案協議
2019 年（平成 31 年）2 月～ 2019 年（令和元年）6 月	長野県との協議	計画案、条例案についての協議
2019 年（令和元年）9 月 17 日	都市計画審議会	計画案に対する意見聴取
2019 年（令和元年）10 月 9 日～ 11 月 8 日	パブリックコメント	計画案に対する意見聴取
2019 年（令和元年）10 月 18 日	令和元年度 第 1 回 景観計画策定委員会	都市計画審議会からの意見の検討について
2019 年（令和元年）12 月 3 日	令和元年度 第 2 回 景観計画策定委員会	計画案最終確認
2020 年（令和 2 年）3 月 3 日	令和元年度 第 3 回 景観計画策定委員会	町長への景観計画策定報告

4. 屋外広告物の表示等について

屋外広告物については、本計画「第６章　良好な景観の形成に関するその他の事項」にあるとおり、本計画の運用開始時点では「長野県屋外広告物条例注)」に従っています。

今後は機能性を損なうことなく、景観に調和した屋外広告物の設置を進めるとともに、ピクトグラム等によって情報を付加することで、利用者や来訪者にとって分かりやすい屋外広告物のあり方を検討していきます。

■ ピクトグラムの例

ピクトグラムとは、不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念または状態に関する情報を提供する図形（国土交通省 HP より）のことです。

（公財）交通エコロジー・モビリティ財団 HP より：左から、案内所、休憩所、自動販売機

（注　https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kokoku/jore/index.html）

5. 用語解説

あ行

アイストップ

通りの先の建築物や街角の樹木といった、人の視線 を引きつける対象物。

赤石山脈（南アルプス）

長野県、山梨県、静岡県にまたがって連なる山脈。飛騨山脈、木曽山脈（中央アルプス）と共に日本アルプスと呼ばれる事もあるが、本町を含む上伊那地域では「南アルプス」と呼ばれることが多い。

山脈の主要な部分は、南アルプス国立公園に指定されている。

伊那街道

現在の松本市と飯田市を結び、さらに根羽村を経て愛知県の吉田（現在の豊橋市）に達する街道。江戸時代に中馬の使う道として発達した中山道の脇往還。「三州街道」といわれることもある。

伊那山地（伊那山脈）

赤石山脈（南アルプス）の西側に平行して南北に延びる標高 1,600 ～ 1,800m の山域の総称であり、伊那山地（いなさんち）が正式名称であるが、本町を含む「伊那谷（伊那盆地）」では「伊那山脈」と呼ぶことが多い。尾根は比較的なだらかで、標高差が少ないことも特徴である。

赤石山脈を源とし、伊那山脈を東から西へと横断している川の谷により、四つの部分に分かれている。

伊那谷

本町を含む長野県南部の天竜川に沿って南北に伸びる盆地を「伊那谷」という。東を伊那山地、西を木曽山脈に挟まれた細長い独特の地形からそう呼ばれている。

インバウンド
国外から自国への観光客や旅行のこと。JNTO（日本政府観光局）の発表によると、2018年に日本を訪れた外国人観光客（訪日外客数）は3,119万人となっていて、年々その数は増えている。

インバランス
電力の需要量と供給量の差のこと

オープンスペース
都市や敷地内において、建造物の建っていない場所。また空き地も指す。

屋外広告物
看板、立て看板、張り紙、広告版、広告塔などで建築物等に付けられたもの、または、表示されたもの、これらに類するものをいう。景観計画では常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものを対象としている。

か行

かんがい用水
農地に安定的に水を供給するため、外部から人工的にひかれた用水のこと。

木曽山脈（中央アルプス）
長野県の伊那谷と木曽谷に跨って南北に連なる山脈。天竜川と木曽川に挟まれた山脈であり、飛騨山脈、赤石山脈と共に日本アルプスと呼ばれる事もあるが、地元では中央アルプスと呼ばれることが多い。上伊那の中学校では例年6月頃に学校行事として登山を行っている学校も多い。

クラッシャープラント
アスファルトやコンクリートを粉砕する設備。コンクリートプラント同様、周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物で政令で定めるものとして、都市計画法で第一種特定工作物とされている。

景観
山や川といった物そのものではなく、そういったものを人が見ること、見て感じること、といった必ず「人」が関わる身の回りの眺めのこと。

景観資源
山、樹木、建物など景観を構成しているものや街角や通りにある景観を引き立てているもの。

景観条例
景観に関する地方公共団体の条例。

景観審議会
景観計画の変更や計画区域内の良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するために、景観条例に基づいて設置される景観行政団体の諮問機関。

景観法
平成16年に公布された景観に関わる日本の法律で、同時に公布された景観法の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律と合わせて「景観緑三法」と呼ばれる。平成 17 年に全面施行された。

庚申塔

庚申講と呼ばれる風習を続けた記念に建てられる石塔。江戸時代以降に多く建てられた。庚申講は中国より伝来した道教に由来するもので、人間の体内にいるという「さんし虫」という虫が庚申の日の夜、寝ている間にその人間の悪事を天帝に報告しに行くとされていることから、それを避けるために夜通し眠らずに神様を祀り宴会などをしたりすること。

高水敷

川沿いの洪水時に水につかる一段高い敷地

コンクリートプラント

コンクリートを生産する設備で、都市計画法では、周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物として第一種特定工作物に指定されている。

さ行

サイン

看板や案内板などの屋外広告。

山塊

山脈から離れて一つの塊状となった山地。あるいは山地が列状にならずに、複数の山がひとまとまりとして把握される山岳のこと。独立山とも呼ばれる。

シーケンス

連続するもの。景観では道路などを移動する際に、見ることのできるまち並みなどの連続したものを指す。

軸の景観

「面の景観」よりも狭い範囲で面と面をつないだり、面を貫いたりする骨格的な景観。河川や道路沿いなどの景観を指すことが多い。

自然エネルギー

太陽の光や熱、風、などの自然の力を利用して作られるエネルギーのこと。国際的には再生可能エネルギーともいうのが一般的。この場合、利用する速度以上で自然界によって補充されるエネルギーをいう。

視点場

景観を眺める眺望のよい場所をさす。ビューポイントと同義語。

視対象

視点場などから見られる対象となる物や資源。

地場産

その地域で生産されたもののこと。

森林の公益的機能

森林が発揮する多くの機能を指し、「森林の多面的機能」とも呼ばれる。森林の機

能としては、「生物多様性保全」、「地球環境保全」、「土砂災害防止機能／土壌保全機能」、「水源かん養機能」、「快適環境形成機能」、「保険・レクリエーション機能」、「文化機能」、「物質生産機能」があるとされている。

スカイライン

空を背景とした、山岳のりょう線や都市の高層建築物などによる輪郭線のこと。

ストリートファニチャー

ベンチなど、道路（主に歩道）上に設置する構造物。

ソーラーシェアリング

農業を続けながら、太陽光発電を行うこと。

た行

鎮守の森

神社の境内やその周辺を囲むようにある森。津波や火災の威力を弱めるともされる。

田園

田や畑などの農地、または周辺の河川や森林、人家等を含む場合の土地をいう。本計画では、後者を田園として定義する。

道祖神

地域の境界や辻などに石像などとして祀られている神様。地域の守り神や子孫繁栄、通行する際の安全の神様として信仰されている。

特定外観意匠（とくていがいかんいしょう）

公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠。

都市のスポンジ化

低未利用地と呼ばれる空地や空家などが都市の中に小単位で時間的にも空間的にもランダムに相当数発生すること。

は行

ポンプアップ

機械等を使って、水を上げること。

ま行

マンセル値

色彩の三属性を組み合わせて表記する記号。５YR ３/ ２などと表す。詳しくは本計画書別表１を参照。

面の景観

田園の景観やまちなかの景観など、一定の広がりを持つ景観。「軸の景観」と対をなしたり、比較をされることが多い。

や行

屋敷林

家屋に対する風の影響を少なくするため、屋敷の周囲に設置される林のこと。

山里

本計画においては本町の独自の景観として、天竜川の支流沿いの山地・河川・農地・人家等が一体的となっている景観を指す。

ら行

ランドマーク

地域の景観を特徴づけている、あるいは目印となる山や河川、建築物、樹木などの景観要素。

竜西

天竜川の西側の地域。東側は竜東という。

竜東

天竜川の東側の地域。西側は竜西という。

りょう線

山の峰から峰へと続く線のこと。尾根のこと。

リノベーション

既存の建物の用途や機能を刷新し、性能を向上させたり、付加価値を与えること。リフォームより、大規模な改修を指すことが多い。

ルーバー

羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を、枠組みに隙間をあけて平行に組んだもの。

ロックシェッド

道路や鉄道上に設置する落石対策用のトンネル状防護施設で、覆い工、洞門工とも呼ばれる。

わ行

ワークショップ

参加者自らが参加や作業（体験）を通して参加者同士の相互作用により、何かを気付いたり、学びあったり、つくりだしたりする会議の手法の一つ。

参加者がグループに分かれ、意見を出し合って作業を行うことから「騒々しい会議」と表現されることもある。

コラム・掲載写真について

本計画書は、いくつかのコラムを掲載していますが、コラムの最後に氏名が記述してあるものは、景観計画策定委員会の委員の皆さんにお願いをして書いていただいたものです。

お忙しい中を多くの委員さんのご厚意により書いていただいたため、了承を得た上で、敬意と感謝を込めてお名前を掲載させていただきました。

これらのコラムは、計画記載事項の決定後に執筆をお願いしていることから、計画書の本編には委員の方の個人的な意見は反映されていません。

あくまで景観に関する委員さんの個人的な見解や想い、感想としてお読みいただければと思います。

また、本計画に掲載している写真の多くは、『いいまちたつの知らせ隊』 代表の中谷 勝明さんが撮影されたものです。中谷さんには本計画への掲載をご快諾いただきました。ここにお礼と感謝を込めて紹介させていただきます。

辰野町景観計画策定委員会事務局

辰野町景観計画

辰野町役場　建設水道課
〒 399-0493
長野県上伊那郡辰野町中央 1 番地
TEL：0266-41-1111（代表）
FAX：0266-41-4651
URL：http://www.town.tatsuno.lg.jp/

辰野町景観形成基本理念

世界につながる　日本のど真ん中　“ふるさと”辰野

多くの人たちによって守り育てられてきた

この美しい「あの日の風景」に　未来の子ども達が出会えるよう

立場を超えて　ともにつないでいきます